



埼玉県報

第 3089 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 19 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例のあらまし（財政課）
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし（財政課）
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（改革推進課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 会計年度任用職員の報酬等に関する条例のあらまし（人事課）
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし（共助社会づくり課）
- 埼玉県特殊詐欺撲滅条例のあらまし（防犯・交通安全課）
- 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例のあらまし（社会福祉課）
- 埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例のあらまし（こども安全課）
- 埼玉県健康づくり安心基金条例のあらまし（保健医療政策課）
- 埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例のあらまし（国保医療課）
- 医療法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（医療整備課）
- 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例のあらまし（生活衛生課）
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし（産業支援課）
- 埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例のあらまし（水道企画課）
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例のあらまし（教委・総務課）
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（教職員課）
- 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例のあらまし（教職員課）
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（小中学校人事課）

条例

- 埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例（財政課）

- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（財政課）
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（改革推進課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 会計年度任用職員の報酬等に関する条例（人事課）
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(共助社会づくり課)
- 埼玉県特殊詐欺撲滅条例（防犯・交通安全課）
- 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（社会福祉課）
- 埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例（こども安全課）
- 埼玉県健康づくり安心基金条例（保健医療政策課）
- 埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例（国保医療課）
- 医療法施行条例の一部を改正する条例（医療整備課）
- 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例(生活衛生課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（産業支援課）
- 埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（水道企画課）
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（教委・総務課）
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）
- 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（教職員課）
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（小中学校人事課）

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）
- 埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則（共助社会づくり課）
- 埼玉会館管理規則の一部を改正する規則（文化振興課）
- 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則（文化振興課）
- 埼玉県立武道館管理規則の一部を改正する規則（スポーツ振興課）
- 埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則（消費生活課）
- 埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 医療法施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）
- 臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）
- 埼玉県県民健康福祉村管理規則の一部を改正する規則（健康長寿課）
- 埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則（産業労働政策課）
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則（商業・サービス産業支

援課)

- 埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則（産業支援課）
- 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則（産業支援課）
- さいたまスーパーアリーナ管理規則の一部を改正する規則（都市整備政策課）
- 埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則（公園スタジアム課）
- 埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- 埼玉県立近代美術館管理規則等の一部を改正する規則（文化資源課）

告示

- 馬宮土地改良区の役員就退任届（さいたま農林振興センター）
- 家畜伝染病予防法 5 条に基づく検査の実施（畜産安全課）
- 第二種区画漁業権の免許（生産振興課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 川口都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 越谷都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 越谷都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 桶川都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 川口栄町 3 丁目銀座地区市街地再開発組合定款及び事業計画の変更認可（市街地整備課）
- 県道飯能寄居線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道さいたま菖蒲線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道行田蓮田線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 住民監査請求に係る監査結果の公表（監査第一課）

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

正誤

- 埼玉県条例第 8 号中訂正（共助社会づくり課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（財政課）

一 趣旨

消費税法等の一部改正に伴い、手数料等の額を改定するための改正

二 内容

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う、関係四十二条例で定める手数料等の額の改定

（例）水質試験のうち一般飲料水試験（細菌学的試験）

（現行）二千七百二十円 （改正後）二千七百五十円

三 施行期日等

（一）施行期日

平成三十一年十月一日

（二）経過措置

（例）この条例の施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による（利用料金を除く）。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三号)

(財政課)

一 趣旨

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、土地使用権等の取得の裁定申請手数料等の額を定めるとともに、消費税法等の一部改正に伴い、飲食店営業許可申請手数料等の額を改定等するための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設等

(例) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく土地使用権等の取得の裁定申請手数料(損失の補償金の見積額が十万円以下の場合) 二万七千円

イ 消費税法等の一部改正に伴う手数料の改定

(例) 飲食店営業許可申請手数料(新規営業許可) 現行 一万六千円
改正後 一万六千円

ウ 規定の整備

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

三 施行期日

平成三十一年四月一日。ただし、二(一)アの一部及び二(二)の一部は同年六月一日、二(一)アの一部、二(一)ウ及び二(二)の一部は建築基準法の一部を改正する法律の施行の日、二(一)アの一部、二(一)イ及び二(二)の一部は同年十月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（改革推進課）

一 趣旨

児童虐待防止対策体制の強化、国際競技大会の開催等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

病院事業管理者の事務を補助する職員

(一) 知事の事務を補助する職員

六千七百三十人 ↓ 六千七百七十六人（+四十六人）

(二) 公営企業管理者の事務を補助する職員

四百十八 ↓ 四百二十七（+九人）

(三) 病院事業管理者の事務を補助する職員

二千三百九十二人 ↓ 二千四百一十一人（+十九人）

(四) 下水道事業管理者の事務を補助する職員

百一人 ↓ 百七人（+六人）

三 施行期日

平成三十一年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）
（人事課）

一 趣旨

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び平成三十年十月十八日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告を踏まえ、職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定を整備するための改正

二 内容

正規の勤務時間以外の時間における勤務について規定するとともに、必要な事項は人事委員会規則で定める。

三 施行期日

平成三十一年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

会計年度任用職員の報酬等に関する条例（埼玉県条例第六号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、並びに平成三十年十月十八日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告を踏まえ、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めるための条例の制定

二 内容

(一) 会計年度任用職員の報酬等を規定

ア 報酬等

報酬等は、類似する業務に従事する常勤職員の一級の給料月額を超えない範囲内で規則の定めにより決定

報酬等を定める場合は、常勤職員の給与との権衡を考慮

イ 期末手当

常勤職員の例により支給

任期が六月未満の者等は不支給

(二) 関係十二条例の一部改正

三 施行期日

平成三十二年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

埼玉県指定特定非営利活動法人の手續等に関する条例の規定による指定の取消しの申出があつた指定特定非営利活動法人について、指定の取消し等するための改正

二 内容

指定の取消し等する特定非営利活動法人の名称（所在地）
特定非営利活動法人キャンパー（行田市）

三 施行期日

平成三十一年三月二十七日（一部は公布の日）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県特殊詐欺撲滅条例（埼玉県条例第八号）（防犯・交通安全課）

一 趣旨

この条例は、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が社会問題となっている現状に鑑み、特殊詐欺の撲滅を図るため、特殊詐欺の被害の防止に関し、県の責務等を明らかにし、及び特殊詐欺の被害の防止に関する基本的事項を定めることにより、特殊詐欺の被害の防止に関する対策を総合的に推進し、もって県民の財産を守ることを目的とするもの

二 内容

(一) 定義

ア 特殊詐欺

振り込め詐欺及び振り込め詐欺以外の特殊詐欺をいう。

イ 振り込め詐欺

オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺をいう。

ウ 振り込め詐欺以外の特殊詐欺

有価証券等の売買、宝くじ当選番号の情報提供、異性との交際あっせん等の名目で、対面することなく不特定多数の者に虚偽の情報を提供する等して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺等をいう。

(二) 県の責務等

ア 県の責務

特殊詐欺の被害防止に関する施策の推進

イ 市町村への協力

市町村の施策の策定・実施に対する県の協力等

ウ 県民の役割

(ア) 特殊詐欺の被害防止に関する施策への協力

(イ) キャッシュカードを渡さない等適切な行動に努める等

エ 事業者の役割

特殊詐欺の被害防止に関する施策への協力

オ 金融機関の役割

窓口での声掛け、ATMの利用制限など特殊詐欺の被害防止の取組に努める。

(三) 特殊詐欺の被害の防止に関する対策等

ア 普及啓発

(ア) 県は、県民等の関心及び理解を深め、特殊詐欺の被害に遭わないようにするとともに犯行に加担しないようにするため、広報・教育活動を実施

(イ) 県は、金融機関等の事業者が実施する特殊詐欺の被害防止に関する取組について、広報等を実施

イ 県民等の自主的な活動の促進

県は、県民等が行う特殊詐欺の被害防止の自主活動を促進

ウ 情報の提供

県は、市町村及び県民や事業者等に対して、特殊詐欺の被害防止に関する情報を提供する

エ 被害防止のための助け合いの取組

県民は、家族や地域住民と互いに注意喚起に努める等

オ 通報

県民や事業者は、特殊詐欺の被害に遭いかけている者を見つけた場合は、警察官への通報に努める等

カ 運用上の留意事項

キ 財政上の措置

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）

（社会福祉課）

一 趣旨

地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定するものである。

二 内容

民生委員の定数が変更となる十六市町の定数を改定する。

（例）上尾市

三百十八人 ↓ 三百二十五人（十七人）

三 施行期日

平成三十一年十二月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）（こども安全課）

一 趣旨

増加する児童虐待通告に一層迅速に対応するため、新たに埼玉県草加児童相談所を設置するための改正

二 内容

(一) 草加児童相談所を草加市に設置し、所管区域を草加市、三郷市、八潮市、吉川市とする。

(二) 越谷児童相談所の所管区域中、草加市、三郷市、八潮市、吉川市を削る。

三 施行期日

平成三十一年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県健康づくり安心基金条例（埼玉県条例第十一号）（保健医療政策課）

一 趣旨

健康づくりに資する取組の充実を図り、もって誰もが健康で生き生きと暮らすことができる社会づくりを推進するため、埼玉県健康づくり安心基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

平成三十一年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十二号）
（国保医療課）

一 趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する。

二 内容

国民健康保険法の規定に基づき、市町村の国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、埼玉県国民健康保険広域化等支援基金を設置していた。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、同基金の設置根拠に係る規定が削除され解散することとされたため、埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する。

三 施行期日

平成三十一年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

医療法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（医療整備課）

一 趣旨

医療法等の一部改正に伴い、療養病床を有する病院等の従業者の基準の特例措置の延長等をするための改正

二 内容

- (一) 病院等の従業者の基準の特例措置の延長
- (二) 既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設等の入所定員数に関する規定の整備
- (三) その他の規定の整備

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
(埼玉県条例第十四号) (生活衛生課)

一 趣旨

水道法施行令等の一部改正を踏まえ、県が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格を改正するものである。

二 内容

- (一) 水道技術管理者の資格要件に専門職大学の項目を追加
- (二) 技術士法に定める第二次試験の選択科目の統合

三 施行期日

平成三十一年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）
（産業支援課）

一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料及び試験に係る手数料を定めるとともに、近年老朽化した機器を条例から削除する。
また、消費税改正に伴う使用料・手数料の改定を行う。

二 内容

(一) 使用料

次の三点を条例に追加する。

- ・ 衝撃試験装置 一時間 一、三八〇円
- ・ リバブレーションチャンバー 一時間 六、七九〇円
- ・ 空間電磁界可視化システム 一時間 六五〇円

(二) 手数料

次の五点を条例に追加する。

- ・ 食品材料等の物性試験 一試料一項目 四、六〇〇円
- ・ 衝撃試験装置による試験 一試料一測定 一三、六〇〇円
- ・ リバブレーションチャンバーを使用する測定 一時間 一一、二〇〇円
- ・ FT-NMR装置による分析
液体試料測定 一時間 八、二五〇円
固体試料測定 一時間 二八、九〇〇円

(三) 次の七点を条例から削除する。

- ・ YAGレーザー加工装置
- ・ 射出型フローテスタ
- ・ 型紙作製システム
- ・ マーキングシステム
- ・ 縫製仕様書作成システム
- ・ 落錘式衝撃試験機
- ・ 試験ロール機

(四) 消費税法等の一部改正に伴う使用料・手数料の改定

三 施行期日

公布の日。ただし、リバブレーションチャンバー及び空間電磁界可視化システムについては平成三十一年四月一日。二(四)については平成三十一年十月一日。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（水道企画課）

一 趣旨

水道法施行令等の一部改正を踏まえ、水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改正するものである。

二 内容

- (一) 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学の項目を追加
- (二) 技術士法に定める第二次試験の選択科目の統合

三 施行期日

平成三十一年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（経営管理課）

一 趣旨

埼玉県立小児医療センターの診療科目に移植外科を追加するとともに、消費税法等の一部改正に伴い、病院事業に係る料金の額を改定するための改正

二 内容

- (一) 埼玉県立小児医療センターの診療科目に移植外科を追加
- (二) 消費税率の引上げに伴う料金の改定

三 施行期日

平成三十一年四月一日

ただし、二(二)は同年十月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（教委・総務課）

一 趣旨

事務事業の執行体制の見直しに伴い、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百二十六人 ↓ 七百二十一人（△五人）

三 施行期日

平成三十一年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（教職員課）

一 趣旨

平成三十年十月十八日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての報告を踏まえ、市町村立の中学校等の夜間学級の勤務に係る特殊勤務手当を新設するとともに、規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 夜間学級担当手当の新設
- (二) 兼務手当の支給対象の拡大
- (三) 義務教育学校設置に伴う規定の整備

三 施行期日

平成三十一年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（埼玉県条例第二十号）（教職員課）

一 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、並びに平成三十年十月十八日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告を踏まえ、会計年度任用学校職員の報酬等に関し必要な事項を定めるための条例の制定

二 内容

(一) 会計年度任用学校職員の報酬等を規定

ア 報酬等

報酬等は、類似する業務に従事する常勤職員の二級の給料月額を超えない範囲内で規則の定めにより決定

報酬等を定める場合は、常勤職員の給与との権衡を考慮

イ 期末手当

常勤職員の例により支給

任期が六月未満の者等は不支給

(二) 関係二条例の一部改正

三 施行期日

平成三十二年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（県立学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するとともに、市立の義務教育学校の設置に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

平成三十一年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十二号）（県立学校人事課）

一 趣旨

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び平成三十年十月十八日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定を整備するための改正

二 内容

正規の勤務時間以外の時間における勤務について規定するとともに、必要な事項は教育委員会規則で定める。

三 施行期日

平成三十一年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）
（小中学校人事課）

一 趣旨

市立の義務教育学校及び中等教育学校が設置されることを踏まえ、関係規定を整備するための条例の制定

二 内容

市立の義務教育学校及び中等教育学校が設置されることを踏まえ、関係五条例の一部を改正する

三 施行期日

平成三十一年四月一日

条 例

埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二号

埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例

(埼玉県衛生試験等手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県衛生試験等手数料条例(昭和二十三年埼玉県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「千八百二十円」を「千八百四十円」に、「七千二百十円」を「七千三百円」に改め、同号ロ中「六千四十円」を「六千五百十円」に改め、同号ハ(1)中「一万五千四百三十円」を「一万五千七百十円」に改め、同号ハ(2)中「六千七百七十円」を「六千八百八十円」に改め、同号ニ中「一万四千六百円」を「一万四千八百七十円」に、「三万四千六百八十円」を「三万五千二百三十円」に改め、同項第二号イ(1)中「二千百七十円」を「二千百九十円」に、「三千二百九十円」を「三千三百二十円」に改め、同号イ(2)中「四千九百四十円」を「四千九百八十円」に、「六千七百五十円」を「六千八百二十円」に改め、同号ロ(1)中「八千百五十円」を「八千二百六十円」に改め、同号ロ(2)中「二万四千九十円」を「二万四千四百四十円」に、「五万四千八十円」を「五万二千三十円」に改め、同項第三号イ中「一万千百九十円」を「一万千三百五十円」に、「二万四千七百九十円」を「二万五千九十円」に改め、同号ロ中「一万五千二百十円」を「一万五千百九十円」に改め、同項第四号イ中「千三百四十円」を「千三百五十円」に、「五千九百円」を「五千九百七十円」に改め、同号ロ(1)中「三千五百二十円」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ(2)中「三千七百八十円」を「三千八百十円」に改め、同項第五号イ中「三千三百八十円」を「三千四百円」に改め、同号ロ(1)中「四千百八十円」を「四千二百十円」に改め、同号ロ(2)中「六千五百七十円」を「六千六百十円」に改め、同号ハ(1)中「六千九十円」を「六千三百三十円」に改め、同号ハ(2)中「七千三百二十円」を「七千三百七十円」に改め、同号ニ中「九千三百円」を「九千三百八十円」に改め、同項第六号イ(1)中「千百七十円」を「千百八十円」に、「八千十円」を「八千二十円」に改め、同号イ(2)中「千二百九十円」を「千三百円」に、「四千四百九十円」を「四千五百五十円」に、「一万七百元」を「一万八百五十円」に、「二万三百二十円」を「二万五百四十円」に、「二万二千九百六十円」を「二万三千二百三十円」に、「二万二千七百九十円」を「二万三千六十円」に、「四万七千三百三十円」を「四万八千六

十円」に、「二万六千二百五十円」を「二万六千二百五十円」に、「三万百三十円」を「三万四百四十円」に、「二万三千二百円」を「二万三千五百六十円」に、「四万六千六十円」を「四万六千五百五十円」に、「二万二千六百三十円」を「二万二千八百十円」に改め、同号ロ中「千十円」を「千二十円」に、「二千六百二十円」を「二千六百四十円」に改め、同号ハ中「六千二百六十円」を「六千三百四十円」に、「二十三万九千八十円」を「二十四万二千二百円」に、「二十一万七千八百九十円」を「二十二万八百元」に改め、同号ニ(1)中「六千九百元」を「六千九百九十円」に、「六千三百円」を「六千三百八十円」に改め、同号ニ(2)中「二千七百二十円」を「二千七百五十円」に改め、同項第七号イ(1)中「六百三十円」を「六百四十円」に、「千四百五十円」を「千四百六十円」に、「三千七百六十円」を「三千八百二十円」に改め、同号イ(2)中「九百元」を「九百十円」に、「三千五百六十円」を「三千六百二十円」に、「八千七百十円」を「八千八百四十円」に改め、同号イ(3)中「三千五百九十円」を「三千六百三十円」に、「五千五百九十円」を「五千六百七十円」に、「一万五千六百七十円」を「一万五千九百三十円」に改め、同号ロ(1)中「千五百二十円」を「千五百四十円」に、「三千七十円」を「三千百二十円」に、「八千二百三十円」を「八千三百六十円」に改め、同号ロ(2)中「八千三十円」を「八千五百十円」に、「九千五百二十円」を「九千六百七十円」に、「一万七千三百四十円」を「一万七千五百八十円」に改め、同号ハ中「九千二百三十円」を「九千三百八十円」に、「二万六千二百円」を「二万九千八百八十円」に改め、同号ニ中「三万七千七百七十円」を「三万八千二百六十円」に改め、同項第八号イ中「一万三百四十円」を「一万五百円」に改め、同号ロ中「三千五百二十円」を「三千五百六十円」に改め、同号ハ中「二万二千三百九十円」を「二万二千八百三十円」に改め、同号ニ中「三万二千六百元」を「三万三千百四十円」に改め、同号ホ中「五万七千五百十円」を「五万八千六十円」に改め、同項第九号中「一万三千二百九十円」を「一万三千三百円」に改め、同項第十号中「五万七千百円」を「五万七千四百二十円」に改める。

(埼玉県保健所使用料等条例の一部改正)

第二条 埼玉県保健所使用料等条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「千五百三十円」を「千五百五十円」に改める。

(食品衛生に関する条例の一部改正)

第三条 食品衛生に関する条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「六千八百円」を「六千九百円」に改める。

(埼玉県道路占用料徴収条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

一 埼玉県道路占用料徴収条例(昭和二十八年埼玉県条例第五十七号)第三条第一項

二 行政財産の使用料に関する条例(昭和三十九年埼玉県条例第十七号)別表土地の項及び建物の項

三 埼玉県工業用水道料金徴収条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十五号)第三条第一項

四 埼玉県水道用水料金徴収条例(昭和四十三年埼玉県条例第十二号)第三条

五 埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例(平成十二年埼玉県条例第三十九号)別表第一号の表の備考第七号及び別表第二号の表の備考第五号

六 埼玉県流水占用料等徴収条例(平成十二年埼玉県条例第四十号)別表第一の備考第五号

(埼玉県都市公園条例の一部改正)

第五条 埼玉県都市公園条例(昭和三十六年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二運動施設の項中「六〇八、一四三円」を「六一九、四〇五円」に、「八、七六二円」を「八、九二五円」に、「二、〇〇六円」を「二、〇四四円」に、「七、二三五円」を「七、三六九円」に、「一、五四三円」を「一、五七二円」に、「一〇、四一〇円」を「一〇、六〇三円」に、「二、三二七円」を「二、三六〇円」に、「一二、三四三円」を「一二、五七二円」に改め、同表教養施設の項中「八、〇九九円」を「八、二四九円」に、「二、五九二円」を「二、六四〇円」に改め、同表便益施設(駐車場に限る。)の項中「四七九円」を「四八八円」に改め、同表の備考二中「千百六十一円」を「千百八十三円」に改め、同表の備考四中「二千八百七十円」を「二千九百二十四円」に改める。

別表第二第一号の表公園施設の項中「三、三五五円」を「三、四一七円」に改め、同表の備考三中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、別表第二第二号の表の備考四中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第三第三号の撮影の項中「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「三二、四〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改め、同表第六号の広告物の表示の項中「一四、八一二円」を「一五、〇八七円」に、「五二五円」を「五三五円」に改め、同表の備考二中「百分の十二・九六」を「百分の十三・二」に、「十万七千八百七十七円」を「十万九千八百七十五円」に改め、同表の備考四中「百分の五・一八四」を「百分の五・二八」に、「百分の二・五九二」を「百分の二・六四」

に改め、同表の備考五中「百分の二・五九二」を「百分の二・六四」に改め、同表の備考六中「千分の十・三六八」を「千分の十・五六」に改める。

(埼玉会館条例の一部改正)

第六条 埼玉会館条例(昭和四十一年埼玉県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

第一展示室	小ホール					大ホール					施設等の名称	利用区分	利用料金																	
	B		A			B		A																						
一日	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前															
	八、九六〇円以下	八三、四〇〇円以下	四六、四〇〇円以下	三五、六〇〇円以下	一七、九〇〇円以下	平日	六、八九〇円以下	六四、一〇〇円以下	三五、七〇〇円以下	二七、四〇〇円以下	一三、七〇〇円以下	平日	二六、七〇〇円以下	二四八、八〇〇円以下	一三八、七〇〇円以下	一〇六、六〇〇円以下	五三、四〇〇円以下	平日	二〇、五〇〇円以下	一九一、三〇〇円以下	一〇六、七〇〇円以下	八二、〇〇〇円以下	四一、〇〇〇円以下	平日	二七、七〇〇円以下	二五八、五〇〇円以下	一四四、〇〇〇円以下	一一〇、七〇〇円以下	五五、四〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日
九、七二〇円以下	一二、〇〇〇円以下	一一二、四〇〇円以下	六二、六〇〇円以下	四八、一〇〇円以下	二四、一〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	九、二九〇円以下	八六、五〇〇円以下	四八、二〇〇円以下	三七、〇〇〇円以下	一八、五〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	三六、〇〇〇円以下	三三六、一〇〇円以下	一八七、二〇〇円以下	一四四、〇〇〇円以下	七二、一〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	二七、七〇〇円以下	二五八、五〇〇円以下	一四四、〇〇〇円以下	一一〇、七〇〇円以下	五五、四〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	二七、七〇〇円以下	二五八、五〇〇円以下	一四四、〇〇〇円以下	一一〇、七〇〇円以下	五五、四〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日

第七会議室	第六会議室	第五会議室	第四会議室	第三会議室	第二会議室	第一会議室	第三展示室	第二展示室	
一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	延長一時間 一日	延長一時間 一日	延長一時間
一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下	一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下	一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	一五、九〇〇円以下 八、八五〇円以下 六、六七〇円以下 三、三三〇円以下	一九、七〇〇円以下 一〇、八〇〇円以下 八、二七〇円以下 四、二一〇円以下	八、二九〇円以下 三四、七〇〇円以下	二、五八〇円以下 一〇、八〇〇円以下	二、三二〇円以下

	第十五会議室	第十四会議室	第十三会議室	第十二会議室	第十一会議室	第十会議室	第九会議室	第八会議室
午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前
	二、七五〇円以下 三八、〇〇〇円以下 一九、五〇〇円以下 一五、三〇〇円以下 八、六七〇円以下	一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下	一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	三八、〇〇〇円以下 一九、五〇〇円以下 一五、三〇〇円以下 八、六七〇円以下	三八、〇〇〇円以下 一九、五〇〇円以下 一五、三〇〇円以下 八、六七〇円以下	一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下	一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下

第九樂屋	第八樂屋	第七樂屋	第六樂屋	第五樂屋	第四樂屋	第三樂屋
午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	夜間 一日 超過一時間
一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 三、六三〇円以下 七二〇円以下	一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 三、六三〇円以下 七二〇円以下	一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 三、六三〇円以下 七二〇円以下	一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 三、六三〇円以下 七二〇円以下	一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 三、六三〇円以下 七二〇円以下	一、二三〇円以下 二、四六〇円以下 二、四六〇円以下 六、〇九〇円以下 一、二三〇円以下	一、七四〇円以下 四、五〇〇円以下 八七〇円以下

場	使用する場合					
近的弓道場	四、四〇〇	五、〇二〇	四、四〇〇	八、四八〇	九、四二〇	一一、四六〇
遠的弓道場	四、四〇〇	五、〇二〇	四、四〇〇	八、四八〇	九、四二〇	一一、四六〇
屋外相撲場	二、九三〇	三、三五〇	二、九三〇	五、六五〇	六、二八〇	八、二七〇
屋内相撲場	二、九三〇	三、三五〇	二、九三〇	五、六五〇	六、二八〇	八、二七〇
第一会議室	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	二、二〇〇	二、四一〇	三、二四〇
第二会議室	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	二、二〇〇	二、四一〇	三、二四〇
第三会議室	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	二、二〇〇	二、四一〇	三、二四〇

別表第二号1の表中「二五〇」を「二六〇」に改める。

別表第三号の表放送室の項中「七、四〇〇」を「七、五四〇」に改め、同表浴室の項中「三、〇八〇」を「三、一四〇」に改める。

(埼玉県秩父高原牧場条例の一部改正)

第八条 埼玉県秩父高原牧場条例(昭和四十八年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「五一〇円」を「五二〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に改める。

別表第二中「五、一〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

(埼玉県立嵐山郷条例の一部改正)

第九条 埼玉県立嵐山郷条例(昭和五十年埼玉県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一診断書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表証明書の項及び身体検査書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改める。

(埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第十条 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例(昭和五十六年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一診療及び検査の項第三号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。
別表第二診断書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表証明書の項及び身体検査書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改める。

(埼玉県立近代美術館条例の一部改正)

第十一条 埼玉県立近代美術館条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

別表第三中「三三、四八〇円」を「三四、一〇〇円」に、「一二、九六〇円」を「一三、二〇〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

(埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部改正)

第十二条 埼玉県立障害者歯科診療所条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改める。

(埼玉県民健康福祉村条例の一部改正)

第十三条 埼玉県民健康福祉村条例(昭和六十二年埼玉県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表屋内プールの項中「八七〇」を「八九〇」に、「四三〇」を「四四〇」に、「一、九八〇」を「二、〇二〇」に、「一、五四〇」を「一、五七〇」に改め、同表トレーニング室の項中「七五〇」を「七七〇」に、「三七〇」を「三八〇」に、「一、八六〇」を「一、九〇〇」に、「一、四八〇」を「一、五一〇」に改め、同表屋内プール及びトレーニング室(一括利用)の項中「一、二五〇」を「一、二七〇」に、「六二〇」を「六三〇」に、「二、三六〇」を「二、四〇〇」に、「一、七三〇」を「一、七六〇」に改め、別表第二号の表テニス場(一面)の項中「六二〇」を「六三〇」に改め、同表ソフトボール場の項中「五二〇」を「五三〇」に改め、同表多目的運動場の項中「一、一八〇」を「一、二一〇」に改め、別表第三号の表中「二五〇」を「二六〇」に改める。

(埼玉県産業文化センター条例の一部改正)

第十四条 埼玉県産業文化センター条例(昭和六十二年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称		利用区分					利用料金
A							
平日							
	午前	午後	夜間	一日	超過一時間		
	一九四、四〇〇円以下	三四九、八〇〇円以下	四〇九、三〇〇円以下	七七八、〇〇〇円以下	九八、五〇〇円以下		

小ホール														大ホール																	
B							A							B																	
日曜日・		平日					休日		土曜日・		日曜日・			平日				休日		土曜日・		日曜日・									
午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前					
六三、七〇〇円以下	三一、八〇〇円以下	一七、二〇〇円以下	一三六、四〇〇円以下	七二、五〇〇円以下	五八、〇〇〇円以下	二九、〇〇〇円以下	三一、八〇〇円以下	二五二、五〇〇円以下	一三四、八〇〇円以下	一〇七、三〇〇円以下	五三、六〇〇円以下	二一、六〇〇円以下	一七七、〇〇〇円以下	九四、二〇〇円以下	七五、三〇〇円以下	三七、五〇〇円以下	七六、八〇〇円以下	六〇五、四〇〇円以下	三一七、八〇〇円以下	二七二、八〇〇円以下	一五〇、八〇〇円以下	六九、五〇〇円以下	五四四、三〇〇円以下	二八六、〇〇〇円以下	二四五、二〇〇円以下	一三六、四〇〇円以下	一〇八、七〇〇円以下	八六五、一〇〇円以下	四五四、三〇〇円以下	三八八、九〇〇円以下	二一六、二〇〇円以下

第一樂屋 - 1)					第三練習室					第二練習室					第一練習室					リハーサル室												
C					超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	D					C					休日	土曜日・ 夜間	
超過一時間	一日	夜間	午後	午前																超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前			超過一時間
一、七二〇円以下	八、七一〇円以下	三、四六〇円以下	三、四六〇円以下	三、四六〇円以下	八五〇円以下	四、〇四〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	七、九七〇円以下	三、一八〇円以下	三、一八〇円以下	三、一八〇円以下	三、〇四〇円以下	一五、二一〇円以下	六、〇八〇円以下	六、〇八〇円以下	六、〇八〇円以下	四、六〇〇円以下	二二、六二〇円以下	八、九七〇円以下	八、九七〇円以下	八、九七〇円以下	二、三〇〇円以下	一一、三一〇円以下	四、四八〇円以下	四、四八〇円以下	四、四八〇円以下	一八、七〇〇円以下	一五〇、八〇〇円以下	八一、〇〇〇円以下

第四樂屋 (個室) (1-1)						第三樂屋 (B-3)						第二樂屋 (B-2)						(B)														
		C				D				C				D				C			D											
午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前						
四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	一、一四〇円以下	五、五〇〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、二八〇円以下	一一、〇〇〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	一、一四〇円以下	五、五〇〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	一、一二〇円以下	五、八〇〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	五六〇円以下	二、九〇〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	三、四四〇円以下	一七、四二〇円以下	六、九二〇円以下	六、九二〇円以下	六、九二〇円以下

第七樂屋 (個室) (1-4)				第六樂屋 (個室) (1-3)				第五樂屋 (個室) (1-2)									
D		C		D		C		D		C		D					
一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	
八、〇八〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	八五〇円以下	四、〇四〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、七〇〇円以下	八、〇八〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	二、二八〇円以下	一、〇〇〇円以下	四、三二〇円以下

第十樂屋 (1 - 7)						第九樂屋 (1 - 6)						第八樂屋 (1 - 5)																				
D			C			D			C			D			C																	
午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間						
四、〇四〇円以下	一、四二〇円以下	六、六二〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	七一〇円以下	三、三一〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、一二〇円以下	五、八〇〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	五六〇円以下	二、九〇〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	八二〇円以下	四、三二〇円以下	一、七〇〇円以下	一、七〇〇円以下	一、七〇〇円以下	四一〇円以下	二、一六〇円以下	八五〇円以下	八五〇円以下	八五〇円以下	一、七〇〇円以下

			第十三樂屋 (2-3)									第十二樂屋 (2-2)						第十一樂屋 (2-1)														
C			D			C			D			C			D			C														
夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後						
七一〇円以下	七一〇円以下	七一〇円以下	一、四二〇円以下	七、二四〇円以下	二、八八〇円以下	二、八八〇円以下	二、八八〇円以下	七、二四〇円以下	三、六二〇円以下	一、四四〇円以下	一、四四〇円以下	一、四四〇円以下	一、四二〇円以下	六、六二〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	七、二四〇円以下	三、三一〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	四、〇四〇円以下	二〇、三〇〇円以下	八、〇八〇円以下	八、〇八〇円以下	八、〇八〇円以下	二、〇二〇円以下	一〇、一五〇円以下	四、〇四〇円以下	四、〇四〇円以下

附属設備	国際会議室	第十四楽屋 (2-4)									
		D									
		超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日			
規則で定める額以下	二七、四〇〇円以下	二〇八、九〇〇円以下	七六、八〇〇円以下	九四、二〇〇円以下	六九、五〇〇円以下	八二〇円以下	三、七四〇円以下	一、四二〇円以下	一、四二〇円以下	四一〇円以下	一、八七〇円以下

(埼玉県農林公園条例の一部改正)

第十五条 埼玉県農林公園条例(昭和六十三年埼玉県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一研修室の項中「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「七、三七〇円」を「七、五一〇円」に改め、同表第二研修室の項中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に改め、同表調理実習室の項中「一、六八〇円」を「一、七一〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に改め、同表木工工作室の項中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に改める。

(埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例の一部改正)

第十六条 埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、〇五七円」を「二、〇九五円」に改め、同表二の項中「一、九五四円」を「一、九九〇円」に改める。
(埼玉県県民活動総合センター条例の一部改正)

第十七条 埼玉県県民活動総合センター条例(平成二年埼玉県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

施設の名称等	区分	利用料金の上限額(円)							
	午	前	午	後	夜	間	一	日	超過三十分

室	第五セミナー		室	第四セミナー		室	第三セミナー		室	第二セミナー		室	第一セミナー		ホール	第二セミナー		ホール	第一セミナー		ル室	第二リハーサル室		ル室	第一リハーサル室		第六楽屋		第五楽屋		第四楽屋		第三楽屋		第二楽屋		第一楽屋		小ホール										
	B	A		B	A		B	A		B	A		B	A		B	A		B	A		B	A		B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	休日	土曜日	日曜日	平日					
	二、三六〇	一、八二〇		一、二八〇	九九〇		一、〇六〇	八三〇		一、二八〇	九九〇		一、〇六〇	八三〇		六、二六〇	四、八二〇		六、二六〇	四、八二〇		一、八〇〇	一、四〇〇		一、八〇〇	一、四〇〇		六八〇	五二〇		六八〇	五二〇		六八〇	五二〇		六八〇	五二〇		六八〇	五二〇		六八〇	五二〇		一六、三〇〇	一二、六〇〇		一〇、五〇〇
	三、二三〇	二、四九〇		一、九二〇	一、四九〇		一、五〇〇	一、一六〇		一、九二〇	一、四九〇		一、五〇〇	一、一六〇		八、八五〇	六、八一〇		八、八五〇	六、八一〇		二、七三〇	二、一〇〇		二、七三〇	二、一〇〇		一、一二〇	八七〇		一、一二〇	八七〇		一、一二〇	八七〇		一、一二〇	八七〇		一、一二〇	八七〇		二七、三〇〇	二一、〇〇〇		一七、五〇〇			
	三、二三〇	二、四九〇		一、九二〇	一、四九〇		一、五〇〇	一、一六〇		一、九二〇	一、四九〇		一、五〇〇	一、一六〇		八、八五〇	六、八一〇		八、八五〇	六、八一〇		二、七三〇	二、一〇〇		二、七三〇	二、一〇〇		一、一二〇	八七〇		一、一二〇	八七〇		一、一二〇	八七〇		一、一二〇	八七〇		一、一二〇	八七〇		二七、三〇〇	二一、〇〇〇		一七、五〇〇			
	七、五五〇	五、八二〇		四、三一〇	三、三二〇		三、四三〇	二、六六〇		四、三一〇	三、三二〇		三、四三〇	二、六六〇		二〇、二〇〇	一五、六〇〇		二〇、二〇〇	一五、六〇〇		六、一五〇	四、七三〇		六、一五〇	四、七三〇		二、五〇〇	一、九三〇		二、五〇〇	一、九三〇		二、五〇〇	一、九三〇		二、五〇〇	一、九三〇		二、五〇〇	一、九三〇		六〇、四〇〇	四六、五〇〇		三八、七〇〇			
	四七〇	三六〇		二七〇	二〇〇		二一〇	一六〇		二七〇	二〇〇		二一〇	一六〇		一、二八〇	九九〇		一、二八〇	九九〇		三八〇	三〇〇		三八〇	三〇〇		一四〇	一一〇		一四〇	一一〇		一四〇	一一〇		一四〇	一一〇		一四〇	一一〇		三、七四〇	二、八八〇		二、三九〇			

第五準備室		第四準備室		第三準備室		第二準備室		第一準備室		第十七セミナ		第十六セミナ		第十五セミナ		第十四セミナ		第十三セミナ		第十二セミナ		第十一セミナ		第十セミナ		第九セミナ		第八セミナ		第七セミナ		第六セミナ			
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	四、七四〇	三、六五〇	三、〇一〇	二、三二〇	三、〇一〇	二、三二〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	四、七四〇	三、六五〇	三、〇一〇	二、三二〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	一、八二〇	二、三六〇
一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	六、六九〇	五、一五〇	四、三一〇	三、三二〇	四、三一〇	三、三二〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	六、六九〇	五、一五〇	四、三一〇	三、三二〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	二、四九〇	三、二三〇
一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	六、六九〇	五、一五〇	四、三一〇	三、三二〇	四、三一〇	三、三二〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	六、六九〇	五、一五〇	四、三一〇	三、三二〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	二、四九〇	三、二三〇
三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	一五、二〇〇	一一、八〇〇	九、九四〇	七、六五〇	九、九四〇	七、六五〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	五、八二〇	一五、二〇〇	一一、八〇〇	九、九四〇	七、六五〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	五、八二〇	五、八二〇	七、五五〇
二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	九七〇	七五〇	六一〇	四八〇	六一〇	四八〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	九七〇	七五〇	六一〇	四八〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	三六〇	四七〇

第三会議室		第二会議室		第一会議室		音楽スタジオ		料理研修室		手芸制作室		絵画制作室		陶芸制作室		工芸制作室		第二研修室		第一研修室		研修室		第三パソコン		研修室		第二パソコン		研修室		第一パソコン		オ		視聴覚スタジオ		第七準備室		第六準備室			
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
二、三六〇	一、八二〇	五、一七〇	三、九九〇	四、七四〇	三、六五〇	三、四二〇	二、六四〇	三、四二〇	二、六四〇	二、二一〇	一、七一〇	二、二一〇	一、七一〇	二、二一〇	一、七一〇	二、二一〇	一、七一〇	二、二一〇	一、七一〇	四、七四〇	三、六五〇	一、七〇〇	一、三二〇	三、〇一〇	二、三二〇	五、六〇〇	四、三二〇	一、五〇〇	一、一六〇	七、九九〇	六、一五〇	四一〇	三三〇	一、〇六〇	八三〇								
三、四三〇	二、六六〇	七、七七〇	五、九八〇	七、一一〇	五、四八〇	四、九六〇	三、八二〇	四、九六〇	三、八二〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	六、六九〇	五、一五〇	二、三六〇	一、八二〇	四、三一〇	三、三二〇	七、九九〇	六、一五〇	二、一四〇	一、六六〇	一一、四〇〇	八、八一〇	八四〇	六六〇	一、五〇〇	一、一六〇										
三、四三〇	二、六六〇	七、七七〇	五、九八〇	七、一一〇	五、四八〇	四、九六〇	三、八二〇	四、九六〇	三、八二〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	六、六九〇	五、一五〇	二、三六〇	一、八二〇	四、三一〇	三、三二〇	七、九九〇	六、一五〇	二、一四〇	一、六六〇	一一、四〇〇	八、八一〇	八四〇	六六〇	一、五〇〇	一、一六〇												
七、七七〇	五、九八〇	一七、二〇〇	一三、三〇〇	一五、五〇〇	一一、九〇〇	一一、三〇〇	八、七一〇	一一、三〇〇	八、七一〇	七、三六〇	五、六七〇	七、三六〇	五、六七〇	七、三六〇	五、六七〇	一五、二〇〇	一一、八〇〇	五、六〇〇	四、三二〇	九、九四〇	七、六五〇	一八、二〇〇	一四、一〇〇	四、九六〇	三、八二〇	二六、二〇〇	二〇、二〇〇	一、七〇〇	一、三二〇	三、四三〇	二、六六〇												
五〇〇	三八〇	一、一一〇	八五〇	一、〇一〇	七八〇	七一〇	五五〇	七一〇	五五〇	四六〇	三五〇	四六〇	三五〇	四六〇	三五〇	九七〇	七五〇	三四〇	二七〇	六一〇	四八〇	一、一六〇	九〇〇	三〇〇	二四〇	一、六五〇	一、二七〇	一〇〇	八〇	二一〇	一六〇												

茶室	和室		第六会議室		第五会議室		第四会議室		
	B	A	B	A	B	A	B	A	
六八〇	五二〇	一、〇一〇	七九〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	二、三六〇	一、八二〇
一、〇一〇	七九〇	一、五三〇	一、一八〇	一、七〇〇	一、三二〇	一、七〇〇	一、三二〇	三、四三〇	二、六六〇
一、〇一〇	七九〇	一、五三〇	一、一八〇	一、七〇〇	一、三二〇	一、七〇〇	一、三二〇	三、四三〇	二、六六〇
二、五六〇	一、九八〇	三、九二〇	三、〇三〇	三、八七〇	二、九九〇	三、八七〇	二、九九〇	七、七七〇	五、九八〇
一四〇	一一〇	二一〇	一六〇	二四〇	一八〇	二四〇	一八〇	五〇〇	三八〇

別表第一号の表の備考六中「三千百七十円」を「三千二百三十円」に改め、別表第二号の表中表の部分の部分を次のように改める。

施設の名	区分	利用料金の上限額(円)							
		全面		半面		一面		一面	
		B	A	B	A	B	A	B	A
称	区分	午前	午後	夜間	一日	超過三十分	トレーニング室	一人一回	二五〇
		五、一二〇	八、二〇〇	八、二〇〇	一六、四〇〇	一、一四〇	テニスコート	一面	三六〇
体育館	全面	六、六五〇	一〇、六〇〇	一〇、六〇〇	二一、二〇〇	一、四七〇	一面	二八〇	
		二、六三〇	四、一〇〇	四、一〇〇	八、二〇〇	五七〇	一面	二八〇	
運動場	一面	二、〇五〇	二、七八〇	五、三二〇	一〇、六〇〇	七四〇	一面	五二〇	
		二、六五〇	三、六〇〇	三、六〇〇	五、八八〇	四〇〇	一面	五二〇	
テニスコート	一面	一、四六〇	一、九〇〇	二、四六〇	三、二二〇	二八〇	一面	二八〇	
		一、八八〇	二、四六〇	二、四六〇	四、一八〇	三六〇	一面	二八〇	

別表第三号の表中「四、一九〇」を「四、二七〇」に、「五、四五〇」を「五、五五〇」に、「二、九三〇」を「二、九八〇」に、「三、八〇〇」を「三、八七〇」に改め、同表の備考四中「千二十円」を「千四十円」に改める。

(埼玉県自然学習センター条例の一部改正)

第十八条 埼玉県自然学習センター条例(平成四年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用料金		
	午前	午後	一日
講義室	一、〇五〇円以下	一、四七〇円以下	二、二〇〇円以下

研修工作室・ 研究実験室	六三〇円以下	八四〇円以下	一、二六〇円以下
会議室	三一〇円以下	四二〇円以下	六三〇円以下

(埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例の一部改正)

第十九条 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例(平成六年埼玉県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を中心に改める。

施設等の名称		利用区分		利用料金	
大ホール		A		平日	日曜日・土曜日・休日
		午後 午前	午後 午前	三六、二〇〇円以下	四七、〇〇〇円以下
大ホール		B		平日	日曜日・土曜日・休日
		午後 午前	午後 午前	七二、四〇〇円以下	九四、〇〇〇円以下
小ホール		A		平日	日曜日・土曜日・休日
		午後 午前	午後 午前	一一、三〇〇円以下	一四、六〇〇円以下
小ホール		B		平日	日曜日・土曜日・休日
		午後 午前	午後 午前	二〇、六〇〇円以下	二六、七〇〇円以下
小ホール		超過一時間		平日	日曜日・土曜日・休日
		超過一時間	超過一時間	五、六〇〇円以下	七、三〇〇円以下
小ホール		一日		平日	日曜日・土曜日・休日
		一日	一日	一〇三、二〇〇円以下	一三四、〇〇〇円以下
小ホール		夜間		平日	日曜日・土曜日・休日
		夜間	夜間	五三、六〇〇円以下	六九、六〇〇円以下
小ホール		午後		平日	日曜日・土曜日・休日
		午後	午後	四一、二〇〇円以下	五三、四〇〇円以下
小ホール		午前		平日	日曜日・土曜日・休日
		午前	午前	一一、二〇〇円以下	一四、六〇〇円以下
小ホール		超過一時間		平日	日曜日・土曜日・休日
		超過一時間	超過一時間	二、九〇〇円以下	三、〇〇〇円以下

		中稽古場一					大稽古場					映像ホール					音楽ホール																
午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	B					A					B					A						
												超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日
												五、八二〇円以下	五三、〇〇〇円以下	二七、四〇〇円以下	二一、二〇〇円以下	一一、六六〇円以下	平日	二、九一〇円以下	二六、五〇〇円以下	一三、七〇〇円以下	一〇、六〇〇円以下	五、八三〇円以下	平日	二三、八〇〇円以下	二一八、〇〇〇円以下	一一三、二〇〇円以下	八七、二〇〇円以下	四七、八〇〇円以下	平日	一一、九〇〇円以下	一〇九、〇〇〇円以下	五六、六〇〇円以下	四三、六〇〇円以下
三、二五〇円以下	二、四四〇円以下	二、〇五〇円以下	一三、六〇〇円以下	六、〇一〇円以下	五、四六〇円以下	四、一〇〇円以下	四、八八〇円以下	三二、五〇〇円以下	一四、三〇〇円以下	一三、〇〇〇円以下	九、七六〇円以下	六、六四〇円以下	六八、八〇〇円以下	三五、八〇〇円以下	二七、四〇〇円以下	一三、三〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	三、三二〇円以下	三四、四〇〇円以下	一七、九〇〇円以下	一三、七〇〇円以下	六、六五〇円以下	日曜日・土曜日・休日	三一、〇〇〇円以下	二八三、四〇〇円以下	一四七、〇〇〇円以下	一一三、二〇〇円以下	六二、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一五、五〇〇円以下	一四一、七〇〇円以下	七三、五〇〇円以下	五六、六〇〇円以下

	小練習室 A	中練習室	大練習室	小稽古場三	小稽古場二	小稽古場一	中稽古場二
午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間
	四六〇円以下 四二〇円以下 二、八〇〇円以下 一、二三〇円以下 一、一二〇円以下 八四〇円以下	九二〇円以下 六、一三〇円以下 二、七〇〇円以下 二、四五〇円以下 一、八四〇円以下	四、三四〇円以下 二八、九〇〇円以下 一一、七〇〇円以下 一一、五〇〇円以下 八、六九〇円以下	三八〇円以下 二、五九〇円以下 一、一三〇円以下 一、〇三〇円以下 七七〇円以下	三六〇円以下 二、三九〇円以下 一、〇五〇円以下 九五〇円以下 七二〇円以下	二九〇円以下 一、九八〇円以下 八七〇円以下 七九〇円以下 五九〇円以下	一、二二〇円以下 八、一三〇円以下 三、五八〇円以下

大ホール第 四楽屋	大ホール第 三楽屋	大ホール第 二楽屋	大ホール第 一楽屋	小練習室 D	小練習室 C	小練習室 B
午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午後 夜間 一日 超過一時間
二、五二〇円以下 二、五二〇円以下 二、五二〇円以下 六、三〇〇円以下 一、二六〇円以下	一、七〇〇円以下 一、七〇〇円以下 一、七〇〇円以下 四、二六〇円以下 八五〇円以下	一、八〇〇円以下 一、八〇〇円以下 一、八〇〇円以下 四、五二〇円以下 九〇〇円以下	一、七六〇円以下 一、七六〇円以下 一、七六〇円以下 四、四二〇円以下 八八〇円以下	一、七六〇円以下 一、七六〇円以下 一、七六〇円以下 一、二三〇円以下 一八〇円以下	五二〇円以下 七〇〇円以下 七七〇円以下 一、七六〇円以下 二六〇円以下	六一〇円以下 六七〇円以下 一、五三〇円以下 二三〇円以下

三楽屋 小ホール第				二楽屋 小ホール第				一楽屋 小ホール第				八楽屋 大ホール第				七楽屋 大ホール第				六楽屋 大ホール第				五楽屋 大ホール第										
一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前						
四、三八〇円以下	一、七五〇円以下	一、七五〇円以下	一、七五〇円以下	三八〇円以下	一、九一〇円以下	七六〇円以下	七六〇円以下	七六〇円以下	九〇〇円以下	四、五二〇円以下	一、八〇〇円以下	一、八〇〇円以下	一、八〇〇円以下	六六〇円以下	三、三三〇円以下	一、三三〇円以下	一、三三〇円以下	一、三三〇円以下	一、三三〇円以下	一、〇四〇円以下	五、二一〇円以下	二、〇八〇円以下	二、〇八〇円以下	二、〇八〇円以下	九五〇円以下	四、七五〇円以下	一、九〇〇円以下	一、九〇〇円以下	一、九〇〇円以下	四四〇円以下	二、二四〇円以下	八九〇円以下	八九〇円以下	八九〇円以下

第七樂屋 音樂ホール	夜間 午後 午前	七三〇円以下 七三〇円以下 七三〇円以下	第六樂屋 音樂ホール	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	四二〇円以下 二、一五〇円以下 八五〇円以下 八五〇円以下 八五〇円以下	第五樂屋 音樂ホール	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	五二〇円以下 二、六一〇円以下 一、〇四〇円以下 一、〇四〇円以下 一、〇四〇円以下	第四樂屋 音樂ホール	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	八二〇円以下 四、一三〇円以下 一、六五〇円以下 一、六五〇円以下 一、六五〇円以下	第三樂屋 音樂ホール	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	五八〇円以下 二、九四〇円以下 一、一七〇円以下 一、一七〇円以下 一、一七〇円以下	第二樂屋 音樂ホール	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	一、二二〇円以下 六、一三〇円以下 二、四五〇円以下 二、四五〇円以下 二、四五〇円以下	第一樂屋 音樂ホール	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	一、三三〇円以下 六、六六〇円以下 二、六六〇円以下 二、六六〇円以下 二、六六〇円以下		超過一時間	八七〇円以下
---------------	----------------	----------------------------	---------------	-------------------------------	--	---------------	-------------------------------	--	---------------	-------------------------------	--	---------------	-------------------------------	--	---------------	-------------------------------	--	---------------	-------------------------------	--	--	-------	--------

		一日 超過一時間	一、八四〇円以下 三六〇円以下
駐車場（一 台）		一時間以上二時間未満の場合は、三六〇円以下（一 時間まで増すごとに三六〇円以下を加える。）	
附属設備		規則で定める額以下	

（埼玉県長瀬射撃場条例の一部改正）

第二十条 埼玉県長瀬射撃場条例（平成六年埼玉県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	区分	利用料金	
		基本料金	超過料金
小口径ライフル射撃場	学生	一、〇七〇円以上 一、六〇〇円以下	一人につき 二六〇円以上 四〇〇円以下
	一般	二、一四〇円以上 三、二〇〇円以下	一人につき 一、七二〇円以上 二、五六〇円以下
大口径ライフル射撃場	学生 及び 生徒	五三〇円以上 八〇〇円以下	一人につき 一三〇円以上 一九〇円以下
	一般	三、二〇〇円以上 四、八一〇円以下	一人につき 八〇〇円以上 一、二〇〇円以下
空気銃射撃場	学生 及び 生徒	四三〇円以上 六四〇円以下	一人につき 一一〇円以上 一六〇円以下
	一般	一、〇七〇円以上 一、六〇〇円以下	一人につき 二六〇円以上 四〇〇円以下

（埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター条例の一部改正）

第二十一条 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター条例（平成六年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表展示室の項中「八二〇円」を「八四〇円」に改め、同表講義室の項中「七二〇円」を「七三〇円」に、「九三〇円」を「九四〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四七〇円」に改める。

（埼玉県種苗センター条例の一部改正）

第二十二條 埼玉県種苗センター条例（平成六年埼玉県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設 の 名称	種苗の区分	単位	期間	利用料金	
				基本料金	超過料金
培養室	組織培養苗	株三十	育苗用 培地に 植付け をした 日から 起算し て六十 日以内	一 受託するトレイ の数が、百トレイ 未満のとき。 八三〇円以下	一〇円以下
				二 受託するトレイ の数が、百トレイ 以上のとき。 七八〇円以下	
育成ハ ウス	実生苗	成型苗	トレイ 一ト	一 受託するトレイ の数が、百トレイ 未満のとき。 一、三六〇円以下 二 受託するトレイ の数が、百トレイ 以上のとき。 一、二五〇円以下	八〇円以下
				二 受託するトレイ の数が、百トレイ 以上のとき。 三二〇円以下	五円以下
	ポット苗		ポット 一ポ ツト	一 受託するトレイ の数が、百トレイ 未満のとき。 一、三六〇円以下 二 受託するトレイ の数が、百トレイ 以上のとき。 一、二五〇円以下	三二〇円以下
			三十日 算して から起 した日 は種を		

接ぎ木苗					箱苗				
なす及び トマト			きゅうり		園芸 作物			水稻	
一本					一箱				
は種を した日 から起 算して 七十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 七十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 十日以 内	は種を した日 から起 算して 十日以 内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内
二〇〇円以下			一四〇円以下		一、七八〇円以下 二 受託する箱の数が、百箱以上のとき。			七三〇円以下	
					八〇円以下				

(埼玉県森林科学館条例の一部改正)

第二十三条 埼玉県森林科学館条例(平成六年埼玉県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表木工工作室の項中「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三六〇円」に、「四、〇五〇円」を「四、一二〇円」に改め、同表第一学習室の項中「二、四二〇円」を「二、四六〇円」に、「三、二二〇円」を「三、二八〇円」に、「五、六四〇円」を「五、七四〇円」に改め、同表第二学

習室の項中「八七〇円」を「八八〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「二、〇二〇円」を「二、〇五〇円」に改める。

(さいたま文学館条例の一部改正)

第二十四条 さいたま文学館条例(平成九年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

区分	利用料金	
	個人	団体(二十人以上の場合に限る。)
一般	二六〇円以下	一人につき 一五〇円以下
学生・生徒	一三〇円以下	一人につき 七〇円以下

別表第二号の表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用料金		
	午前九時から午後零時三十分まで	午後一時から午後五時まで	午後五時三十分から午後九時まで
ホール	六、四六〇円以下	七、三九〇円以下	六、四六〇円以下
講座室一	一、七一〇円以下	一、九八〇円以下	一、七一〇円以下
講座室二	一、三二〇円以下	一、五八〇円以下	一、三二〇円以下
研修室一	七九〇円以下	九二〇円以下	七九〇円以下
研修室二	一、四五〇円以下	一、五八〇円以下	一、四五〇円以下
研修室三(和室)	一、〇五〇円以下	一、三二〇円以下	一、〇五〇円以下
駐車場(一台)	三十分につき		一〇〇円以下
附属設備	知事が別に定める額以下		

(さいたまスーパーアリーナ条例の一部改正)

第二十五条 さいたまスーパーアリーナ条例(平成十一年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用料金	
	基本料金	県民
スタジアム	基本料金	平日
	一般利用	日曜日・土曜日・休日
県民	三、九六〇、〇〇〇円以下	四、三五六、〇〇〇円以下
一般利用	二、四九八、〇〇〇円以下	二、六四八、〇〇〇円以下
県民	三九六、〇〇〇円以下	四三六、〇〇〇円以下

ロッカー室〇〇一	コミュニテイアリーナ				ホール				メインアリーナ							
	料金 超過		料金 基本		料金 超過		料金 基本		料金 超過		料金 基本		料金 超過	料金 超過		
	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用		
二六、〇〇〇円以下	二九七、〇〇〇円以下	一〇三、〇〇〇円以下	二、九七〇、〇〇〇円以下	一、〇二三、〇〇〇円以下	平日	二五八、〇〇〇円以下	八八、〇〇〇円以下	二、五七四、〇〇〇円以下	八八〇、〇〇〇円以下	平日	七五三、〇〇〇円以下	二五七、〇〇〇円以下	七、五二四、〇〇〇円以下	二、五六三、〇〇〇円以下	平日	一、一五一、〇〇〇円以下
	三三七、〇〇〇円以下	一一四、〇〇〇円以下	三、二六七、〇〇〇円以下	一、一二六、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	二八四、〇〇〇円以下	九七、〇〇〇円以下	二、八三二、〇〇〇円以下	九六八、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	八二九、〇〇〇円以下	二八三、〇〇〇円以下	八、二七七、〇〇〇円以下	二、八二〇、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一、二六五、〇〇〇円以下

観覧室三二二	同	三三、〇〇〇円以下
観覧室三二一	同	三三、〇〇〇円以下
特別観覧室三二〇	同	五〇、〇〇〇円以下
特別観覧室三一〇	同	八三、〇〇〇円以下
控室三〇一	同	九、〇〇〇円以下
控室二〇二	同	一三、〇〇〇円以下
控室二〇一	同	一七、〇〇〇円以下
控室一〇四	同	三三、〇〇〇円以下
控室一〇三	同	三三、〇〇〇円以下
控室一〇二	同	一七、〇〇〇円以下
控室一〇一	同	一七、〇〇〇円以下
控室〇〇一	同	三三、〇〇〇円以下
楽屋一〇六	同	一四、〇〇〇円以下
楽屋一〇五	同	一四、〇〇〇円以下
楽屋一〇四	同	一三、〇〇〇円以下
楽屋一〇三	同	二六、〇〇〇円以下
楽屋一〇二	同	二六、〇〇〇円以下
楽屋一〇一	同	二六、〇〇〇円以下
多目的室一〇六	同	三三、〇〇〇円以下
多目的室一〇五	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇四	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇三	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇二	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇一	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室〇〇三	同	六六、〇〇〇円以下
多目的室〇〇二	同	六六、〇〇〇円以下
多目的室〇〇一	同	六六、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇八	同	五〇、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇七	同	五〇、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇六	同	二六、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇五	同	五〇、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇四	同	五〇、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇三	同	二六、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇二	同	二六、〇〇〇円以下

観覧室三二三	同		三三、〇〇〇円以下
観覧室三二四	同		三三、〇〇〇円以下
観覧室三二一	同		三三、〇〇〇円以下
観覧室三二二	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二三	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二四	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二五	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二六	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二七	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二八	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二九	同		三三、〇〇〇円以下
当日券売場	同		一七、〇〇〇円以下
駐車場	一台	一時間以内七〇〇円以下（一時間を超える場合は、三〇分まで増すごとに三五〇円以下を加える。）	
附属設備		規則で定める額以下	

（埼玉県社会福祉総合センター条例の一部改正）

第二十六条 埼玉県社会福祉総合センター条例（平成十二年埼玉県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

名称	使用料			
	午前	午後	夜間	一日
会議施設等の				
セミナー	四、九七〇円	一〇、一六〇円	一一、六一〇円	二二、六〇〇円
ホール	四、四三〇円	九、〇四〇円	一〇、三一〇円	二〇、一〇〇円
研修室一	一、八〇〇円	三、五四〇円	四、一五〇円	八、一六〇円
研修室二	一、八七〇円	三、六八〇円	四、三二〇円	八、四九〇円
研修室三	一、七六〇円	三、四六〇円	四、〇七〇円	七、九九〇円
準備室一	五五〇円	一、〇八〇円	一、二七〇円	二、五〇〇円
準備室二	五八〇円	一、一五〇円	一、三六〇円	二、六六〇円
多目的実習室	三、七〇〇円	七、三〇〇円	八、五六〇円	一六、八二〇円
会議室一	一、二四〇円	二、四六〇円	二、八八〇円	五、六六〇円
会議室二	二、八二〇円	五、五六〇円	六、五三〇円	一二、八二〇円
会議室三	一、八七〇円	三、六八〇円	四、三二〇円	八、四九〇円
会議室四	一、九〇〇円	三、七六〇円	四、四一〇円	八、六六〇円
附属設備	別に知事が定める。			

(埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部改正)

第二十七条 埼玉県男女共同参画推進センター条例(平成十三年埼玉県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

施設の名称	使用料(円)		
	午前	午後	夜間
セミナー室一	三、三〇〇	五、二八〇	三、九六〇
セミナー室二	三、三〇〇	五、二八〇	三、九六〇
セミナー室三	一、六五〇	二、六四〇	一、九八〇
セミナー室四	一、六五〇	二、六四〇	一、九八〇
視聴覚セミナー室	五、九四〇	九、三五〇	七、〇四〇
和室	二、八六〇	四、五一〇	三、四一〇
準備室一	八八〇	一、四三〇	一、一〇〇
準備室二	八八〇	一、四三〇	一、一〇〇

(埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正)

第二十八条 埼玉県立精神保健福祉センター条例(平成十三年埼玉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二診断書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表身体検査書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表死体検案書(検案料を含む。)の項中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表証明書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改める。

(埼玉県生活科学センター条例の一部改正)

第二十九条 埼玉県生活科学センター条例(平成十四年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

施設の名称	利用料金の上限額		
	午前	午後	夜間
実習室	二、五六〇円	四、一〇〇円	
研修室一	二、一〇〇円	三、三六〇円	二、五二〇円
研修室二	一、〇四〇円	一、六七〇円	一、二五〇円

(埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部改正)

第三十条 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例(平成十四年埼玉県条例第六十五号)

の一部を次のように改正する。

別表第一大人の項中「五一〇円」を「五二〇円」に改め、同表小人の項中「二五〇円」を「二六〇円」に改め、同表会員券による利用の場合の項中「二、〇四〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表特別の展示を行う期間の項中「七二〇円」を「七三〇円」に改める。

別表第二第一号の表中表の部分を次のように改める。

区 分	利用単位	使 用 料	
		県 民	一 般
副調整室の利用がある場 合	一時間	一六、五〇〇円	三三、〇〇〇円
	一日	九九、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円
副調整室の利用がない場 合	一時間	六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
	一日	三六、〇〇〇円	七二、〇〇〇円

別表第二第二号の表中表の部分を次のように改める。

利用単位	使 用 料	
	平 日	日曜日・土曜日・休日
一 時 間	四、四二〇円	五、七二〇円
午 前	八、四七〇円	九、六五〇円
午 後	一五、四〇〇円	一九、九〇〇円
夜 間	一五、四〇〇円	二〇、〇〇〇円
一 日	三五、五〇〇円	四六、一〇〇円

別表第二第三号の表中表の部分を次のように改める。

名 称	使 用 料 (月額)
インキュベートオフィス七〇一	九一、六〇〇円
インキュベートオフィス七〇二	九三、〇〇〇円
インキュベートオフィス七〇三	五七、九〇〇円
インキュベートオフィス七〇四	五〇、五〇〇円
インキュベートオフィス七〇五	四五、二〇〇円
インキュベートオフィス七〇六 (シェアードオフィス)	二三、五〇〇円
インキュベートオフィス八〇一	九一、六〇〇円
インキュベートオフィス八〇二	九三、〇〇〇円
インキュベートオフィス八〇三	五七、九〇〇円
インキュベートオフィス八〇四	五〇、五〇〇円

映像制作研修室	マルチオーデイオ室						リニア編集室			ノンリニア編集室			二 ノンリニア編集室			一 ノンリニア編集室			名称	利用単位等	県民	費用 一般
	B			A			一週間	一日	一時間	B			A			一週間	一日	一時間				
	一週間	一日	一時間	一週間	一日	一時間				一週間	一日	一時間	一週間	一日	一時間							
三、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	九、五〇〇円	一八六、〇〇〇円	三七、二〇〇円	六、二〇〇円	二七九、〇〇〇円	五五、八〇〇円	九、三〇〇円	一二九、〇〇〇円	二五、八〇〇円	四、三〇〇円	二六七、〇〇〇円	五三、四〇〇円	八、九〇〇円	六〇三、〇〇〇円	一二〇、六〇〇円	二〇、一〇〇円	インキュベートオフィス八〇五	四五、二〇〇円		
六、〇〇〇円	五七〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	一二、五〇〇円	五六一、〇〇〇円	一一二、二〇〇円	一八、七〇〇円	二五八、〇〇〇円	五一、六〇〇円	八、六〇〇円	五三四、〇〇〇円	一〇六、八〇〇円	一七、八〇〇円	一、二〇六、〇〇〇円	二四一、二〇〇円	四〇、二〇〇円	インキュベートオフィス八〇六	八四、〇〇〇円		
																			インキュベートオフィス九〇一	七〇、四〇〇円		
																			インキュベートオフィス九〇二	四六、五〇〇円		
																			インキュベートオフィス九〇三	四六、五〇〇円		
																			インキュベートオフィス九〇四	七一、九〇〇円		
																			インキュベートオフィス九〇五	九一、〇〇〇円		
																			インキュベートオフィス九〇六	四〇、五〇〇円		

別表第二第四号の表中表の部分を次のように改める。

インキュベートオフィス九〇六	四〇、五〇〇円
インキュベートオフィス九〇五	九一、〇〇〇円
インキュベートオフィス九〇四	七一、九〇〇円
インキュベートオフィス九〇三	四六、五〇〇円
インキュベートオフィス九〇二	四六、五〇〇円
インキュベートオフィス九〇一	七〇、四〇〇円
インキュベートオフィス八〇六	八四、〇〇〇円
インキュベートオフィス八〇五	四五、二〇〇円

	一日	一八、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
会議室	一時間	三〇〇円	六〇〇円
プレゼンテーション室	一時間	一、一〇〇円	二、三〇〇円

別表第二第五号の表中「一六、四〇〇円」を「一六、七〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改める。

(埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第三十一条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二号中「一万八千二百円」を「一万八千四百円」に改め、同条第四号中「八千二百円」を「八千二百円」に改める。

(埼玉県立げんきプラザ条例の一部改正)

第三十二条 埼玉県立げんきプラザ条例(平成十五年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中表の部分を次のように改める。

げんきプラザの名称		施設の名称		利用区分			単位	金額(円)
第二研修室	第一研修室	宿泊室	一般又は学生 生徒又はこれに 準ずる者	一般又は学生	一人一泊	八三〇		
				生徒又はこれに 準ずる者	一人一泊	五二〇		
				義務教育終了前 の者	一人一泊	三〇〇		
				一般又は学生	一人一泊	三〇〇		
				生徒又はこれに 準ずる者	一人一泊	二〇〇		
				義務教育終了前 の者	一人一泊	一〇〇		
第二研修室	第一研修室	キャンプ用 テント	義務教育終了前 の者	一日		三、一三〇		
				午前		一、〇三〇		
				午後		一、三五〇		
				夜間		一、〇三〇		
				午前		一、三五〇		
				午後		一、三七〇		
第二研修室	第二研修室			夜間		一、三五〇		
				午後		一、三七〇		

埼玉県立長瀬げんき
プラザ

第二研修室				第一研修室				宿泊室			面) 体育館(半)			面) 体育館(全)			美術工芸室			音楽室				和風研修室											
一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日		
								一人一泊		一人一泊		一人一泊																							
一、五六〇	五二〇	七三〇	五二〇	三、三五〇	一、一五〇	一、四六〇	一、一五〇	三〇〇		五二〇		八三〇	二、三五〇	七八〇	一、〇三〇	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	一、八八〇	六二〇	八三〇	六二〇	三、三五〇	一、一五〇	一、四六〇	一、一五〇	一、二五〇	四一〇	五二〇	四一〇	四、〇八〇		

埼玉県立加須げんき
プラザ

宿泊室			ト	テニスコー				面) 体育館 (半)				面) 体育館 (全)				音楽室				和室研修室				美術工芸室				第四研修室				第三研修室			
義務教育終了前	準ずる者	一般又は学生 生徒又はこれに		一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前				
一人一泊	一人一泊	一人一泊	間 一面一時																																
三〇〇	五二〇	八三〇	三〇〇	二、三五〇	七八〇	一、〇三〇	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	三、一三〇	一、〇三〇	一、三五〇	一、〇三〇	二、三〇〇	七三〇	一、〇三〇	七三〇	二、五〇〇	八三〇	一、一五〇	八三〇	一、二五〇	四一〇	五二〇	四一〇	一、二五〇	四一〇	五二〇	四一〇				

埼玉県立神川げんき プラザ										埼玉県立小川げんき プラザ																		
研修室				キャンプ用 テント			宿泊室			集会室				研修室				バンガロー			キャンプ用 テント							
午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前 準ずる者	生徒又はこれに 準ずる者	一般又は学生	の者	義務教育終了前 準ずる者	生徒又はこれに 準ずる者	一般又は学生	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前 準ずる者	生徒又はこれに 準ずる者	一般又は学生	の者	義務教育終了前 準ずる者	生徒又はこれに 準ずる者	一般又は学生
					一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊										一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊
八三〇	一、二五〇	四一〇	五二〇	四一〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	五二〇	八三〇	四、二八〇	一、四六〇	一、八八〇	一、四六〇	二、三〇〇	七三〇	一、〇三〇	七三〇	二〇〇	三〇〇	四一〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	

												埼玉県立名栗げんき プラザ																							
集会室				バンガロー				キャンプ用 テント				宿泊室				ト テニスコ ー		面) 体育館(半				面) 体育館(全				講堂									
一般又は学生	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後					
一人一泊					一人一泊		一人一泊		一人一泊		一人一泊		一人一泊		一人一泊		一人一泊		一人一泊	間 一面一時															
八三〇	二、三〇〇	七三〇	一、〇三〇	七三〇	一〇〇		二〇〇		三〇〇		一〇〇		二〇〇		三〇〇		五二〇		八三〇	三〇〇	二、三五〇	七八〇	一、〇三〇	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	二、五〇〇	八三〇	一、一五〇				

		面 （面）			面 （面）		
		体育館（半）			体育館（全）		
一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	
二、三五〇	七八〇	一、〇三〇	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	

別表第二中「七二〇」を「七三〇」に、「三六〇」を「三七〇」に改める。

（さいたま緑の森博物館条例の一部改正）

第三十三条 さいたま緑の森博物館条例（平成十七年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「八二〇円」を「八四〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に改める。

（埼玉県立歴史と民俗の博物館条例の一部改正）

第三十四条 埼玉県立歴史と民俗の博物館条例（平成十七年埼玉県条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

別表第三中「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

（埼玉県立史跡の博物館条例の一部改正）

第三十五条 埼玉県立史跡の博物館条例（平成十七年埼玉県条例第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

（埼玉県立自然と川の博物館条例の一部改正）

第三十六条 埼玉県立自然と川の博物館条例（平成十七年埼玉県条例第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「六三〇円」を「六四〇円」に、「八〇〇円」を「八一〇円」に改める。

別表第三中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

別表第四第二号の表中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

(埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の一部改正)

第三十七条 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例(平成二十二年埼玉県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一四、九〇〇」を「一五、一〇〇」に、「一六、五〇〇」を「一六、八〇〇」に、「六、四〇〇」を「六、五〇〇」に、「一一、七〇〇」を「一一、九〇〇」に、「一七、四〇〇」を「一七、七〇〇」に、「一九、四〇〇」を「一九、七〇〇」に、「八、〇〇〇」を「八、一〇〇」に、「九、三〇〇」を「九、四〇〇」に改め、同表の備考第五号中「一六、五〇〇円、一九、四〇〇円、九、三〇〇円」を「一六、八〇〇円、一九、七〇〇円、九、四〇〇円」に改め、別表第二号の表中「九七、五一〇」を「九九、三〇〇」に、「一五八、五六〇」を「一六一、四〇〇」に、「一九、八二〇」を「二〇、一〇〇」に、「二〇〇、八五〇」を「二〇四、五〇〇」に、「五〇、二二〇」を「五一、一〇〇」に改め、別表第三号の表中「一五、四〇〇」を「一五、六〇〇」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後最初に到来する第四条の規定による改正後の埼玉県工業用水料金徴収条例第三条第一項第一号の検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

4 第四条の規定による改正後の埼玉県水道用水料金徴収条例第三条の規定は、施行日以後に供給する水道用水の料金の額について適用し、施行日前に供給した水道用水の料金の額については、なお従前の例による。

5 第三十条の規定による改正後の埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例別表第二第三号及び第五号の規定は、施行日以後の利用であって平成三十一年四月一日以後に許可を受けたものに係る使用料(施行日前に発した納入通知書により領収する

ものを除く。)の額について適用し、施行日以後の利用であつて平成三十一年四月一日以後に許可を受けたものに係る使用料(施行日前に発した納入通知書により領収するものに限る。)及び平成三十一年四月一日前に許可を受けた利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十八号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十九号中「第七十号」を「第七十三号」に改め、同条第二十号中「第七十一号」を「第七十四号」に改め、同条第二十一号中「第七十二号」を「第七十五号」に改め、同条第二十二号中「第七十三号」を「第七十六号」に改め、同条第二十三号中「第七十四号」を「第七十七号」に改め、同条第二十四号中「第七十五号」を「第七十八号」に改め、同条第二十五号中「第七十六号」を「第七十九号」に改め、同条第二十六号中「第七十九号」を「第八十二号」に改める。

別表福祉部の項第六号中「八千円」を「一万二千元」に改め、同項第十五号中「七百元」を「千八百円」に改める。

別表保健医療部の項第一号金額の欄を次のように改める。

イ 食品の検査

(1) 理化学検査

(一) 食品中の添加物の試験

(イ) 簡単なもの

一万千九百円

(ロ) 複雑なもの

二万四千七百九十円

(二) 食品中の有害性物質(有害性金属を除く。)の試験

二万四千七百九十円

(三) 食品中の有害性金属の試験

一万千九百円

(四) 食品中の残留農薬の試験

二万四千七百九十円

(五) 食品中の放射性物質の試験

五万七千円

(2) 細菌検査

(一) 食品中の一般細菌数の測定

三千三百八十円

(二) 食品中の大腸菌群の試験

六千五百七十円

(三) 食品中の目的菌の検査

七千三百二十円

ロ 添加物の検査	
(1) 添加物の確認試験	一万千九百九十円
(2) 添加物の純度試験	一万千九百九十円
(3) 添加物の乾燥減量試験	一万千九百九十円
(4) 添加物の強熱残留物試験	一万千九百九十円
(5) 添加物の強熱減量試験	一万千九百九十円
(6) 添加物の水分試験	一万千九百九十円
(7) 添加物の定量試験	一万千九百九十円
ハ 器具の理化学的試験（溶出検査に限る。）	一万五千二百二十円

別表保健医療部の項第二百二十四号中「二万三千元」を「二万三千四百円」に改め、同項第二百二十五号中「一万千円」を「一万千五百円」に改め、同項第百八十一号中「二万円」を「二万三百円」に改め、同項第百八十二号中「一万千円」を「一万千三百円」に改める。

別表県土整備部の項中第二十八号を第三十一号とし、第二十七号の次に次の三号を加える。

二十八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第十条第一項の規定に基づく土地使用者等の取得についての裁定の申請に対する審査	土地使用権等の取得の裁定申請手数料	イ 損失の補償金の見積額が十万円以下の場合 二万七千円 ロ 損失の補償金の見積額が十万円を超える百万円以下の場合 二万七千円に損失の補償金の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに二千七百元を加えた金額 ハ 損失の補償金の見積額が百万円を超える五百万円以下の場合 七万五千六百円に損失の補償金の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた金額 ニ 損失の補償金の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合 二十一万六千六百円に損失の補償金の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに三千五百円を加えた金額
--	-------------------	---

<p>二十九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十九条第一項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長についての裁定の申請に対する審査</p>	<p>土地等使用権の存続期間の延長の裁定申請手数料</p>	<p>ホ 損失の補償金の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合 二十六万四千百円に損失の補償金の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに四千八百円を加えた金額へ 損失の補償金の見積額が一億円を超える場合 三十六万百円</p>
<p>三十 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づく収用又は使用についての裁定の申請に対する審査</p>	<p>収用又は使用の裁定申請手数料</p>	<p>損失の補償金の見積額に応じて第二十八号金額の欄イからへまでに掲げる場合と同じ方法で算出した金額</p>

別表都市整備部の項第一号中「第九号イ及び第十四号イ」を「第十二号イ及び第十七号イ」に改め、同項第二号及び第三号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第五号中「第三号ハ、第九号ハ及び第十四号ハ」を「第六号ハ、第十二号ハ及び第十七号ハ」に改め、同項第七号、第

八号、第十一号、第十二号及び第十四号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第二十二号金額の欄を次のように改める。

イ	ロ及びハ以外の場合	十八万円
ロ	建築基準法第四十八条第十六項第一号に規定する増築、改築又は移転の場合	十二万円
ハ	建築基準法第四十八条第十六項第二号に規定する建築の場合	十四万円

別表都市整備部の項第二十六号中「又は第五項第三号」を「、第五項又は第六項第三号」に改め、同項第三十八号中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同項第三十九号中「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に改め、同項第四十号中「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改め、同項第六十四号事務の種別の欄中「認定」の下に「の申請に対する審査」を加え、同項第六十五号事務の種別の欄中「第八十六条の八第三項」の下に「（同法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「認定」の下に「の申請に対する審査」を加え、同項中第一百十八号を第二百一十一号とし、第一百七号を第二百十号とし、同項中第六号中「第一百十四号金額の欄イ」を「第一百七号金額の欄イ」に、「第一百十四号金額の欄ロ」を「第一百七号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第一百十九号とし、同項中第一百十五号を第一百十八号とし、同項第一百十四号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号を同項第一百七号とし、同項中第一百十三号を第一百六号とし、同項第一百十二号中「第一百十八号」を「第二百一十一号」に改め、同号を同項第一百十五号とし、同項第一百十一号中「第九号金額の欄イ」を「第一百十二号金額の欄イ」に、「第九号金額の欄ロ」を「第一百十二号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第一百十四号とし、同項中第一百十号を第一百三十三号とし、同項第九号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号を同項第一百十二号とし、同項第一百八号中「第一百十号」を「第一百三十三号」に改め、同号を同項第一百一十号とし、同項中第七号を第一百十号とし、第六号を第九号とし、同項第一百五号中「第一百三号金額の欄イ」を「第一百六号金額の欄イ」に、「第一百三号金額の欄ロ」を「第一百六号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第四号を第七号とし、同項第三百号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二百二号中「第二百四号」を「第二百七号」に、「第二百五号」を「第二百八号」に改め、同号を同項第二百五号とし、同項中第一号を第一百四号とし、第六十六号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六十五号の次に

次の三号を加える。

<p>六十六 建築基準法第八十七条の二第一項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料</p>	<p>二万七千円</p>
<p>六十七 建築基準法第八十七条の三第五項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>六十八 建築基準法第八十七条の三第六項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料</p>	<p>十六万円</p>

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号中「第八十二号」を「第八十三号」に改める。

別表保健医療部の項第一号金額の欄を次のように改める。

イ 食品の検査

(1) 理化学検査	
(一) 食品中の添加物の試験	
(イ) 簡単なもの	一万三千五百円
(ロ) 複雑なもの	二万五千九十円
(二) 食品中の有害性物質（有害性金属を除く。）の試験	二万五千九十円
(三) 食品中の有害性金属の試験	一万三千五百円
(四) 食品中の残留農薬の試験	二万五千九十円
(五) 食品中の放射性物質の試験	五万七千四百二十円
(2) 細菌検査	
(一) 食品中の一般細菌数の測定	三千四百円
(二) 食品中の大腸菌群の試験	六千六百円
(三) 食品中の目的菌の検査	七千三百七十円
ロ 添加物の検査	
(1) 添加物の確認試験	一万三千五百円
(2) 添加物の純度試験	一万三千五百円
(3) 添加物の乾燥減量試験	一万三千五百円
(4) 添加物の強熱残留物試験	一万三千五百円
(5) 添加物の強熱減量試験	一万三千五百円
(6) 添加物の水分試験	一万三千五百円
(7) 添加物の定量試験	一万三千五百円
ハ 器具の理化学的試験（溶出検査に限る。）	一万五千九十円

別表保健医療部の項第四号中「一万六千円」を「一万六千五百円」に、「二万二千円」を「一万二千五百円」に改め、同項第五号中「九千八百円」を「九千九百円」に、「七千三百円」を「七千四百円」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「一万四千元」を「一万四千五百円」に、「一万五百円」を「一万六百元」に改め、同項第九号から第十一号までの規定中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同項第十二号及び第十三号中「九千八百円」を「九千九百円」に、「七千三百円」を「七千四百円」に改め、同項第十四号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同項第十五号中「九千八百円」を「九千九百円」に、「七千三百円」を「七千四百円」に改め、同項第十六号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同項第十七

号中「九千八百円」を「九千九百円」に、「七千三百円」を「七千四百円」に改め、同項第十八号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同項第十九号中「一万六千円」を「一万六千五百円」に、「一万二千円」を「一万二千五百円」に改め、同項第二十号から第二十二号までの規定中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同項第二十三号中「一万四千元」を「一万四千五百円」に、「一万五百円」を「一万六百元」に改め、同項第二十四号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に改め、同項第二十六号及び第二十七号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同項第二十八号から第三十号までの規定中「一万六千円」を「一万六千五百円」に、「一万二千円」を「一万二千五百円」に改め、同項第三十二号から第三十四号までの規定中「一万四千元」を「一万四千五百円」に、「一万五百円」を「一万六百元」に改め、同項第三十五号から第三十七号までの規定中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同項第六十号中「七万六千円」を「七万七千円」に改め、同項第六十一号中「五千八百円」を「五千九百円」に改め、同項第六十三号中「四千三百円」を「四千四百円」に改め、同項第二百二十八号中「八万円」を「八万千円」に改める。

別表農林部の項第四号中「千二百円」を「千三百円」に改め、同項第二十一号の二中「二万五千元」を「二万六千元」に改め、同項第三十七号中「一万七千五百円」を「一万八千円」に改め、同項第三十八号中「四千元」を「四千五百円」に改め、同項第四十一号及び第四十二号中「七千九百円」を「八千円」に改め、同項第五十五号中「八百四十円」を「八百五十円」に、「一万九千五百円」を「一万九千七百円」に、「二千九百十円」を「二千九百三十円」に改める。

別表県土整備部の項中第三十一号を第三十三号とし、同項第三十号中「第二十八号金額の欄イ」を「第三十号金額の欄イ」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項中第二十九号を第三十一号とし、第十八号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「第十四号金額の欄イ」を「第十六号金額の欄イ」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十六号中「第十四号金額の欄イ」を「第十六号金額の欄イ」に改め、同号を同項第十八号とし、同項中第十五号を第十七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 建設業法第十三条に規定する建設業許可申請書の写しの交付	建設業許可申請書等の写しの交付手数料	一の建設業者に係る建設業許可申請書につき三百円に用紙一枚ごとに十円を加えた金額(第四号に規定する閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る建設業許可申請書の写しの交付を申請する場合にあっては、用紙一枚につき十円)
--------------------------------	--------------------	---

別表県土整備部の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 建設業法第十三条の規定に基づく建設業許可申請書等を閲覧に供する事務	建設業許可申請書等閲覧手数料	一の建設業者に係る建設業許可申請書等につき 三百円
-------------------------------------	----------------	----------------------------------

別表都市整備部の項第一号中「第百十二号イ及び第百十七号イ」を「第百十四号イ及び第百十九号イ」に改め、同項第五号中「第百六号ハ、第百十二号ハ及び第百十七号ハ」を「第百八号ハ、第百十四号ハ及び第百十九号ハ」に改め、同項中第百二十一号を第百二十三号とし、第百二十号を第百二十二号とし、同項第百十九号中「第百十七号金額の欄イ」を「第百十九号金額の欄イ」に、「第百十七号金額の欄ロ」を「第百十九号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二十一号とし、同項中第百十八号を第百二十号とし、同項第百十七号中「十七万四千四百八十円」を「十七万四千六百円」に、「十一万八千五百六十円」を「十二万七千七百円」に、「二十二万八千七百二十円」を「二十三万二千九百円」に、「十四万七千七百二十円」を「十五万四百円」に、「二十六万二千二百円」を「二十六万七千円」に、「十六万七千七百六十円」を「十六万四千七百円」に、「三十四万六千四百四十円」を「三十五万二千八百円」に、「二十万四千九百六十円」を「二十万八千七百円」に、「六十三万六千九百六十円」を「六十四万八千七百円」に、「三十四万七千五百二十円」を「三十五万三千九百円」に改め、同号を同項第百十九号とし、同項中第百十六号を第百十八号とし、同項第百十五号中「第百二十一号」を「第百二十三号」に改め、同号を同項第百十七号とし、同項第百十四号中「第百十二号金額の欄イ」を「第百十四号金額の欄イ」に、「第百十二号金額の欄ロ」を「第百十四号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十六号とし、同項中第百十三号を第百十五号とし、同項第百十二号中「十七万四千四百八十円」を「十七万四千

千六百元」に、「十一万八千五百六十円」を「十二万七千七百円」に、「二十二万八千七百二十円」を「二十三万二千九百円」に、「十四万七千七百二十円」を「十五万四百円」に、「二十六万二千二百円」を「二十六万七千円」に、「十六万七千七百六十円」を「十六万四千七百円」に、「三十四万六千四百四十円」を「三十五万二千八百円」に、「二十万四千九百六十円」を「二十万八千七百円」に、「六十三万六千九百六十円」を「六十四万八千七百円」に、「三十四万七千五百二十円」を「三十五万三千九百円」に改め、同号を同項第百十四号とし、同項第百十一号中「第百十三号」を「第百十五号」に改め、同号を同項第百十三号とし、同項中第百十号を第百十二号とし、第百九号を第百十一号とし、同項第百八号中「第百六号金額の欄イ」を「第百八号金額の欄イ」に、「第百六号金額の欄ロ」を「第百八号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十号とし、同項中第百七号を第百九号とし、同項第百六号中「十七万四千四百八十円」を「十七万四千六百円」に、「十一万八千五百六十円」を「十二万七千七百円」に、「二十二万八千七百二十円」を「二十三万二千九百円」に、「十四万七千七百二十円」を「十五万四百円」に、「二十六万二千二百円」を「二十六万七千円」に、「十六万七千七百六十円」を「十六万四千七百円」に、「三十四万六千四百四十円」を「三十五万二千八百円」に、「二十万四千九百六十円」を「二十万八千七百円」に、「六十三万六千九百六十円」を「六十四万八千七百円」に、「三十四万七千五百二十円」を「三十五万三千九百円」に改め、同号を同項第百八号とし、同項第百五号中「第百七号」を「第百九号」に、「第百八号」を「第百十号」に改め、同号を同項第百七号とし、同項中第百四号を第百六号とし、第八十六号から第百三号までを二号ずつ繰り下げ、第八十五号を第八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十七 宅地建物 取引業法第十条 に規定する宅地 建物取引業者名 簿等の写しの交 付	宅地建物 取引業者 名簿等の 写しの交 付手数料	一の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿等につき三百円に用紙一枚ごとに十円を加えた金額（第八十二号に規定する閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る宅地建物取引業者名簿等の写しの交付を申請する場合にあっては、用紙一枚につき十円）
---	--------------------------------------	---

別表都市整備部の項中第八十四号を第八十五号とし、第八十三号を第八十四号とし、第八十二号を第八十三号とし、第八十一号の次に次の一号を加える。

八十二 宅地建物 取引業法第十条 の規定に基づく	宅地建物 取引業者 業者名簿等につき 三百円	一の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿等につき
--------------------------------	---------------------------------	-----------------------------

宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供する事務	覧手数料	
----------------------	------	--

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第三条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第二百三十九号の次に次の一号を加える。

二百三十九の二 建設業許可申請書等閲覧手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第二百四十五号の次に次の一号を加える。

二百四十五の二 建設業許可申請書等の写しの交付手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第二百六十三号の次に次の三号を加える。

二百六十三の二 土地使用権等の取得の裁定申請手数料
 二百六十三の三 土地等使用権の存続期間の延長の裁定申請手数料
 二百六十三の四 収用又は使用の裁定申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第三百三十一号の次に次の三号を加える。

三百三十一の二 用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料
 三百三十一の三 興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料
 三百三十一の四 特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第三百三十七号の次に次の一号を加える。

三百三十七の二 宅地建物取引業者名簿等閲覧手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第三百四十一号の次に次の一号を加える。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中埼玉県手数料条例第三条第十八号の改正規定、同条例別表福祉部の項の改正規定及び同表保健医療部の項の改正規定 平成三十一年四月一日
- 二 第一条中埼玉県手数料条例別表県土整備部の項の改正規定及び第三条中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第二百六十三号の次に三号を加える改正規定 平成三十一年六月一日
- 三 第一条中埼玉県手数料条例第三条第十九号から第二十六号までの改正規定及び同条例別表都市整備部の項の改正規定並びに第三条中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第三百三十一号の次に三号を加える改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日
- 四 第二条並びに第三条中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第二百三十九号の次に一号を加える改正規定、同項第二百四十五号の次に一号を加える改正規定、同項第三百三十七号の次に一号を加える改正規定及び同項第三百四十一号の次に一号を加える改正規定 平成三十一年十月一日

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千七百三十人」を「六千七百七十六人」に改め、同項第八号中「四百十八人」を「四百二十七人」に改め、同項第九号中「二千三百九十二人」を「二千四百十一人」に改め、同項第十号中「百一人」を「百七人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第六条の二 任命権者は、委員会（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第二条から第五条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることがができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第七条第二項中「第二条から第五条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に、「宿直又は日直の」を「前条第一項に規定する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条第二項」を「第六条の二第一項」に改める。

条 例

会計年度任用職員の報酬等に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（第七条及び第八条において単に「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当については、この条例の定めるところによる。

(報酬等)

第二条 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下この条から第五条までにおいて「第一号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項又は第五項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下この項及び次項並びに別表において「給与条例」という。）第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（医師及び歯科医師にあつては、給与条例第九条の三に規定する割合）を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に百円未満、日額の報酬にあつてはその額に十円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額（医師及び歯科医師にあつては、当該月額に給与条例第七条の三第一項第一号に掲げる額を加えた額。次項において同じ。）に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

5 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して

得た額)を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

6 報酬の額は、第一号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

7 前五項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

8 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬の基本額の特例)

第三条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第一号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第四項又は第五項の規定にかかわらず、日額三万三千五百円を超えない範囲内において規則で定める。

(報酬及び期末手当の特例)

第四条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第一号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前二条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。

(費用弁償)

第五条 第一号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

(給料等)

第六条 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(第三項において「第二号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

2 給料の額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

3 第二条第六項の規定は、第二号会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。

4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬等の減額)

第七条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、規則で定める。

(支給)

第八条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当(第二条第一項及び第六条第一項に規定する手当に限る。)の支給については、前六条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間(以下この条において「特定期間」という。)において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十一号)の適用を受けていた非常勤職員(月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。)で、この条例の施行の日(以下この条において「施行日」という。)から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものであって、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額(特定期間において二以上の業務に従事した場合にあっては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額(当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額)に達しないこととなる場合においては、平成三十二年六月三十日までの間、その者の受ける報酬の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において規則で定める額を報酬として支給する。

2 特定期間において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員で、施行日から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものうち、前項に規定する者以外の者については、同項の規定による報酬を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第三条 職員の分限に関する条例(昭和三十六年埼玉県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第四條 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第四條中「月額」の下に「(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては、報酬の額(会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第六号)第二条第四項若しくは第五項、第三条若しくは第四条又は会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第二十号)第三条第四項若しくは第五項若しくは第四条の報酬の基本額に限る。)」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第五條 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第二十条第一項」を「第二十条」に改める。

第二十条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第二十条 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第六條 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一條中「委員会」の下に「の非常勤」を加え、「その他の委員」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第七條 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第八條 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を「、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(第十七條第一項及び第二十条第一項において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法」に改める。

第十七条第一項中「以上で退職した職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第二十条を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外等）

第二十条 第四条から第六条まで、第六条の三、第八条から第九条の三まで、第十二条の二、第十三条、第十六条及び第十六条の二の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第十五条の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第十条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「している職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第八条中「した職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第二十六条の表第二十條第一項の項を削る。

第三十条第二号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十一条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第

七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十二条 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)を「、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(第二十一條第一項及び第二十五條第一項において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法」に改める。

第二十一條第一項中「以上で退職した職員」の下に「(会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第二十五條を次のように改める。

(会計年度任用職員についての適用除外等)

第二十五條 第五條、第七條、第九條、第十一條、第十二條、第十六條、第十七條及び第二十條から第二十條の三までの規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第十九條の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

(埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十三條 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三條中「地方公務員法」の下に「第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法」を加える。

(埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十四條 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（第十九条第一項及び第二十三条第一項において単に「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

第十九条第一項中「以上で退職した職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第二十三條を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外等）

第二十三條 第四条から第六條まで、第八條、第十條、第十一條、第十四條、第十七條及び第十八條の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第十六條の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

別表（第二条、第六条関係）

職 種	月 額
医師及び歯科医師	給与条例別表第四医療職給料表イ医療職給料表(一)に定める一級における最高の号給の給料月額
薬剤師、獣医師、栄養士その他の規則で定める職	給与条例別表第四医療職給料表ロ医療職給料表(二)に定める一級における最高の号給の給料月額
保健師、看護師その他の規則で定める職	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給料表(三)に定める一級における最高の号給の給料月額
前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表3の項中「大字北河原七百五番地」を「谷郷一丁目十六番十号」に改める。

第二条 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を次のように改正する。

本則の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から10の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成三十一年三月二十七日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県特殊詐欺撲滅条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第八号

埼玉県特殊詐欺撲滅条例

(目的)

第一条 この条例は、振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が社会問題となつていゝる現状に鑑み、特殊詐欺の撲滅を図るため、特殊詐欺の被害の防止に関し、県の責務等を明らかにし、及び特殊詐欺の被害の防止に関する基本的事項を定めることにより、特殊詐欺の被害の防止に関する対策を総合的に推進し、もつて県民の財産を守ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 特殊詐欺 振り込み詐欺及び振り込み詐欺以外の特殊詐欺をいう。

二 振り込み詐欺 次に掲げる詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二四十六条の罪をいう。以下この号及び次号において同じ。）及び電子計算機使用詐欺（同法第二四十六条の二の罪をいう。二において同じ。）をいう。

イ オレオレ詐欺 親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

ロ 架空請求詐欺 架空の事実を口実に金品を要求する文書等を送付するなどして、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

ハ 融資保証金詐欺 融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

ニ 還付金等詐欺 市町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装つて、現金自動預払機（第七条及び第八条第二項において「ATM」という。）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺

三 振り込み詐欺以外の特殊詐欺 有価証券等の売買、宝くじの当せん番号等の特定の情報の提供、異性との交際のあつせんその他の名目で、対面することなく不特定多数の者に虚偽の情報を提供する等して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺等（前号に掲げる詐欺を除く。）をいう。

(県の責務)

第三条 県は、特殊詐欺の被害の防止に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、特殊詐欺の被害の防止に関する施策の推進に当たっては、他の都道府県と連携を図るものとする。

(市町村への協力)

第四条 県は、市町村が特殊詐欺の被害の防止に関する施策を策定し、及び実施するために必要な協力及び支援を行うものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、県及び市町村が実施する特殊詐欺の被害の防止に関する施策に協力するよう努めるとともに、県、市町村等から発信される特殊詐欺の犯行の態様の情報を踏まえ、キャッシュカード（預貯金の引出用のカードをいう。第七条及び第八条第二項において同じ。）、預貯金通帳等を第三者に渡さないようするなど、特殊詐欺の被害に遭わないよう適切な行動をとるよう努めるものとする。

2 県民は、事業者が特殊詐欺の被害の防止に関する注意を喚起した場合は、これを踏まえた上で、特殊詐欺の被害に遭わないよう適切な行動をとるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、特殊詐欺の被害の防止に対する関心と理解を深め、県及び市町村が実施する特殊詐欺の被害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第七条 金融機関は、特殊詐欺の犯行の態様等に鑑み、県と連携協力し、特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者に対する声掛け、A T Mでのキャッシュカードの利用等に係る限度額の引下げその他の特殊詐欺の被害の防止に関する取組を実施するよう努めるものとする。

(普及啓発)

第八条 県は、特殊詐欺の被害の防止に対する県民及び事業者の関心と理解を深めることにより、被害に遭わないようにするとともに犯行に加担しないようにするため、特殊詐欺の被害の防止に関し、知識の普及及び啓発のための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、特殊詐欺の被害の防止を図る上で金融機関等の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、A T Mでのキャッシュカードの利用等に係る限度額の引下げその他の金融機関等の事業者が実施する特殊詐欺の被害の防止に関する取組について広報活動その他の啓発を行うものとする。

(県民等の自主的な活動の促進)

第九条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（次条第二項及び第十三条において「県民等」という。）による特殊詐欺の被害の防止に関する自主的な活動を促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十条 県は、市町村に対して、特殊詐欺の発生状況その他の特殊詐欺の被害の防止のために必要な情報を提供するものとする。

2 県は、県民等による特殊詐欺の被害の防止に関する自主的な活動及び県民等が適切な行動をとることを支援するため、情報を提供するものとする。

(被害防止のための助け合いの取組)

第十一条 県民は、家族及び地域住民との間で、互いに特殊詐欺の被害の防止に関する注意を喚起するよう努めるものとする。

2 県民は、家族及び地域住民が特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがあるとき、認めるときは、契約の締結及び現金の支払の中止を促すこと等により、特殊詐欺の被害の防止に努めるものとする。

(通報)

第十二条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

一 その言動から特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者を発見したとき。

二 自己又は家族が特殊詐欺の疑いがある不審な電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者は、前項の通報を受けたとき、又は商品等の流通若しくは役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者若しくは特殊詐欺の犯行を行っていると思われる者を発見したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 警察官は、前二項の通報を受けたときは、当該通報について調査を行い、適正に処理するものとする。

(運用上の留意事項)

第十三条 この条例の運用に当たっては、県民等の自由と権利を不当に制限しないよう留意しなければならない。

(財政上の措置)

第十四条 県は、特殊詐欺の被害の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

条 例

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第九号

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表東松山市の項中「百五十九人」を「百六十二人」に改め、同表狭山市の項中「二百四十四人」を「二百四十五人」に改め、同表深谷市の項中「二百六十五人」を「二百六十八人」に改め、同表上尾市の項中「三百十八人」を「三百二十五人」に改め、同表蕨市の項中「百三十三人」を「百三十五人」に改め、同表戸田市の項中「百六十一人」を「百六十三人」に改め、同表新座市の項中「二百十五人」を「二百十七人」に改め、同表桶川市の項中「百四十人」を「百四十六人」に改め、同表久喜市の項中「二百八十九人」を「二百九十人」に改め、同表北本市の項中「百四十六人」を「百四十九人」に改め、同表吉川市の項中「百十七人」を「百二十人」に改め、同表白岡市の項中「百二人」を「百五人」に改め、同表伊奈町の項中「六十六人」を「六十七人」に改め、同表毛呂山町の項中「七十五人」を「七十九人」に改め、同表滑川町の項中「三十九人」を「四十一人」に改め、同表宮代町の項中「五十三人」を「五十五人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十二月一日から施行する。

条 例

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十号

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例

埼玉県児童相談所設置条例（平成十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の表埼玉県越谷児童相談所の項所管区域の欄中「、草加市」、「、八潮市、三郷市」及び「、吉川市」を削り、同表に次のように加える。

埼玉県草加 児童相談所	草加市	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
----------------	-----	-----------------

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県健康づくり安心基金条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十一号

埼玉県健康づくり安心基金条例

(設置)

第一条 健康づくりに資する取組の充実を図り、もって誰もが健康で生き生きと暮らすことができる社会づくりを推進するため、埼玉県健康づくり安心基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額を含めて当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

一 当該積立てをする年度当初の一般会計歳入歳出予算に計上された県たばこ税に係る歳入の金額の百分の五に相当する額

二 前条に規定する目的のために寄附された寄附金の額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する目的の達成に資する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の状況を踏まえ、平成三十五年度中にこの条例について見直しを行うものとする。

条 例

埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十二号

埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十五年埼玉県条例第二十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

条 例

医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十三号

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条第二号中「第五十二条第五項及び第五十三条」を「第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第五項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条」に改め、同条第三号中「第五十二条第六項及び第五十三条」を「第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第六項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一号中「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一号及び第二号中「第五十四条」を「第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十四条」に、「第五十五条」を「第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十五条」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第六条第二号」を「第五条第二号」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設等の入所定員数）

第八条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第二十八条の規定により既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成三十年厚生労働省令第三十号）第四十条の規定の例により算定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十四号

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程については、修了した後。第九号及び第十号において同じ。）」を加え、同項第七号中「又は水道環境」を削り、同項第九号中「第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を加え、同項第十一号中「卒業した」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項第七号の規定は、この条例の施行の日以後に技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（以下単に「合格した者」という。）について適用し、同日前に合格した者については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十五号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ワを削り、カをワとし、ヨを削り、タをカとし、レからウまでをヨからラまでとし、キからオまでを削り、同表第三項中カを削り、ヨをカとし、同表第六項中ヌを削り、ルをヌとし、ヲからキまでをルからウまでとし、同表第八項中ソをツとし、ルからレまでをヲからソまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル 衝撃試験装置	一時間	一、三八〇円
----------	-----	--------

別表第二第一号の表第一項中

液体試料水 素核の測定	一試料 一測定	八、三一〇円	を	定 固 定 液
液体試料炭 素核・水素 核二次元の 測定	一試料 一測定	三四、三〇〇円		
固体試料炭 素核の測定	一試料 一測定	六七、五〇〇円		

体試料測	一時間	八、二五〇円 （一時間を増す ごとに五、九一 〇円を加える。）
体試料測	一時間	二八、九〇〇円 （一時間を増す ごとに八、八五 〇円を加える。）

に改め、同表第二項中

(8) 粒度分布試験

一試料	五、二四〇円
-----	--------

を

(8) 食品材料等の物性試験	一試料	四、
	一項目	

一項目	(9) 粒度分布試験	一試料 一項目	五、
-----	------------	------------	----

六〇〇円	二四〇円
------	------

に改め、同表中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

四 環境試験	衝撃試験装置による試験	一試料 一測定	一三、六〇〇円
--------	-------------	------------	---------

第二条 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第七項中タをソとし、ニからヨまでをへからレまでとし、ハの次に次のように加える。

ホ 空間電磁界可視化システム	ニ リバブレーションチャンバー	一時間	六、七九〇円
		一時間	六五〇円

別表第二第一号の表第三項中

(4) 電磁波妨害源探査装置による測定	一時間	四、三九〇 (一時間を増すごとに三、〇〇円を加える。)
---------------------	-----	--------------------------------

円 三 十

(4) リバブレーションチャンバーを使用する測定	一時間	一一、二〇〇円 (一時間を増すごとに九、三四〇円を加える。)
(5) 電磁波妨害源探査装置による測定	一時間	四、三九〇円 (一時間を増すごとに三、〇三〇円を加える。)

に改める。

第三条 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中表の部分の部分を次のように改める。

種類	名称	単位	金額
一 設計・加工機器	イ 五軸マシニングセンタ	一時間	三、一四〇円
	ロ マシニングセンタ	一時間	一、九二〇円

ハ	高速立型加工機	一時間	三、七九〇円
ニ	立フライス盤	一時間	四二〇円
ホ	簡易NC旋盤	一時間	六七〇円
ヘ	旋盤	一時間	一六〇円
ト	平面研削盤	一時間	三四〇円
チ	ラジアルボール盤	一時間	一一〇円
リ	帯のこ盤	一時間	一五〇円
ヌ	高圧油圧プレス機（一メガニュートン）	一時間	四八〇円
ル	低圧油圧プレス機（一五キロニュートン）	一時間	二九〇円
ヲ	イオンプレーティング	一時間	二、〇七〇円
ワ	二軸押出成形機	一時間	九五〇円
カ	ショットブラスト	一時間	二七〇円
ヨ	サンドブラスト	一時間	一〇〇円
タ	大型インクジェットプリンタ	一時間	七〇円
レ	自動トレースシステム	一時間	二九〇円
ソ	インクジェット式積層造形装置	一時間	一、四三〇円
ツ	インクジェット式カラー積層造形装置	一時間	二、八六〇円
ネ	角形シートマシン	一時間	二四〇円
ナ	製麺機	一時間	一〇〇円
ラ	油圧式圧搾機	一時間	九〇円
イ	集束イオンビーム加工観察装置	一時間	五、九二〇円
ロ	走査型電子顕微鏡	一時間	三一〇円
ハ	走査型プローブ顕微鏡	一時間	六三〇円
ニ	光学顕微鏡（複合機能型）	一時間	二四〇円
ホ	光学顕微鏡（単機能型）	一時間	九〇円
ヘ	実体顕微鏡	一時間	一五〇円
ト	高感度微分干渉顕微鏡	一時間	一七〇円
チ	マイクロスコープ	一時間	一八〇円
リ	デジタルマイクロスコープ	一時間	五五〇円
ヌ	マイクロCCDスコープ	一時間	七〇円

二 表面観察機器

四 精密測定機器										三 強度試験機器															
ト	ヘ	ホ	ニ	ハ	ロ	イ	カ	ワ	ヲ	ル	ヌ	リ	チ	ト	ヘ	ホ	ニ	ハ	ロ	イ	ヨ	カ	ワ	ヲ	ル
画像測定機	二次元座標測定顕微鏡	測長機	レーザ干渉測長機	非接触三次元測定機	三次元測定機	高精度三次元測定機	引張せん断試験機	疲労試験機	シャルピー衝撃試験機（三〇〇ジュール）	ロックウェル硬度計	マイクロゴム硬度計	ビッカース硬度試験機	微小硬さ試験機	微小表面材料特性評価システム	ビデオ式非接触伸び計	万能材料試験機（三〇〇キロニュートン）	万能材料試験機（二五〇キロニュートン）	万能材料試験機（二〇〇キロニュートン・五キロニュートン・一〇〇ニュートン）	万能材料試験機（二〇キロニュートン）	万能材料試験機（一〇キロニュートン）	イオンスパッタリング装置	試料埋込器	切断・研磨器	試料研磨器	高速度カメラ
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
八三〇円	一、二八〇円	七三〇円	八二〇円	九六〇円	五一〇円	三、四四〇円	二六〇円	六二〇円	三四〇円	七〇円	八〇円	八〇円	二四〇円	二八〇円	七九〇円	七九〇円	四〇〇円	四三〇円	六一〇円	四〇〇円	一一〇円	一四〇円	一三〇円	二四〇円	六一〇円

五 測定機																			
チ	真円度測定機	一時間	二七〇円																
リ	表面粗さ測定機	一時間	一五〇円																
ヌ	表面粗さ・輪郭形状測定機	一時間	三〇〇円																
ル	非接触微細形状測定機	一時間	一、六〇〇円																
ヲ	三次元輪郭形状測定機	一時間	二五〇円																
ワ	全焦点三次元形状測定機	一時間	一、六五〇円																
イ	モーシヨンキャプチャ	一時間	九五〇円																
ロ	サーモグラフィ	一時間	二九〇円																
ハ	トレッドミル	一時間	一九〇円																
ニ	三次元デジタイザ	一時間	七五〇円																
ホ	形状測定装置	一時間	二七〇円																
ヘ	マイクロフォーカスX線CT装置	一時間	三、四九〇円																
ト	弾性率測定装置	一時間	一、五六〇円																
チ	熱定数分析機	一時間	八五〇円																
リ	誘電特性評価システム	一時間	五八〇円																
ヌ	熱伝導率計	一時間	三二〇円																
ル	蛍光X線膜厚計	一時間	七四〇円																
ヲ	電磁式・渦電流式膜厚計	一時間	一三〇円																
ワ	毛管式流動性測定装置	一時間	六〇〇円																
カ	混練抵抗測定装置	一時間	九九〇円																
ヨ	メルトインデクサ	一時間	二一〇円																
タ	粒度分布測定装置	一時間	二五〇円																
レ	色差計・光沢計	一時間	二〇〇円																
ソ	接触角測定装置	一時間	一九〇円																
ツ	ガス発生量測定機	一時間	二〇〇円																
ネ	熱膨張計	一時間	二四〇円																
ナ	カルフィッシャー水分計	一時間	六〇円																
ラ	食品用熱分析システム	一時間	三八〇円																
ム	動的粘弾性測定装置	一時間	三一〇円																
ウ	ファリノグラフ	一時間	一三〇円																
キ	クリーブ試験装置	一時間	二五〇円																
ノ	精密力量測定機	一時間	七〇円																
オ	レオメータ	一時間	六〇円																

六 試料調製機器			
ク	香氣成分測定装置	一時間	三三〇円
ヤ	振動式密度計	一時間	二〇〇円
マ	米粒食味計	一時間	一一〇円
ケ	エクステンソグラフ	一時間	一〇〇円
フ	ビスコアミログラフ	一時間	一四〇円
コ	発酵モニタ	一時間	一〇〇円
エ	色彩分析システム	一時間	一七〇円
テ	分光測色計	一時間	一五〇円
ア	色差計	一時間	一四〇円
サ	光電光沢計	一時間	五〇円
キ	チップ型電気泳動装置	一時間	九〇円
イ	窒素雰囲気焼入炉	一時間	六三〇円
ロ	窒素雰囲気焼戻炉	一時間	三八〇円
ハ	高温電気炉	一時間	五二〇円
ニ	卓上電気炉	一時間	一、四一〇円
ホ	電気炉	一時間	一八〇円
ヘ	マッフル炉	一時間	三二〇円
ト	炭化焼成炉	一時間	四八〇円
チ	連続式ロータリーキルン	一時間	四二〇円
リ	熱風循環式乾燥機	一時間	一八〇円
ヌ	超微粒子粉碎機（工業材料用）	一時間	一三〇円
ル	超微粒子粉碎機（食品用）	一時間	二三〇円
ヲ	試料粉碎装置	一時間	一一〇円
ワ	ミル式粉碎機	一時間	五三〇円
カ	カッター式粉碎機	一時間	三七〇円
ヨ	粉碎機	一時間	七〇円
タ	造粒機	一時間	一一〇円
レ	二軸エクストルーダ	一時間	五六〇円
ソ	かくはん機	一時間	九〇円
ツ	分離用小型超遠心機	一時間	二七〇円
ネ	真空凍結乾燥機	一時間	四二〇円
ナ	安全キャビネット	一時間	一三〇円
ラ	ジャーフアメンタ	一時間	一二〇円

九 分析機 器																					
ト	低湿恒温恒湿槽	一時間	八三〇円																		
チ	大型複合サイクル試験機	一時間	一、四二〇円																		
リ	キセノンランプ式耐候性試験機	一時間	二、〇五〇円																		
ヌ	振動試験機	一時間	二、二七〇円																		
ル	衝撃試験装置	一時間	一、四〇〇円																		
ヲ	パソコン制御式車椅子エルゴメータ	一時間	二二〇円																		
ワ	低荷重摩耗試験機	一時間	二一〇円																		
カ	超音波探傷器	一時間	一五〇円																		
ヨ	熱プレス機	一時間	四九〇円																		
タ	KESシステム	一時間	三〇〇円																		
レ	織物摩耗試験機	一時間	五〇円																		
ソ	包装容器圧縮試験機	一時間	三三〇円																		
ツ	剥離試験機	一時間	八〇円																		
イ	光電子分光装置	一時間	六、一二〇円																		
ロ	X線マイクロアナライザ	一時間	三、七〇〇円																		
ハ	波長分散型蛍光X線分析装置	一時間	一、七五〇円																		
ニ	蛍光X線微小部分分析計	一時間	二六〇円																		
ホ	酸素・窒素分析装置	一時間	一、一四〇円																		
ヘ	炭素・硫黄分析装置	一時間	九八〇円																		
ト	イオンクロマトグラフ	一時間	四三〇円																		
チ	高速液体クロマトグラフ	一時間	四二〇円																		
リ	ガスクロマトグラフ	一時間	二二〇円																		
ヌ	FT-NMR装置	一時間	五、一七〇円																		
ル	赤外分光光度計	一時間	四一〇円																		
ヲ	自記分光光度計	一時間	二八〇円																		
ワ	近赤外分析計	一時間	七三〇円																		
カ	有機酸分析システム	一時間	二五〇円																		
ヨ	グルコースアナライザ	一時間	八〇円																		

（減圧
恒温恒
湿槽に
係る部
分）

	タ 自動滴定システム	一時間	八〇円
十	その他の規則で定める試験研究機器	一時間	六、一二〇円以内で規則で定める額

別表第一第一号の表の備考第二号中「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表の備考第四号中「八四〇円」を「八五〇円」に改める。

別表第一第二号の表中表の部分を次のように改める。

名称	金額（月額）
五〇一研究室	一三八、七〇〇円
五〇二研究室	一三八、七〇〇円
五〇三研究室	一三八、七〇〇円
五〇四研究室	一三八、七〇〇円
五〇五研究室	一三八、七〇〇円
五〇六研究室	一三八、七〇〇円
五〇七研究室	一三八、七〇〇円
五〇八研究室	一四八、〇〇〇円
五五一研究室	八五、八〇〇円
五五二研究室	七五、二〇〇円
五五三研究室	三五四、七〇〇円
六五一研究室	八〇、六〇〇円
六五二研究室	八〇、六〇〇円
六五三研究室	八〇、六〇〇円
六五四研究室	八〇、六〇〇円
六五五研究室	八七、四〇〇円
六五六研究室	八七、四〇〇円
六五七研究室	八〇、六〇〇円
六五八研究室	八〇、六〇〇円
六五九研究室	八〇、六〇〇円
六六〇研究室	八七、四〇〇円
六六一研究室	九三、五〇〇円

別表第一第三号の表中表の部分を次のように改める。

名称	利用区分	金額
三A会議室	午前	二、一三〇円

													口 機器分析	
(7) I C P 発光分析装置	(6) I C P 質量分析装置 による分析	(5) 光電子 分光装置 による分 析			(4) 分光光度計による定 量分析	(3) 原子吸光度計によ る定量分析	(2) 炭素・硫黄分析装置 による定量分析	(1) 蛍光 X 線分析装 置による 分析		(3) 重量法 による分 析		一成分		
		深さ方向分 析	マッピング	状態分析				定性分析	定量分析	非鉄金属	鉄鋼			
一試料	一試料 一成分	一試料 (五元 素一〇 水準以 内)	一試料 (五元 素以内)	一試料 一測定	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	
九、六七〇円	一四、四〇〇円 (一成分を増す ごとに二、〇五 〇円を加える。)	三二、一〇〇円 (二元素を増す ごとに三、三五 〇円、一水準を 増すごとに三、 〇五〇円を加え る。)	三二、一〇〇円 (二元素を増す ごとに六、四〇 〇円を加える。)	四六、四〇〇円	三、六三〇円	三、〇五〇円	七、八六〇円	二、七六〇円	二、四五〇円	三、三六〇円	二、八五〇円			

二 材料試 験														
イ 強度試験														
度試験 (1) 一般強	(16) X線回折装置による分析	(15) 熱分析装置による分析	(14) 赤外分光光度計による分析	(13) イオンクロマトグラフによる分析	(12) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析	(11) 液体クロマトグラフによる分析	(10) ガスクロマトグラフによる分析	(9) FT-NMR装置による分析			(8) X線マ イクロア ナライザ による分 析	による分析		
強度試験 固体試料の								定	固体試料測	定	液体試料測	試料分析		
一項目	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一時間		一時間	一試料	一測定	一成分
(一項目を増す	一、二三〇円	九、七七〇円	三、八八〇円	四、七八〇円	一四、八〇〇円	二〇、三〇〇円	五、五〇〇円	九、八六〇円	二九、四〇〇円 (一時間を増す ごとに九、〇一 〇円を加える。)	二九、四〇〇円 (一時間を増す ごとに六、〇一 〇円を加える。)	八、四〇〇円	三二、六〇〇円	二九、六〇〇円	(一成分を増す ごとに一、五九 〇円を加える。)

		(3) 衝撃試験		(2) 万能材料試験機による強度試験												
式試験機によるもの	アイゾット	式試験機によるもの	シヤルピー	の試験機によるもの	二五〇キロニュートンの試験機によるもの	一〇〇キロニュートンの試験機によるもの	二〇キロニュートンの試験機によるもの	一〇キロニュートンの試験機によるもの	一〇キロニュートンの試験機によるもの	二キロニュートンの試験機によるもの	料の圧縮試験	立体形状試験	料の強度試験	シート状試験		
一測定	一試料	一測定	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一項目	一試料	一項目	一試料		
	二、七一〇円		一、一〇〇円		三、二三〇円		三、九一〇円		三、一一〇円		八一〇円		一、〇六〇円		三、一〇〇円	（）とに四一〇円を加える。）

ハ 組織試験		ロ 物理試験														
(2) 走査型電子顕微鏡に よる試験	る試験 前処理が必 要なもの	(1) 光学顕 微鏡によ る試験 前処理が不 要なもの	(9) 粒度分布試験	(8) 食品材料等の物性試 験	(7) 防水度試験	(6) 収縮率試験	(5) 通気性試験	(4) ピリング試験	(3) 織度試験	(2) 透湿度試験	(1) 一般的な物理試験	(7) 滑脱抵抗力試験	(6) 摩耗強さ試験	(5) 引裂強さ試験	(4) 硬さ試験	よるもの
		一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料
六、八〇〇円	三、三二〇円	一、〇三〇円	五、三三〇円	四、六八〇円	七六〇円	七九〇円	七八〇円	八四〇円	五六〇円	二、五〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇七〇円	八五〇円	七五〇円	七一〇円	

口 E M C 測 定	三 測 定 及 イ 精 密 測 定 び 検 査											
測 定	(1) 電波暗室を使用する	(9) ねじの測定	(8) 非接触三次元測定機 による測定	(7) 三次元輪郭形状測定 機による曲面形状測定	(6) 三次元測定機による 測定	(5) 二次元 輪郭形状 測定		(4) 真円度測定	(3) 表面粗さ測定(平面)	(2) 角度測定	(1) 長さ測定	時間以 内)
						分解能五〇 ナノメートル 未満の測 定	分解能五〇 ナノメートル 以上の測 定					
	一時間	一試料 一測定	一試料 一測定	一領域 一試料	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	五〇円を加える。
	一七、七〇〇円 (一時間を増す ごとに一六、三 〇〇円を加える。)	五二〇円	一五、五〇〇円 (一測定を増す ごとに五、七八 〇円を加える。)	五二、六〇〇円 (一領域を増す ごとに二五、九 〇〇円を加える。)	四、九三〇円	五、〇三〇円 (一測定を増す ごとに九〇〇円 を加える。)	一、九五〇円	二、六〇〇円	一、五七〇円	一、五六〇円	一、五六〇円	

七 調製	六 官能試 験	五 微生物 試験	四 環境試 験								
試験片調製	温度設定のない試験	生菌数の測定	衝撃試験装置による試験	ハ 非破壊測 定及び検査							
製 (1) 押出成形機による調				(1) 大型X線CT装置に よる測定	(2) マイクロフォーカス X線CT装置による測 定	(3) X線探傷検査	(4) リバブレーションチ ャンバーを使用する測 定	(5) 電磁波妨害源探査装 置による測定	(2) 電磁波障害対策室を 使用する測定	(3) シールドルームを使 用する測定	
一時間	一試料	一項目	一試料 一測定	一時間	一時間	一試料 一測定	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
二、〇九〇円	二六〇円	一、四八〇円	一三、八〇〇円	一六、三〇〇円 (一時間を増す ごとに一三、八 〇〇円を加える。)	七、三七〇円 (一時間を増す ごとに六、〇八 〇円を加える。)	七、〇一〇円	一一、四〇〇円 (一時間を増す ごとに九、五一 〇円を加える。)	四、四七〇円 (一時間を増す ごとに三、〇八 〇円を加える。)	九、二二〇円 (一時間を増す ごとに七、八九 〇円を加える。)	六、九九〇円 (一時間を増す ごとに五、六〇 〇円を加える。)	

九 その他の依頼試験	八 立会試験								(2) 射出成形機による調製	一時間	三、〇五〇円
		(9) 精密研磨器による調製	(8) 工芸材料試験片調製	(7) X線マイクロアナライザ試験片調製	(6) 顕微鏡試験片調製	(5) 硬さ試験片調製	(4) 衝撃試験片調製	(3) 引張試験片調製	三〇分	八二〇円	
	一件	一時間	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	一、七五〇円	一、七五〇円	
	六八、七〇〇円以内で知事が定める額	一、三二〇円	二、六一〇円	一、一〇〇円	七六〇円	五九〇円	七六〇円	三五〇円	一、三五〇円	一、三五〇円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成三十一年四月一日から、第三条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定による改正後の埼玉県産業技術総合センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一第一号及び第三号並びに別表第二第一号の規定は、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料及び手数料（以下この項において「使用料等」という。）（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料等及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料等の額については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第一第二号及び第四号の規定は、施行日以後の利用であって平成三十一年四月一日以後に許可を受けたものに係る使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日以後の利用であって平成三十一年四月一日以後に許可を受けたものに係る使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものに限る。）及び平成三十一年四月一日前に許可を受けた利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十六号

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次条第二号及び第三号において同じ。）」を加え、同条第七号中「又は水道環境」を削る。

第四条第二号中「同条第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を加え、同条第四号中「卒業した」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第三条第七号の規定は、この条例の施行の日以後に技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（以下単に「合格した者」という。）について適用し、同日前に合格した者については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十七号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項中「形成外科」の下に「移植外科」を加える。

別表診療及び検査の項第二号中「二五、七〇〇円」を「二六、一〇〇円」に改め、同項第三号中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同項第四号中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同項第五号中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、同表洗濯の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に、「二九〇円」を「三〇〇円」に改め、同表慢性疾患児家族宿泊施設の項中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表診断書の項中「二、四〇〇円」を「二、四四〇円」に、「五、三七〇円」を「五、四六〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に改め、同表身体検査書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表死体検案書（検案料を含む。）の項中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表証明書の項中「一、七一〇円」を「一、七四〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年十月一日から施行する。

条 例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十八号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百二十六人」を「七百二十一人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

条 例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 夜間学級担当手当

第三条第一項中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第四条第一項に次の二号を加える。

四 市町村立の中学校又は義務教育学校（後期課程に限る。）（以下この号、次号及び第七条の二第一項において「市町村立の中学校等」という。）の夜間その他特別な時間において授業を行う学級（以下この号、次号及び第七条の二第一項において「夜間学級」という。）の勤務を本務とする職員以外の職員（給与条例第二条第二項に規定する教育職員に限る。） 市町村立の中学校等の夜間学級の勤務

五 市町村立の中学校等の夜間学級の勤務を本務とする職員（給与条例第二条第二項に規定する教育職員に限る。） 市町村立の中学校等の夜間学級以外の学級の勤務

第四条第二項に次の一号を加える。

三 前項第四号及び第五号の勤務 千二百円

第七条第一項第二号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（夜間学級担当手当）

第七条の二 夜間学級担当手当は、市町村立の中学校等で、夜間学級を置くものの校長（本務として当該市町村立の中学校等の校長の職にある者に限る。）、夜間学級に関する校務をつかさどる副校長、夜間学級に関する校務を整理する教頭、本務として夜間学級に関する校務の一部を整理し、又は本務として夜間学級を担当する主幹教諭並びに本務として夜間学級を担当する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に対し、月額二万千円を超えない範囲内において、その者の属する職務の級に応じて、教育委員会規則で定める額を支給する。

2 夜間学級担当手当が支給される職員のうち、教育委員会規則で定める夜間の業務に従事した職員の夜間学級担当手当は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、その業務に従事した日一日につき七百三十円を加算した額を支給する。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

条 例

会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員のうち会計年度任用学校職員である者に対する報酬、期末手当及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

(定義)

第二条 この条例において「会計年度任用学校職員」とは、次に掲げる職にある者をいう。

- 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の非常勤の講師（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び別表において同じ。）
- 二 市町村（市町村の組合を含む。次号及び別表において同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の非常勤の講師
- 三 市町村立の高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程の授業を担当する非常勤の講師
- 四 県立の中学校及び高等学校において語学指導等を行う外国語指導助手

(報酬等)

第三条 会計年度任用学校職員に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項又は第五項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。別表において「学校職員給与条例」という。）第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を超えない範囲内において埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるとこ

ろにより決定する。

5 日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるところにより決定する。

6 報酬の額は、会計年度任用学校職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、常勤の学校職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

7 前五項に規定するもののほか、会計年度任用学校職員に対しては、常勤の学校職員に支給される時間外勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬を教育委員会規則で定めるところにより支給する。

8 期末手当は、常勤の学校職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で教育委員会規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

（報酬及び期末手当の特例）

第四条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第二条第四号に掲げる職にある者に対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前条の規定にかかわらず、当該基準に基づき教育委員会規則で定める。

（費用弁償）

第五条 会計年度任用学校職員が勤務のため、その者の住居と勤務学校との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、常勤の学校職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

（報酬等の減額）

第六条 会計年度任用学校職員の報酬及び期末手当の減額については、常勤の学校職員の給与の減額の例に準じて、教育委員会規則で定める。

（支給）

第七条 会計年度任用学校職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給については、前四条に規定するもののほか、常勤の学校職員の例による。

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下この条において「特定期間」という。）において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十一号）の適用を受けていた非常勤職員（月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。）で、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものであって、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において二以上の業務に従事した場合にあっては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、平成三十二年六月三十日までの間、その者の受ける報酬の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において教育委員会規則で定める額を報酬として支給する。

2 特定期間において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員で、施行日から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるもののうち、前項に規定する者以外の者については、同項の規定による報酬を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、教育委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「講師」の下に「（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。）」を加える。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第四条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（非常勤の学校職員の勤務時間、休暇等）

第十八条の二 非常勤の学校職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、県教育委員会規則の定める基準に従い、教育委員会が定める。

別表（第三条関係）

職 種	月 額
-----	-----

<p>県立の高等学校及び特別支援学校の非常勤の講師、市町村立の特別支援学校の非常勤の講師並びに第二条第三号に掲げる職</p>	<p>学校職員給与条例別表第一教育職給料表(一)に定める二級における最高の号給の給料月額</p>
<p>県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の非常勤の講師</p>	<p>学校職員給与条例別表第二教育職給料表(二)に定める二級における最高の号給の給料月額</p>

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別		
その他の職員	県立高等学校及び市町村立 高等学校（定 時制の課程に 限る。）	校長及び教員（副 校長、教頭、主幹 教諭、教諭、養護 教諭、助教諭、養 護助教諭及び講師 をいう。）	八、〇八二 人	一、四一七 人
	県立及び市町 村立の特別支 援学校		四、一一二 人	四六五 人
	県立中学校及 び市町村立中 学校（義務教 育学校の後期 課程を含む。）		九、四九七 人	五〇六 人
	市町村立小学 校（義務教育 学校の前期課 程を含む。）		一六、三八一 人	九九八 人

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、〇八二人」とあるのは「八、一四五人」と、「九、四九七人」とあるのは「九、六〇一人」とする。

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「規定する職員」の下に「（第八条第一項において「県費負担教職員」という。）」を加える。

第三条第五項中「以下」を「第十六条第二項及び第十九条において」に改める。

第八条の見出しを「（正規の勤務時間以外の時間における勤務）」に改め、同条中「教育委員会は」の下に「、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長、それ以外の事業にあつては埼玉県人事委員会（人事委員会を置く市の県費負担教職員にあつては当該市の人事委員会、人事委員会を置かない市町村の県費負担教職員にあつては当該市町村の長）の許可を受けて」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限り、当該宿直勤務又は日直勤務をすることを命ずることができる。

第八条に次の二項を加える。

2 教育委員会は、校務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において学校職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

第九条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

3 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

条 例

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十三号

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第二号、第四号及び第五号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第五条 第二号イ中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第十二条の九 第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第六の一級の項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

別表第七の一級の項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(埼玉県暴力団排除条例の一部改正)

第三条 埼玉県暴力団排除条例(平成二十三年埼玉県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条 第一項中「中学校」の下に「義務教育学校(後期課程に限る。)」を、「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

(埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正)

第四条 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第八条 第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(児童福祉法施行条例の一部改正)

第五条 児童福祉法施行条例(平成二十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 第二項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」

を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項及び第四十二条の二中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 改正後の第二十四条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に収納計器取扱人が納入する金額に係る手数料の交付について適用し、同日前に納入した金額に係る手数料の交付については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八号

埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県県民活動総合センター管理規則（平成二年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「一、二九〇」を「一、三二〇」に、「六四〇」を「六六〇」に、「三八〇」を「三九〇」に、「一二〇」を「一三〇」に、「二五〇」を「二六〇」に、「二、五九〇」を「二、六四〇」に、「三、八八〇」を「三、九六〇」に改め、同表ピアノの項中「七、七七〇」を「七、九二〇」に、「一、二九〇」を「一、三二〇」に改め、同表パーソナルコンピュータの項中「二四〇」を「二五〇」に改め、同表映写設備の項中「一、五九〇」を「一、六二〇」に、「二四〇」を「二五〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

規 則

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九号

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則

埼玉会館管理規則（昭和四十一年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「五四〇」を「五五〇」に、「七、八四〇」を「七、九八〇」に、「三、〇〇〇」を「三、〇五〇」に、「四、九八〇」を「五、〇八〇」に、「一八、五〇〇」を「一八、八〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四五〇」に、「二、一三〇」を「二、一七〇」に、「七、一二〇」を「七、二六〇」に、「三、五六〇」を「三、六三〇」に、「九四〇」を「九五〇」に、「四六〇」を「四七〇」に、「三、三五〇」を「三、四一〇」に、「一、五二〇」を「一、五四〇」に改め、同表音響設備の項中「四、九八〇」を「五、〇八〇」に、「三、五六〇」を「三、六三〇」に、「六、五五〇」を「六、六七〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「一、七一〇」を「一、七四〇」に、「八五〇」を「八七〇」に、「四二〇」を「一、四五〇」に、「七一〇」を「七二〇」に、「二、八四〇」を「二、八九〇」に、「一、一〇〇」を「一、一二〇」に改め、同表ピアノ等の項中「二四、二〇〇」を「二四、五〇〇」に、「四、九八〇」を「五、〇八〇」に、「九、九七〇」を「一〇、一〇〇」に、「三、五六〇」を「三、六三〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に改め、同表映写設備の項中「八五〇」を「八七〇」に、「九九〇」を「一、〇一〇」に、「一、四二〇」を「二、四五〇」に、「五四、三〇〇」を「五五、三〇〇」に、「一九、九〇〇」を「二〇、三〇〇」に、「四、六八〇」を「四、七六〇」に、「一、六二〇」を「一、六五〇」に、「一、八五〇」を「一、八八〇」に、「三、六七〇」を「三、七四〇」に、「四六〇」を「四七〇」に改め、同表照明設備の項中「一、二八〇」を「一、三〇〇」に、「一、八五〇」を「一、八八〇」に、「三、一三〇」を「三、一九〇」に、「二、四二〇」を「二、四六〇」に、「一、〇〇〇」を「一、〇二〇」に、「八五〇」を「八七〇」に、「四九〇」を「五〇〇」に、「三八〇」を「三九〇」に、「五、三四〇」を「五、四四〇」に、「一、二四〇」を「一、二

六〇」に、「三、四二〇」を「三、四八〇」に、「一、七一〇」を「一、七四〇」に、「四六〇」を「四七〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

規則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十号

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則（平成六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「五四〇」を「五五〇」に、「四二〇」を「四二〇」を

「四三〇」に、「四三〇」を「四四〇」に、「四、九八〇」を「五、〇八〇」に、

「六、四八〇」を「六、六〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四五〇」に、「二、

一三〇」を「二、一七〇」に、「六〇〇」を「六二〇」に、「二二〇」を「二三〇」

に、「一二、五〇〇」を「一二、七〇〇」に、

「二五〇」を「二五〇」を
「二五〇」を「二

六〇
六〇
に、「四一〇」を「四二〇」に、
「一五〇」を「一六〇」に、
「四六〇」を「四七〇」に、

「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「三、

二四〇」を「三、三〇〇」に、「三八〇」を「三九〇」に、「三二〇」を「三三〇」

に改め、同表音響設備の項中「一四、二〇〇」を「一四、五〇〇」に、「一、七一

〇」を「一、七四〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「一、四二〇」を

「一、四五〇」に改め、同表照明設備の項中「二〇、八〇〇」を「二一、二〇〇」

に、「一〇、三〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四五〇」に、

「四五、三〇〇」を「四六、二〇〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「一

〇三、六〇〇」を「一〇五、六〇〇」に、「三五、六〇〇」を「三六、三〇〇」に、

「四二〇」を「四三〇」に、「五七〇」を「五八〇」に、「七一

〇」を「七二〇」に、「一、二四〇」を「一、二六〇」に、「一、七七〇」を「一、

八〇〇」に、「三、五五〇」を「三、六一〇」に、「二、四九〇」を「二、五三〇」

に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「一、七六〇」を「一、七九〇」に、「五、

五五〇」を「五、六五〇」に改め、同表ピアノ等の項中「一四、二〇〇」を「一四、

五〇〇」に、「七、一二〇」を「七、二六〇」に、「九、九七〇」を「一〇、一〇

〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「一、四二〇」を「一、四五〇」に、

「三、七一〇」を「三、七八〇」に改め、同表映像設備の項中「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「一、四二〇」を「一、四五〇」に改め、同表その他の項中「七一〇」を「七二〇」に、「二五〇」を「二六〇」に改める。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に、「彩の国さいたま芸術劇場指定管理者」を「彩の国さいたま芸術劇場指定管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県立武道館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十一号

埼玉県立武道館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立武道館管理規則（平成二十七年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十二号

埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県生活科学センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表中「五四〇」を「五五〇」に、「二、六八〇」を「二、七三〇」に、「五七〇」を「五八〇」に、「七八〇」を「七九〇」に、「二〇〇」を「二一〇」に、「四一〇」を「四二〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十三号

埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県社会福祉総合センター管理規則（平成十三年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「五一〇」を「五二〇」に、「五、五五〇」を「五、六五〇」に、「一、三三〇」を「一、三六〇」に、「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に、「八二〇」を「八三〇」に、「六一〇」を「六二〇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

規則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十四号

医療法施行細則の一部を改正する規則

第一条 医療法施行細則（平成十三年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第九号を次のように改める。

九 削除

第一条第一項に次の一号を加える。

十九 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）

第九条の十五の二の医師宿直免除認定の申請 様式第十八号の二

第一条第二項第一号中「医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

様式第一号中「第6条各号」や「第5条各号」及び「洗濯室」や「洗濯施設」に、「第15条の2」や「第15条の3第2項」を改める。

様式第四号中「第8条」や「第7条」を改める。

様式第五号中

助産所にあつては、助産師の氏名、勤務の日及び勤務			
氏名	勤務日	勤務時間	

助産所にあつては、助産師の氏名、勤務の日及び勤			
氏名	勤務日	勤務時間	

出張のみによつてその業務に従事する助産師（助産を行う者に限
妊婦等の異常に対応する産科又は産婦人科及び小児科を標ぼうす
の住所及び名称

住	所	名

時間	摘要

様式第17号（第1条関係）

年 月 日				
(宛先) 保健所長 開設者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）㊦ 電話番号 診療所・助産所開設届 次のとおり、医療法施行令第4条の2第1項の規定により届け出ます。				
名 称				
所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号		
開 設 年 月 日	年 月 日			
管 理 者	住 所			
	氏 名			
診療に従事する医師及び歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間				
氏 名	職 名（診 療 科 名）	診 療 日	診 療 時 間	雇 用 年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
分べんを取り扱う助産所にあつては、嘱託医師の住所及び氏名				
住 所	氏 名	診 療 科 名		

分べんを取り扱う助産所にあつては、囑託する病院又は診療所の住所及び名称				
住 所		名 称		
助産所にあつては助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間				
氏 名	勤 務 日	勤 務 時 間	摘 要	
勤務する薬剤師				
氏 名	職 名	免 許 登 録 年 月 日	登録地、番号	摘 要
出張のみによってその業務に従事する助産師（助産を行う者に限る。）にあつては、妊婦等の異常に対応する産科又は産婦人科及び小児科を標ぼうする病院又は診療所の住所及び名称				
住 所		名 称		

備考1 医師、歯科医師及び助産師にあつては、免許証の写し及び履歴書を添付すること。

2 助産所の囑託医師及び囑託医療機関の記載に当たっては、囑託した旨の書類を添付すること。

様式第 十二号 中 「あて先」 や 「宛先」 は、

2 分娩を取り扱う助産所の嘱託医療機関の住所及び名称 (嘱託した旨

師の住所及び氏名又は嘱託医療の書類を含む。)]

や

2 分べんを取り扱う助産所の嘱託医師の住
療機関の住所及び名称 (嘱託した旨の書類
3 出張のみによってその業務に従事する助
限る。) にあつては、妊婦等の異常に対応
及び小児科を標ぼうする病院又は診療所の

所及び氏名又は嘱託医
を含む。)]

産師 (助産を行う者に
する産科又は産婦人科
住所及び名称]

に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第18号の2（第1条関係）

年 月 日		
(宛先) 保健所長		
病院 所在地 名 称 管理者 氏 名 [㊦] 電話番号		
医 師 宿 直 免 除 認 定 申 請 書		
次のとおり、医療法施行規則第9条の15の2の認定を申請します。		
診 療 科 目		
病 床 数		
医師を宿直させない理由		
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連 絡 体 制	
	連絡を受ける医師の場所	
	医師が適切な診療が行える状態の確保の有無	有 ・ 無

備考 「医師が適切な診療が行える状態の確保の有無」について、「有」とした場合には当該事項が確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

様式第十九号中「~~解~~」を「~~解~~」に改める。
様式第二十六号を次のように改める。

新たに管理しようとする病院（診療所・助産所）													
名 称													
所 在 地		電話番号				ファクシミリ番号							
診 療 科 目													
病 室 床 数		室 床			室 床			計			室 床		
従業者定員	医師	歯科医師	薬剤師	栄養士	診療放射線技師	臨床・衛生検査技師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	その他	事務員	計
2以上の病院（診療所・助産所）を管理する理由	該当事項を○で囲むこと。	1 医師が不足している地域内に開設する診療所を管理するため											
		2 次に掲げる施設に開設する診療所を管理するため 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 社会福祉施設											
		3 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理するため											
		4 地域における休日又は夜間の医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理するため											
		5 医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所を管理するため											
		6 その他											
を管理する理由		具体的な理由											
現に管理する病院（診療所・助産所）と新たに管理する病院（診療所・助産所）との距離及び連絡に要する時間													
通常通る道の距離	km						所要時間	電車時間	バス時間	自家用車時間	徒歩	時間分	

第二条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第二十六号中「函野が」を「函野の確保を特に図る
べき旨」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

規則

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十五号

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和五十六年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

<p>「 検の 査内 業容 務 微生物学的検査 血液学的検査 寄生虫学的検査 生理学的検査 血清学的検査 病理学的検査 生化学的検査 ）」</p>	<p>「 検査 体務 の 査の 容 微生物 液 生化学 遺伝子 ）」</p>
---	--

様式第七号中

電気冷蔵庫	
電気冷凍庫	
顕微鏡	
直示天びん	
遠心器	
ふ卵器	
乾熱滅菌器	
高压蒸気滅菌器	

物学的検査 免疫学的検査
 学的検査 病理学的検査
 学的検査 尿・糞便等一般検査
 関連・染色体検査

電気冷蔵庫		純水製造器	
電気冷凍庫		原子吸光度計又は炎光度計	
顕微鏡		蛋白質屈折計	
直示天びん		電気泳動装置	
遠心器		水素イオン濃度測定器	
ふ卵器			
恒温水槽			
水平振盪器			
ヘマトクリット遠心器			
分光光度計又は光電光度計			
自動血球計数機			
白血球分類器			
ミクロトーム			
パラフィン溶融器			
パラフィン伸展器			
化学天びん			

を

電気	
電気	
遠	
ふ	
顕	
高压蒸	

冷蔵庫		電気冷蔵庫		蛍光顕
冷凍庫		電気冷凍庫		天び
心器		遠心器		純水製
卵器		恒温槽		自動分
微鏡		自動免疫測定装置		分光光
気滅菌器		マイクロプレート用ウオッシュヤー		分析
		マイクロプレート用リーダー		核酸増
		自動血球計数器		核酸増幅産物
		顕微鏡		高速冷却
		血液凝固検査装置		CO ₂ インキュ

	フローサイトメーター		クリーソベ
	マイクロトーム		写真撮影
	パラフィン溶融器		画像解析
	パラフィン伸張器		
	染色に使用する器具		
	染色に使用する装置		

微 鏡	
ん	
造 器	
析 装 置	
度 計	
装 置	
幅 装 置	
検出装置	
遠心器	
ペーター	
ソ 子	
装 置	
装 置	

に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行細則の規定は、平成三十年十二月一日以後に臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項の規定による登録又は同法第二十条の四第一項の規定による登録の変更を受けた衛生検査所について適用し、同日前に同法第二十条の

三第一項の規定による登録を受けた衛生検査所（同日後に同法第二十条の四第一項の規定による登録の変更を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県県民健康福祉村管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十六号

埼玉県県民健康福祉村管理規則の一部を改正する規則

埼玉県県民健康福祉村管理規則（昭和六十二年埼玉県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、〇〇〇」を「一、〇二〇」に、「二、五一〇」を「二、五六〇」に、「四、五三〇」を「四、六二〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十七号

埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業文化センター管理規則（昭和六十三年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表舞台設備の項中「八三〇」を「八五〇」に、「四〇〇」を「四一〇」に、「一九〇」を「二〇〇」に、「七、一二〇」を「七、二五〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「五、七〇〇」を「五、八〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に、「二、一二〇」を「二、一六〇」に、「九、九七〇」を「一〇、一五〇」に、「七、八二〇」を「七、九七〇」に、「七〇〇」を「七二〇」に改め、同表音響設備の項中「五、七〇〇」を「五、八〇〇」に、「三、五五〇」を「三、六二〇」に、「九、九七〇」を「一〇、一五〇」に、「一四、一九〇」を「一四、四五〇」に、「一一、四〇〇」を「一一、六一〇」に、「二一、二二〇」を「二一、六二〇」に、「一六、九〇〇」を「一七、二二〇」に、「七〇〇」を「七〇〇」に改め、同表音響設備の項中「七、二一〇」に、「一、六九〇」を「一、七二〇」に、「二、一二〇」を「二、一六〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に、「一、四九〇」を「一、五二〇」に改め、同表照明設備の項中「七、一二〇」を「七、二五〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「二八、三五〇」を「二八、八七〇」に、「一四、二四〇」を「一四、五〇〇」に、「四一、五五〇」を「四二、三二〇」に、「二四、一四〇」を「二四、五九〇」に、「六〇、四四〇」を「六一、五六〇」に、「三九、八一〇」を「四〇、五五〇」に、「一〇六、八五〇」を「一〇八、八三〇」に、「二九、三七〇」を「二九、九二〇」に、「七、七七〇」を「七、九二〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に、「七〇〇」を「七二〇」に、「二、一二〇」を「二、一六〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「二、四一〇」を「二、四六〇」に、「五五〇」を「五六〇」に、「四〇〇」を「四一〇」に、「五、九二〇」を「六、〇三〇」に、「二、二二〇」を「二、二六〇」に、「八三〇」を「八五〇」に、「五、七五〇」を「五、八五〇」に改め、同表ピアノの項中「一四、一九〇」を「一四、四五〇」に、「七、一二〇」を「七、

二五〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に改め、同表映写設備の項中「二、一二〇」を「二、一六〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「三、五五〇」を「三、六二〇」に、「二五、四二〇」を「二五、八九〇」に、「六二、七〇〇」を「六三、八六〇」に、「二九、七四〇」を「三〇、二九〇」に、「二、七一〇」を「二、七六〇」に、「七〇〇」を「七一〇」に、「一四、三一〇」を「一四、五八〇」に改め、同表通訳設備の項中「一四、一九〇」を「一四、四五〇」に改め、同表その他の項中「七〇〇」を「七一〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に改める。

別表第二号の表音響設備の項中「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「七〇〇」を「七一〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に、「一、四九〇」を「一、五二〇」に改め、同表映写設備の項中「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に、「二、七一〇」を「二、七六〇」に改め、同表通訳設備の項中「一四、一九〇」を「一四、四五〇」に改め、同表その他の項中「四〇〇」を「四一〇」に、「二、一二〇」を「二、一六〇」に、「七〇〇」を「七一〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

規則

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十八号

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則（平成十四年埼玉県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表音響設備の項中「六二〇」を「六四〇」に改め、同表照明設備の項中「八五〇」を「八七〇」に改め、同表映像設備の項中「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に、「八一〇」を「八三〇」に、「一、一五〇」を「一、一七〇」に、「六五〇」を「六七〇」に、「七五〇」を「七七〇」に、「七一〇」を「七三〇」に改める。

別表第二号の表舞台設備の項中「七七〇」を「七八〇」に改め、同表音響設備の項中「二六、五〇〇」を「二七、〇〇〇」に、「六、〇六〇」を「六、一七〇」に改め、同表照明設備の項中「二四〇」を「二五〇」に改め、同表映像設備の項中「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に、「八四〇」を「八六〇」に改め、同表その他の項中「五四〇」を「五五〇」に、「四五〇」を「四六〇」に、「二二、二〇〇」を「二二、六〇〇」に、「一九、〇〇〇」を「一九、三〇〇」に改める。

別表第三号の表舞台設備の項中「二五〇」を「二六〇」に、「七〇〇」を「七二〇」に、「五、一二〇」を「五、二二〇」に、「二四〇」を「二五〇」に、「三三〇」を「三四〇」に改め、同表音響設備の項中「二、九六〇」を「三、〇一〇」に、「三、二八〇」を「三、三四〇」に、「二、三七〇」を「二、四二〇」に、「一、四一〇」を「一、四四〇」に、「一、一八〇」を「一、二〇〇」に改め、同表照明設備の項中「一、〇五〇」を「一、〇七〇」に、「三一〇」を「三二〇」に改め、同表映像設備の項中「二、七八〇」を「二、八三〇」に、「六、一〇〇」を「六、二二〇」に、「七二〇」を「七三〇」に、「四、四七〇」を「四、五六〇」に、「五、三七〇」を「五、四七〇」に、「八四〇」を「八六〇」に改め、同表その他の項中「一、六二〇」を「一、六五〇」に改める。

別表第四号の表中「七一〇」を「七三〇」に、

「	五九、〇〇〇	」
「	二九五、〇〇〇	」

を

「	六〇、一〇〇	」
「	三〇〇、五〇〇	」

に、「二七、五〇〇」を「二八、〇〇〇」に、「一三七、五

〇〇」を「一四〇、〇〇〇」に、「一一、八〇〇」を「一二、〇〇〇」に、

五九、〇〇〇	六〇、〇〇〇	に、	「七二、〇〇〇」を「七三、五
一四、四〇〇	一四、七〇〇	」	
を			

〇〇」に、「四、五三〇」を「四、六一〇」に、「二二、六五〇」を「二三、〇五〇」に、「六六〇」を「六七〇」に、「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に、「八四〇」を「八六〇」に、「六九〇」を「七〇〇」に、「五五〇」を「五六〇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十九号

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の表中「五七〇円」を「五八〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七二〇円」に改める。

別表中「二、五五〇円」を「二、五九〇円」に、「三、〇一〇円」を「三、〇六〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三七〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の埼玉県産業技術総合センター管理規則の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十号

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則（平成二十二年埼玉県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「六、八〇〇」を「六、九〇〇」に、「一三、三〇〇」を「一三、五〇〇」に、「一二、四〇〇」を「一二、六〇〇」に改め、同表音響設備の項中「八、五〇〇」を「八、六〇〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同表照明設備の項中「二〇、五〇〇」を「二〇、八〇〇」に改め、同表映像設備の項中「五四、〇〇〇」を「五五、〇〇〇」に、「一一、六〇〇」を「一一、〇〇〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

規 則

さいたまスーパーアリーナ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十一号

さいたまスーパーアリーナ管理規則の一部を改正する規則

さいたまスーパーアリーナ管理規則（平成十二年埼玉県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

別表照明設備の項中「一六、二〇〇」を「一六、五〇〇」に、「三二、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に改め、同表音響設備の項中「四八六、〇〇〇」を「四九五、〇〇〇」に、「三二四、〇〇〇」を「三三〇、〇〇〇」に、「一六二、〇〇〇」を「一六五、〇〇〇」に、「八一、〇〇〇」を「八二、五〇〇」に、「二四、三〇〇」を「二四、八〇〇」に、「一六、二〇〇」を「一六、五〇〇」に、「八、一〇〇」を「八、三〇〇」に、「四、九〇〇」を「五、〇〇〇」に、「二、五〇〇」を「二、六〇〇」に、「三二、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に改め、同表映像設備の項中「一六二、〇〇〇」を「一六五、〇〇〇」に、「四八、六〇〇」を「四九、五〇〇」に、「三二四、〇〇〇」を「三三〇、〇〇〇」を「三三〇、〇〇〇」に、「八一、〇〇〇」を「八二、五〇〇」に、「二四三、〇〇〇」を「二四七、五〇〇」に、「二七、〇〇〇」を「二七、五〇〇」に改め、同表スポーツ設備の項中「二四、三〇〇」を「二四、八〇〇」に、「五六七、〇〇〇」を「五七七、五〇〇」に、「四五三、六〇〇」を「四六二、〇〇〇」に、「二四三、〇〇〇」を「二四七、五〇〇」に、「九七、二〇〇」を「九九、〇〇〇」に、「八一、〇〇〇」を「八二、五〇〇」に改め、同表イベント設備の項中「四、九〇〇」を「五、〇〇〇」に、「二、四三〇、〇〇〇」を「二、四七五、〇〇〇」に、「一六二、〇〇〇」を「一六五、〇〇〇」に、「八、一〇〇」を「八、三〇〇」に、「四八、六〇〇」を「四九、五〇〇」に、「八一、〇〇〇」を「八二、五〇〇」に、「一六、二〇〇」を「一六、五〇〇」に、「三二四、〇〇〇」を「三三〇、〇〇〇」に改め、同表その他の項中「四八、六〇〇」を「四九、五〇〇」に、「一六、二〇〇」を「一六、五〇〇」に、「一六二、〇〇〇」を「一六五、〇〇〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表業として写真を撮影する場合の項中「七三〇円」を「七四〇円」に改め、同表業として映画等の撮影を行う場合の項中「一四、六〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「二九、三〇〇円」を「二九、八〇〇円」に改め、同表はり紙、はり札その他の広告物の表示をする場合の項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表の備考三中「百分の二・一六」を「百分の二・二」に改める。

別表第一第二号イ中「百分の四・三二」を「百分の四・四」に、「百分の二・一六」を「百分の二・二」に改め、同号ロ中「千分の八・六四」を「千分の八・八」に改め、同号ハ中「百分の五・四」を「百分の五・五」に、「四万九千二百円」を「五万百円」に改める。

別表第二第一号の表陸上競技場の項中「五、九一〇円」を「六、〇一〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同表双輪場（自転車競技法に基づく自転車競技を行う場合及び同法に基づく場外車券売場として利用する場合を除く。）の項中「六、五三〇円」を「六、六五〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、二〇〇円」に改める。

別表第二第二号の表中「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一五、三〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七二〇円」に改める。

別表第二第三号の表中「一〇、一〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「六、六六〇円」を「六、七八〇円」に改める。

別表第二第四号の表中「一六、六〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「三三、四〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に、「六、四五〇円」を「六、五六〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一二、九〇〇円」に改める。

別表第二第五号の表中「三、四七〇円」を「三、五三〇円」に、「六、九五〇円」を「七、〇七〇円」に改める。

別表第二第六号の表硬式野球場の項中「三、一九〇円」を「三、二四〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五一〇円」に、「二、五三〇円」を「二、五七〇円」に、

「五、〇七〇円」を「五、一六〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八四〇円」に、「三、六二〇円」を「三、六八〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「二、二一〇円」を「二、二五〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同表双輪場の項中「一、八三〇円」を「一、八六〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七三〇円」に改め、同表体育館の項中「二、一八〇円」を「二、二二〇円」に、「四、三六〇円」を「四、四四〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八六〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七三〇円」に改め、同表水泳競技場の項中「五、二〇〇円」を「五、二九〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「二、五三〇円」を「二、五七〇円」に、「五、〇七〇円」を「五、一六〇円」に改める。

別表第二第八号の表中「一、八二〇円」を「一、八五〇円」に、「三、六四〇円」を「三、七〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十三号

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県証紙条例施行規則（昭和四十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の表中「百分の三・二四」を「百分の三・三」に、「百分の二・一六」を「百分の二・二」に、「百分の一・〇八」を「百分の一・一」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県立近代美術館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県立近代美術館管理規則等の一部を改正する規則

(埼玉県立近代美術館管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県立近代美術館管理規則(昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表ビデオプロジェクターの項中「一、二〇〇円」を「一、二二〇円」に改める。

(さいたま文学館管理規則の一部改正)

第二条 さいたま文学館管理規則(平成九年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第四条関係)

附属設備の名称	単位	利用料金の上限額(円)		
		午前九時から 午後零時三十 分まで	午後一時から 午後五時まで	午後五時三十 分から午後九 時まで
ビデオプロジェクター	一式	一、七七〇	二、〇一〇	一、七七〇
書画カメラ	一式	八三〇	九五〇	八三〇
十六ミリ映写機	一式	七四〇	八六〇	七四〇
スライド映写機	一式	六一〇	六九〇	六一〇
カメラ録画装置	一式	九二〇	一、〇五〇	九二〇

(埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則の一部改正)

第三条 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表ビデオプロジェクターの項中「八三〇円」を「八四〇円」に改める。

(埼玉県立自然と川の博物館管理規則の一部改正)

第四条 埼玉県立自然と川の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表自然の博物館の部十六ミリ映写機の項中「九九〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表川の博物館の部書画カメラの項中「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に改め、同部十六ミリ映写機の項中「七八〇円」を「七九〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定（利用料金に係る規則の規定を除く。）は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

告示

埼玉県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬宮土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	大久保 雄一	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬七十八番地
同	平野 健一	同 同 二百二十四番地二
同	金子 晃	同 同 千九番地
同	島田 家次	同 同 千三百二十八番地
同	石田 紀雄	同 同 二千百七十七番地
同	森 幹夫	同 同 土屋九十六番地六
同	星野 和夫	同 同 二百十一番地
同	薮島 克己	同 同 二ツ宮八百十五番地一
同	伊藤 和好	同 同 七百六十四番地
同	関根 稔司	同 同 佐知川千三百二十五番地
監事	大久保 勲	同 同 西遊馬百二十二番地二
同	野原 基好	同 同 千三百五十八番地
同	薮島 益次郎	同 同 二ツ宮三百九番地一
同	関根 丈一	同 同 佐知川千三百二十九番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	大久保 勲	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬百二十二番地二
同	平野 健一	同 同 二百二十四番地二
同	都築 正武	同 同 九百七十六番地
同	島田 家次	同 同 千三百二十八番地
同	石田 紀雄	同 同 二千百七十七番地
同	森 幹夫	同 同 土屋九十六番地六
同	星野 和夫	同 同 二百十一番地
同	薮島 益次郎	同 同 二ツ宮三百九番地一
同	薮島 裕夫	同 同 七百五十六番地

同	同	同	監事	同
伊藤	小峰	河野	金子	森
		克	一	貞
博	勇	巳	男	夫
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
西遊馬二百五十四番地	二ッ宮四百十一番地二	土屋百七十三番地	西遊馬八百六十一番地二	佐知川千二百三十一番地二

告 示

埼玉県告示第百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施の目的

イ 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、牛ウイルス性下痢・粘膜病及び牛白血病、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、蜜蜂の腐蛆病並びに豚のオーエスキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群の発生の予防

ロ 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱、豚の豚コレラ並びに家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査

(1) ブルセラ病、結核病及びヨーネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。五のイにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 牛ウイルス性下痢・粘膜病及び牛白血病

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(4) 馬伝染性貧血及び馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(5) 腐蛆病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(6) オーエスキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ 一の口に係る検査

(1) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 豚コレラ

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症

省令別表第一に定める方法

ロ 牛ウイルス性下痢・粘膜病

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ハ 牛白血病

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ニ 馬伝染性貧血

(1) エライザ法による検査

(2) 寒天ゲル内沈降反応検査

(3) その他の検査

ホ 馬パラチフス

(1) 凝集反応検査

(2) その他の検査

へ 腐蛆^そ病

(1) 臨床検査

(2) その他の検査

ト オーエスキー病

(1) エライザ法による検査

(2) ラテックス凝集反応検査

(3) その他の検査

チ 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

リ アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行

熱

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ヌ 豚コレラ

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ル 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) ウイルス分離検査

(2) 血清抗体検査

(3) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告示

埼玉県告示第百三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成三十年十二月十一日付けをもって次のとおり第二種区画漁業の免許をしたので公示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 公示番号、免許番号、漁業権者の住所及び氏名並びに免許の内容たるべき事項

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類	漁業の名称及び漁業時期	漁場の位置及び区域
区第一号	区第一号	児玉郡美里町大字 広木八番地二 櫻井 達夫	第二種 区画漁業	こいの養殖業 一月一日から 十二月三十一 日まで	児玉郡美里町大字広 木字摩訶池四百七十 四番地二 摩訶池 三九一・七アール
区第二号	区第二号	児玉郡美里町大字 駒衣八百八十六番 地一 松下 政明		こいの養殖業 一月一日から 十二月三十一 日まで	児玉郡美里町大字駒 衣字市場十七番地 古沼 二〇四・九アール

二 制限又は条件

なし

三 漁業権の存続期間

平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・三・百八号 上落合桜木線

三 事業施行期間

平成三十一年三月十九日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市中央区上落合九丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第七百八十号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十七年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年埼玉県告示第四百九十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年埼玉県告示第七百五十五号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十年五月三十日から平成三十四年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成七年埼玉県告示第七百五十五号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成七年十二月二十二日から平成三十六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第千六百五号で告示した越谷都市計画道路事業（越谷市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十六年八月十日から平成三十六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第千五十号で告示した越谷都市計画道路事業（越谷市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十四年七月二十七日から平成三十六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第三百九十八号で告示した桶川都市計画道路事業（桶川市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十六年三月十八日から平成三十六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

二 都市計画事業の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年三月十八日から

平成三十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号で告示した狭山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

狭山市

二 都市計画事業の種類及び名称

狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十月二十九日から

平成三十四年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号、昭和五十年埼玉県告示第千三百八十一号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十三号、昭和五十六年埼玉県告示第千八百七十九号、昭和五十八年埼玉県告示第千六百六十二号、昭和六十一年埼玉県告示第四十一号、昭和六十二年埼玉県告示第五百六十二号、昭和六十三年埼玉県告示第七百六十六号、平成元年埼玉県告示第四百五十六号、平成四年埼玉県告示第四百九十二号、平成六年埼玉県告示第千四百一十一号、平成十一年埼玉県告示第二百六十四号、平成二十年埼玉県告示第三百八号、平成二十五年埼玉県告示第四百十三号及び平成二十七年埼玉県告示第三百十六号の事業地に狭山市大字加佐志字吉原、柏原字上双木及び字下双木、大字下広瀬字上久保を加え、大字青柳字旭台、字新屋敷、字苗間、字三ヶ窪及び字西丸山、入間川字沢久保、字下向沢及び字ニ、入間川二丁目、大字加佐志字天沼、字稻荷山及び字西裏、柏原字字尻、字上の原、字上宿、字御所ノ内、字西宿田、字小山上、字笹久保、字鳥之上、字丸山、字中本宿、字英、字半貫、字宮林及び字宮原、大字上奥富字新田

及び字潤畑、大字上広瀬字西久保、字東久保、字上ノ原、字霞ヶ丘、字西
中原及び字西原、大字北入曾字入間野、字上之原、字下原及び字南入間野、
大字笹井字八木、笹井一丁目、狭山、大字下奥富字芝、字亀井、字久保田、
字清水、字西方、字吹上及び字三島木、大字下広瀬字拓富及び字西原、大
字堀兼字月見台、大字根岸字大道東、広瀬台三丁目、大字水野字月見野及
び字本堀、大字南入曾字出口、字西ノ前原及び字屋敷裏において事業地を
変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から

平成三十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号、昭和四十八年埼玉県告示第七百一号、昭和五十年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十一年埼玉県告示第九百六十九号、昭和五十三年埼玉県告示第千五百九十二号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十四号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十七号、昭和五十七年埼玉県告示第九百三十四号、昭和六十一年埼玉県告示第千百三十四号、昭和六十二年埼玉県告示第二千三十四号、平成元年埼玉県告示第六百三十七号、平成三年埼玉県告示第六百四十五号、平成五年埼玉県告示第三百七十一号、平成八年埼玉県告示第九百六十九号、平成十三年埼玉県告示第五百十五号、平成十四年埼玉県告示第千六百十九号、平成十九年埼玉県告示第六百七号、平成二十六年埼玉県告示第千二百二十四号、平成二十九年埼玉県告示第千二百二十七号及び平成三十年埼玉県告示第百五十一号の事業地に、所沢市大字城字広ヶ谷戸、字本村、字北原、字十三部及び字西ノ上、林一丁目、大字坂之下字稲荷下及び字乙明改原、大字牛沼字西保戸窪及び字下原元、大字亀ヶ谷字東原及び字谷里、大字北岩岡字四ツ谷及

び字西内、大字日比田字清身場、字上原、字西原、字中丸、字向山、字屋敷前、字峯、字二番向山及び字遠願、大字松郷、北野新町一丁目、大字下安松字程久保、大字下新井字武蔵野、大字荒幡字上大谷及び字西向大谷、大字南永井字大帖並びに東狭山ヶ丘五丁目を加え、大字坂之下字中谷戸及び字南大谷戸、大字牛沼字下山及び字下川端、三ヶ島三丁目、三ヶ島四丁目、三ヶ島五丁目、大字北岩岡字入間道及び字中道、北野一丁目、北野二丁目、北野三丁目、大字久米字前峯、大字荒幡字田畑及び字東向大谷、大字上山口字細久保、大字下富字駿河台、字月見原及び字雪見原、大字本郷字東上及び字西上、北中一丁目、北中二丁目、西狭山ヶ丘二丁目、東狭山ヶ丘四丁目、東狭山ヶ丘六丁目並びに若狭二丁目地内において事業地を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

ロ 合流区域

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第二百四十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年三月三十日から平成三十六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県川口市栄町三丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県川口市栄町三丁目十番三号

五 設立認可の年月日

平成三十年三月三十日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成三十一年三月十九日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新B	旧B	新A	旧A	旧 新 別
	<p>日高市大字上鹿山字数久保八〇七 番一地从り同市大字上鹿山字尾 崎山六五八番八地先まで</p>	<p>日高市大字上鹿山字尾崎山六五八 番一地从り同市大字上鹿山字尾 崎山六五八番二地先まで</p>	<p>日高市大字上鹿山字尾崎山六五五 番一地从り同市大字上鹿山字尾 崎山六五八番二地先まで</p>	区 間
一三・〇六〇四七・四七	一三・〇六〇三一・二二	一二・四四〇二六・五七	一一・七九〇一三・〇三	敷地の幅員 (メートル)
一七九・七五		三九・〇二	六五・四八	延 長 (メートル)
<p>平成十一年十一月十九日付け埼玉 県告示第千四百八十四号及び平成三 十年十二月二十一日付け埼玉県飯能 県土整備事務所長告示第十四号の道 路予定区域の一部変更である。 道路改築工事</p>				備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	県道飯能寄居線
供用開始の区間	日高市大字上鹿山字数久保八〇七番一 地先から同市大字上鹿山字尾崎山六五 八番八地先まで
供用開始の期日	平成三十一年三月二十日
備 考	平成三十一年三月十九 日付け埼玉県飯能県土整 備事務所長告示第六号で 告示した道路予定区域の 供用開始である。 延長一七九・七五メー トル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>さいたま菖蒲線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市大字高虫字正御地二九六番一 地 先から同市大字高虫字高都原三六七番 四地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年三月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年一月十三日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第二号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長 二七五・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>行田蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市大字高虫字高都原三四四番一 地先から同市大字高虫字小日洋一 一六七番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年三月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年一月十三日付け埼玉 県土木整備事務所長告示第二号で 告示した道路予定区域の一部供用 開始である。 延長 三一〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

第1 監査の請求

1 請求人

狭山市 田中 寿夫

2 請求書の受付

平成31年2月6日

3 請求の内容（原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。）

(1) 請求の要旨

ア 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

イ 請求の要旨

埼玉県知事上田清司は、廃校になった埼玉県立本庄北高等学校の跡地と建物を有効活用するとして、一般競争入札で学校法人塩原学園に売却した。

不動産鑑定価格が土地及び建物で4億6757万3181円（平成25年10月10日鑑定）。売却方法は3回の一般競争入札である。3回とも応札は塩原学園1者だけであった。入札は2・3回目は下見等を義務付けているにもかかわらず一般競争の告知から参加申込期間を極端に短くし、1回目に情報を得ている塩原学園以外に参加できないよう仕向けた違法・不当な入札で塩原学園は7000万円で売却した。

この事実は、違法な事務執行により、本来の価値より不当に安く財産の処分を行い、埼玉県に損害を与えたものである。

また、この契約では建物の一部を契約締結後3年以内に解体条件するという条件を付けたが塩原学園は契約を履行せず、一般県民から通報を受け期限後半年を経て発覚し、調査に乗り出した。

その後、塩原学園からの要請を受け、一部残存させる変更契約を行い、5541万8386円を平成30年11月19日までに支払うという契約を取り交わしたが、契約に違反して期限までに支払いを行わず、この契約にも違反している。

度重なる契約違反で埼玉県はこの契約を解約し、損害賠償の訴訟を提起すべきところ、請求人が情報公開請求をするまで放置した。

この事実が新聞で報道され、塩原学園は急遽金融機関から借り入れ、12月末に元金を支払ったが、延滞利息は12月末現在支払っていない。

埼玉県は違法な事務執行を容認し埼玉県に損害を与えた上田清司に対し、鑑定価格と売却金額の差額3億4215万4795円を請求せよ。

ウ 請求の趣旨

埼玉県教育局は、平成25年3月に閉校した県立本庄北高等学校の敷地と建物を株式会社赤熊不動産鑑定所に鑑定を依頼、平成25年3月25日に鑑定評価が提出されている。（資料1）鑑定価格は土地42,580㎡で3億4064万円、建物構築物、定着物は0円で換算。普通教室棟、特別教室棟、体育館など7物件で1億2403万4221円と合計で4億6467万4221円であった。

その後、県がこの旧本庄北高校の売却に向けて、再鑑定を行い平成25年10月10日の同鑑定会社の調査報告書では、土地面積が42,942.37㎡で

3億4353万8960円、建物価格は前回に変更なしという調査報告書（資料2）が提出され、合計4億6757万3181円となっている。

この結果をもとに、埼玉県は同年10月21日に予定価格3億7405万8544円（資料3）と決定し、平成25年12月20日に第1回一般競争入札を行った。

入札参加者は学校法人塩原学園1者で、応札金額は5000万円と予定価格から大きくかけはなれていた。（資料4）

学校法人塩原学園本庄第一高等学校は旧本庄北高等学校に隣接しており、敷地内に中学校の設置を考えていたが、本庄北高校の廃校を期に跡地の取得に変更を考えたとされる。

第2回目の一般競争入札は平成26年2月26日に回議・合議書（資料5）が起案され、同3月4日に知事決裁された。

添付された「旧本庄北高等学校の処分方針について」によると、学校法人が学校を設置する場合2割減、さらに第1回一般競争入札結果が応札者1者のみで、応札価格が5000万円を踏まえ、公売特殊性減価として50%の減価を行う（不動産鑑定士の意見による）とした。

起案書に添付されている入札の告示の日付が平成26年3月7日となっているが請求人が情報開示請求で求めた一切の文書の中には埼玉県財務規則により、告知を行ったという証拠の埼玉県報及びホームページの電磁記録は添付されていない。

予定価格を決定したのは平成26年2月26日に三井総務部長が1億8702万9272円の金額で決裁している。（資料6）

この予定価格では前回5000万円に応札した学校法人塩原学園が、予定金額に近い数字で応札することはないと判断するのが常識的であり、応札者も当初から予定価格極端にかけ離れた金額であれば2回目は参加を断念することが予想できることから、入札に多数参加があるよう大々的に告知するのが当然だが、その形跡は全くない。

しかし、3月28日の入札日には学校法人塩原学園1者だけが参加し、応札価格は7000万円不落となり、再度の入札は辞退している。（資料7）

通常2回目が不落の場合、再度予定価格の検討のため3回目の入札まで3か月程度期間をおくのが常識だが、2回目の入札からわずか11日後の平成26年4月8日に本庄北高等学校の処分方針の起案書が提出され、4月14日に三井部長が決裁している。

この起案の回議・合議書（資料8）に添付された「旧本庄北高等学校に係る処分方針については埼玉県財務規則第164条第1項第8号で定める一般競争の公告案の添付がなく、ホームページで公開したとする記録もない。

これには一般競争入札参加要領が添付されているが、受付期間は平成26年4月21日（月）から4月25日（金）まで5日間とし、入札日は5月8日となっている。

埼玉県財務規則第92条では「政令第167条の6第2項の規定に関する広告は、入札期日（入札書の受付期間を定めて行う入札にあつては、当該受付期間の

末日。以下同じ。)の10日前までに埼玉県報又は新聞の掲載その他の方法で行うものとする。ただし、急を有する場合においては5日前とする。」と定めている。

本庄北高校の処分については急を要する根拠がなく、10日前までに公告するとすれば遅くとも4月16日に公告していなければならない。

しかし、参加要領には物件の下見・調査、法令上の制限の確認を義務付けており、この10日間には土日を含むことから、事前に情報がなければ第3者が入札に参加できない仕様となっている。

また、解体費の根拠とする「本庄北高等学校 一般競争入札 解体費の検討(赤熊)」という文書は株式会社赤熊不動産鑑定所で作成したものではなく、埼玉県の作成であることがうかがえる。(資料9)

(資料8)の決裁日は平成26年4月14日だが、同日には「県有財産の調査依頼について(旧本庄北高等学校)」として不動産鑑定評価に関する意見書の提出依頼の起案書が即日決裁され、株式会社赤熊不動産鑑定所「調査報告書、不動産鑑定評価書」に基づき、一般財団法人日本不動産研究所関東支社に12万9600円でセカンドオピニオン(意見書の提出)を随意契約で依頼した。

(資料10)

同社から意見書の提出があったのは4日後の4月18日、内容を確認すると建物解体費用については赤熊不動産で作成したものであると信じて「建物解体費の実情を反映したもので妥当性が認められる。」としているが、深く吟味されていない。

(資料9)の「解体費の検討(赤熊)」は赤熊不動産鑑定所が作成したものとして埼玉県は日本不動産研究所関東支社に資料を提出し、塩原学園の予算に合わせるために解体費用のアリバイ作りに同社を利用したものである。これが事実とすると埼玉県は刑法の虚偽公文書作成等罪に該当する重大な犯罪を犯したことになる。

平成26年5月8日に実施された3回目の一般競争入札に参加したのは予定通り学校法人塩原学園が1者。応札価格も7000万円と前回同様の金額で提出し、落札した。(資料11)

埼玉県は平成26年5月12日に塩原学園と土地建物売買予約契約を締結し(資料12)同年8月8日には土地売買契約を締結し(資料13)同時に所有権移転が行われた。

解体期限は所有権移転後の3年後である平成29年8月である。

平成30年2月22日の回議・照会等報告書(資料14)によると3年以内の建物の解体が一部未了であることが判明したため、聴取したものとしているが、請求人の情報では県民からの通報があったために聞き取りを実施したものである。このような通報があったことは文書には残しておらず、若しくは請求人に開示していない。

平成30年3月7日には旧本庄北高等学校の建物解体状況を確認するために現地調査を行っている。(資料15)

平成30年7月5日には旧本庄北高等学校の売払いに係る(学)塩原学園との協議を電話で行っている。(資料16)

この中で塩原学園は、解体条件のあった既存浄化槽、体育館トイレ、体育館の渡り廊下に加え、「北高記念館」の解体条件の解除を申し出ていた。

また、校舎に近い自転車置き場を残置するとの内容であった。

旧本庄北高校の土地建物一部変更契約について、回議・合議書（資料17）が平成30年8月28日に起案されているが、決裁されたのは平成30年10月18日である。

請求人が公文書開示請求をしたのが10月12日であり、開示期間が60日間延長された間に知事決裁が完了し、同日に一部変更契約が行われているが、この時点では変更契約書を取り交わされてはいないことが判明している。

それは、翌10月19日の財務会計システムの送付票（資料18）に添付された事前調定登録の調定年月日が平成30年10月22日となっていることや添付された土地建物売買契約書の一部変更契約書の日付は平成30年10月18日になってはいるものの埼玉県知事の印鑑だけで、相手方の学校法人塩原学園の印鑑が押印されていない。

これは10月18日に学校法人塩原学園に契約書を送付したため、財務会計システムの送付票の契約書には相手方の印鑑が押されていなかったものである。管財課の話によると、相手方の印鑑が押されている文書は存在すると反論するが、開示した文書に押印されていないのはこの時点で契約は成立しておらず、相手方負担の収入印紙さえ貼付されていないことは適正な事務執行とは言えない。

請求人に公文書が開示されたのはこの文書も含めて同年12月12日であり、開示の延長期間内に変更契約が行われたことは、事務処理の遅れや杜撰さを指摘されることを嫌ったものとしか考えられない。

一部変更契約の決裁が滞ったのも平成30年8月20日付の公認会計士松井会計事務所の「学校法人塩原学園の財務状況に関する意見書」（資料19）により、今後の融資計画に関してですが、平成29年度は例年と比べてやや好調な財務状況だったことに加え、募集体制の強化やさらなる人件費の抑制などを実行していること、平成31年5月に2件の長期借入金が返済終了となることなどを鑑みると金融機関からの長期借入れを受けることは十分可能だと考えます」と結論付けることから、変更契約締結の決裁を行っても支払いが不可能であることを埼玉県は認識していたとみられる。

つまり、新年度まで決裁を伸ばせば支払いが可能になるとの考えで埼玉県知事は決裁を遅らせたが、請求人の情報公開請求によって杜撰な行政事務執行を取り繕うため、慌てて決裁したのは明らかである。

また、塩原学園の支払いについても11月19日までに期限を切ってはいるものの、朝日新聞の12月21日の記事（資料20）によると変更金額の約5500万円は11月19日まで支払われておらず、翌年度まで支払いできないと学園側は回答していることから、新年度まで延滞金の支払いでつなごうとしていたことを埼玉県は容認していたことは明らかである。

このように新聞に報道されるまでは督促の手続きも取らず、延滞金の納付も行われていなかった。

請求人の調査によると、旧本庄北高校は処分方針で埼玉県は、売却の用途を学

学校教育法で定める学校教育施設と限定し、当初の条件を「本敷地は都市計画法の市街化調整区域であり、土地活用が大幅に制限され、土地価格が低いことから、高額で売却するためには校舎等をそのまま使用する学校での利用が最も有効、との不動産鑑定があったために学校教育施設と限定した」との理由を挙げているが、入札期間の短縮や、一般競争入札の告示せずに塩原学園に売却ありきで進められたといっても過言ではない。

その理由の一つは当初建物を有効活用させる学校教育施設と限定しながら、3回目の入札では、校舎と体育館を除く建物を解体するという条件をつけて、塩原学園の2回目の応札金額にあわせるために、職員が作成した解体費の検討(赤熊)で解体費を控除した価格で予定価格を決定した。これは当初の学校施設に限定し、校舎等をそのまま使わせる目的から大幅に外れている。

しかも解体期限までに解体に着手せず、校舎の一部を使用してきた事実があると同時に、県民から指摘がなければ必要な建物はそのまま使用できることは当事者しか知ることができないことから、塩原学園も埼玉県も解体せずに使用することを認識していたことがうかがえる。

その理由は変更契約で、塩原学園が残置されている建物の解体解除願を提出し、埼玉県はそれに応じた変更契約を行っていることが何よりの証拠である。

この契約では契約金を11月19日まで支払うことになっているものの、資金の手当てができない塩原学園は新年度まで延滞金を支払う意志であったが、朝日新聞の12月21日の報道で金融機関が融資してくれ、12月末に支払ったと同学園の事務長は語っていた。

朝日新聞の平成31年1月30日の記事によると、平成31年1月29日の定例記者会見で上田知事は、「不思議かもしれないが入札の中身や価格は普通の考え方で行われた。」と入札の正当性を協調したうえで、「担当者が保管期間を間違った。けしからんと言うしかない。」と話した。との記事が掲載されている。

しかし、2回目までの最終決裁は知事が行っており、担当者の過失で済まされる問題ではない。

公文書を誤って廃棄したということで何のお咎めもなければ、都合の悪い文書は勝手に廃棄されてしまうことも考えられる。

これらは県政の信頼を失墜する行政執行であり、再調査の上、職員の処分に及ぶ事件であることを認識していないのが県政のトップとして嘆かわしい。

以上のことから埼玉県の行政事務執行は違法性の高く、職員の作成したと考えられる解体費の控除で、埼玉県に3億4215万4795円の損害を与えたので頭書のとおり返還を求めよ。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必用な措置を請求する。

事実証明書

- 1、不動産鑑定評価書
- 2、調査報告書
- 3、予定価格調書(1回目)
- 4、入札書(1回目)

- 5、回議・合議書 26. 3. 4 決裁
- 6、予定価格調書（2回目）
- 7、入札結果表（2回目）
- 8、回議・合議書 26. 4. 14 決裁
- 9、「解体費の検討」赤熊
- 10、送付票「県有財産の調査依頼について」
- 11、入札結果票（3回目）
- 12、土地建物売買予定契約書
- 13、土地建物売買契約書
- 14、回議・照会等報告書 30. 2. 22
- 15、回議・照会等報告書 30. 3. 7
- 16、回議・照会等報告書 30. 7. 5
- 17、回議・合議書 土地建物の一部変更契約について
- 18、送付票 県有地（旧本庄北高等学校）の売払収入について
- 19、学校法人塩原学園の財務状況に関する意見書
- 20、朝日新聞 平成30年12月21日記事

第2 請求の要件審査

平成31年2月19日、監査委員会議を開催し、本件請求が地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。なお、法第242条第2項に規定する要件については、監査の中で判断することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び事実証明書に基づき摘示のあった契約について監査の対象事項とした。

2 監査対象機関

総務部管財課

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年3月4日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はなく、請求人からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、総務部管財課（以下、「管財課」という。）職員が立ち会った。

また、同日、管財課職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

まず、資料9「解体費の検討（赤熊）」と題される資料が、赤熊不動産鑑定所の鑑定評価の意見書と意見書の間挟み込まれて、事実上一体のものであるかのように添付されていた。赤熊の鑑定書の資料というのは、全てページが振ってある。

ところが赤熊として解体費の積算（99,337,057円）は、鑑定書の中に挟まれており、これにはページが振っていなかった。この資料は、赤熊で出した資料ではないことが分かる。これを参考にしたとなると赤熊がきちっと解体の算出をやっていないことになる。

資料の積算を他の解体業者に確認したが、図面を見なければならぬとか、細かい算定をするには時間がかかるとのことだった。そこで、簡易に解体費の計算ができるソフトを使用し、埼玉県のアランクの業者をお願いして解体の概算金額を積算してもらった。

これはパソコンに数字を入れていけば自動的に金額が算出されるものだが、工事費合計は53,160,000円で、埼玉県の算出した金額の半分となっている。その業者は、県の入札の場合は、この金額の70%程度が落札価格になると教えてくれた。

赤熊が書いたといわれる99,337,057円の数字と比較すると約3分の1、4割弱の金額で解体ができることになる。この数字の根拠はいったい何か、実は赤熊の鑑定書の数字は、この数字が入っただけで根拠が何にも入っていない。

通常、記載されている解体に当たっての図面やアスベストの検査の実施の有無等が全くない。耐震計算の実施もわからないような状況で、解体の金額だけが示されている。金額がどこから出てきたかわからないままに、赤熊の鑑定金額と一致するように添付されている。

こういうことは、きちっと説明をしてもらわないと偽装した公文書を使用したということになりかねない。

次に、督促状の発行は平成30年12月20日に起案、12月25日に決裁希望になっているが、請求書に添付した時の資料には、相手方の角印が押してなかった。相手方には金額等をどのように伝えたのかもわからない状況で請求書だけ発行している。

変更契約は、オンブズマンが同年10月12日に情報公開の開示請求を出しているが、変更契約書は同年10月18日付けで契約されている。この契約書の起案日は、同年8月末になっている。何故、放っておいたのか調査したが、塩原学園が遅延理由を提出した際に公認会計士の理由書が付いていた。その中に高校の現在の状態が財政的に苦しく、来年の3月、4月になれば返済が終わり、ゆとりが出るという1項目があった。これは、来年の3月、4月まで待とうという県側の考えがあったと解釈している。

変更契約書（55,418,386円）は、同年11月19日までに支払わなければならないとしている。通常、納入期限は守るべきであるが守られていない。入金期日が守られなければ契約を解約しなければならない。ところが、県はこの日に入金になったかどうか確認もしていない。最終的には新聞報道で発表されて初めて督促をしている。

管財課の報告書によると、支払期限が経過しているため、塩原学園を呼び出して督促状を渡している。変更増額の支払いはこれまで平成31年4月から5月と聞いていたが、誓約書には1月末と記載されているが裏付けはあるのかと聞いている。

ということは、県は、4月から5月にならないと支払いができないとわかっていたことになる。オンブズマンが情報公開請求して慌てて契約書を作り、払える当てがないにもかかわらず11月19日までに支払う契約をしている。これは正当な契

約ではない。塩原学園ありきで進められた内容の契約ではないか、少なくとも指摘しているとおり入札が公開されていない。記録が公開されていない。

実は他の自治体になるが東京都、千葉県、栃木県に状況を確認した。他県では、入札で売払い金額を提示・公開して、それに参加して一番高い金額を提示したものを落札している。

ところが、埼玉県の場合は、できるだけわからないようにして、しかも学校教育施設でなければ買えないような条件を出している。

学校教育、私学でも新しく中学を作る、学校を作るとなると、3年ぐらい前から検討して、予算からいろいろ検討した内容で進めていかなければならない。

最初に学校に限るという条件を入れた段階で2か月しかないため、参加の枠が狭まることになる。入札は2回目、3回目になると本当に告知したかどうかわからないような状況で行っている。しかも、1回目から2回目にかけて約50%減額し、3回目にも50%減額して、さらに、解体費用を減額している。それで、当初契約で現在の建物を利用できるように学校施設に限ると言っている。

3回目では学校施設の本体にもかかわらず、校舎と体育館を残して他の施設は全部解体するとしているが、これは教育施設を壊してまで、金額を合わせることが必要だったのかという問題がある。しかも学校施設ではない、武道場、合宿棟、渡り廊下まで全部壊せば、学校の設備は整わなくなる。そのような状況で学校施設に限定すること自体おかしい。

つまり、最終的にはそのような形で契約が行われた。それは平成26年5月8日に入札・落札があって翌9日に私学審議会に塩原学園の審議をするための審議会通知がでている。落札するのは塩原学園だとわかっていたのではないか。これで正当な事務執行と言えるはずがない。

実は学校に対する補助金が出る。補助金というのは、学園の経済状態が悪ければ減額をするという状況になっている。基準は不明だが、基準は県知事が決めることになっている。正確にはわからないが4億ぐらいの金額の補助金が出ている。そういったことから問題のある行政執行だったと思っている。

(2) 管財課の陳述の要旨

ア 請求の要旨に対する意見

(ア) 一般競争入札の公告については、県財務規則（以下「規則」という。）第92条に「入札公告は、入札書の受付期間を定めて行う入札にあつては、当該受付期間の末日の十日前までに、埼玉県報又は新聞への掲載その他の方法で行うものとする。ただし、急を要する場合においては、入札期日の五日前までとする」と規定されている。

旧本庄北高等学校の売払いに係る入札公告は、第1回目、第2回目、第3回目と、いずれも公告日から入札書受付期間の末日までは、10日間以上あり、入札参加申込期間を極端に短くした事実はなく、適法、適切な事務執行により入札は行われたものである。

(イ) 旧本庄北高等学校の売払いに当たっては不動産鑑定士による不動産鑑定評価、意見書、調査報告書に基づき適正な価格を算定した上で、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（以下、「条例」という。）と条例に関する事務の取扱いについて規定した「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事務取扱要

領」(以下、「要領」という。)に基づき、学校教育施設として用途を指定したことから公共性等減額を行ったうえで総務部長が予定価格の設定を行ったものである。

(ウ) 平成30年3月以降、塩原学園から平成26年8月8日に締結した土地建物売買契約書の変更についての協議があった。協議の内容は、解体対象建物の解体期限の延長と塩原学園が残存を希望する6棟の建物の解体条件を解除することが主な内容であった。

これに伴い、管財課は株赤熊不動産鑑定所に調査を依頼し、平成30年7月20日に調査結果を得て、変更契約額の算定を行った。

(エ) 不動産の売払い価格と変更契約額の算定に当たっては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価、意見書、調査報告書に基づき適正な価格を算定したものであり、本来の価値より不当に安く財産の処分を行ったものではなく、県に損害が生じているものではない。

(オ) 変更増額分の支払いが、納入期限を経過しても履行されなかったため、規則第201条に基づき、納期限の翌日から起算して40日以内に督促状を発行し、既に塩原学園から変更増額分及び違約延滞金が支払われている。

イ 請求の趣旨に対する意見

(ア) 旧本庄北高等学校の売払いに当たり、予定価格は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価、意見書、調査報告書に基づき適正な価格を算定した上で、条例や要領に基づき予定価格の設定を行ったものである。

不動産鑑定評価等に基づく入札価格の算定の経過は、最初に旧本庄北高等学校を管理していた県教育局財務課(以下、「財務課」という。)が平成25年3月1日時点の不動産鑑定評価を株赤熊不動産鑑定所に依頼し、土地建物合計で464,674,221円との鑑定結果を得ていた。

その後、管財課は、第1回目の入札に際して、価格時点の変更と学校用地の面積補正を提示して株赤熊不動産鑑定所に鑑定評価を依頼し、土地建物合計で467,573,181円との調査結果を得た。

入札価格はこの不動産鑑定評価に旧本庄北高等学校の処分方針(平成25年10月15日付け総務部長決裁)で学校教育施設に用途を限定して売却することが決定していたことから、条例、要領に基づき、公共減額2割を行い、予定価格を374,058,544円に決定して、平成25年12月20日に第1回目の入札を執行した。

入札の不調により、管財課は再度、株赤熊不動産鑑定所に意見書を求め、第1回目の予定価格の公共減額2割に加えて、再公売のために減価5割すべきとの意見書を基に、第2回目の予定価格を187,029,272円に決定し、平成26年3月28日に第2回目の入札を執行した。

第2回目の入札も不調になり、株赤熊不動産鑑定所に調査報告書を求めて、第2回目の予定価格に対して、これまでの公共減額2割と再公売のための減価5割に加えて、校舎と体育館を除く15棟の建物を解体する費用を控除して、第3回目の予定価格を67,425,611円に決定し、平成26年5月8日に第3回目の入札を執行した。

以上のことから、いずれの入札に当たっても、県は不動産の鑑定評価の専門

家である不動産鑑定士に、旧本庄北高等学校の不動産評価を依頼し、その価格に条例、要領に基づく適正な減額を行い、入札を行ったものである。

第1回目の入札では、埼玉県報、ホームページでの公告を実施し、第2回目と第3回目の入札においては、ホームページでの公告を実施しており、規則に基づき、一般競争入札の公告を適正に実施したところである。

(イ) 請求人は、「前回5000万円で応札した学校法人塩原学園が、予定金額に近い数字で応札することはないと判断するのが常識的であり」と主張している。

第2回目の入札では、第1回目の入札から第2回目まで約3か月間あったこと、参考価格は第1回目の入札時より5割減額していることから請求人が主張するように判断することが常識的であるとは考えられない。むしろ参考価格の低下により塩原学園以外からの応札の可能性もあると考えるのが普通である。

更に、請求人の「2回目と3回目の入札日の間隔がわずか」との主張については、旧本庄北高等学校は市街化調整区域にあり、古い建物18棟が残る42,942.37㎡の広大な土地で一般に売却困難な物件であるところ、第1回目の入札から応札者があり、応札意欲が衰えないうちに売払うために戦略的に予定価格や売却条件の見直しなどの事務手続きを行ったものである。

(ウ) 請求人は、「(3回目の入札に関して) 旧本庄北高校の処分については急を要する根拠がなく、10日前までに公告するとすれば遅くとも4月16日に公告していなければならない。しかし、参加要領には物件の下見・調査、法令上の制限の確認を義務付けており、この10日間には土日を含むことから、事前に情報がなければ第3者が入札に参加できない仕様となっている」と主張している。

一般競争入札の公告は、規則第92条に規定され「入札書の受付期間を定めて行う入札にあっては、当該受付期間の末日の十日前までに、埼玉県報又は新聞への掲載その他の方法で行うものとする」と規定されている。

第3回目の入札受付期間は平成26年4月21日から25日までであるが、公告日の同年4月15日から入札受付終了日まで10日間を設けている。規則第92条に規定される急を要する場合には該当せず、適切に通常の入札執行手続きを行っており、請求人の主張は適当ではない。

(エ) 請求人は、「情報開示で求めた一切の文書の中には規則により、告示を行ったという証拠の埼玉県報及びホームページでの電磁記録が添付されていない」と主張している。

ホームページに掲載するための決裁文書は通常1年文書として取り扱っており、ホームページへの公告の決裁文書も同様と考え、1年保存文書としてしまった。

しかしながら、第1回目、第2回目、第3回目の入札をホームページで公告した事実は、国立国会図書館のウェブアーカイブや財務課が保管する文書で確認している。

(オ) 請求人は、「解体費の根拠とする「本庄北高等学校 一般競争入札 解体費の検討(赤熊)」という文書は株式会社赤熊不動産鑑定所で作成したのではなく、埼玉県の作成であることがうかがえる。(資料9)」と主張している。

「本庄北高等学校 一般競争入札 解体費の検討(赤熊)」という文書は、平成26年4月14日付け発行の(株)赤熊不動産鑑定所の調査報告書の一部として

財務課に提出されたものであり、県が作成したものではない。管財課は、この提供を受けた調査報告書により第3回目入札の予定価格作成の算定資料としたものである。

- (カ) 請求人は、「一般財団法人日本不動産研究所関東支社にセカンドオピニオン（意見書の提出）を依頼し、同社から意見書の提出があったのは4日後の4月18日、内容を確認すると建物解体費用については赤熊不動産で作成したものであると信じて「建物解体費の実情を反映したもので妥当性が認められる」としているが、深く吟味されていない」と主張している。

一般財団法人日本不動産研究所関東支社に依頼したセカンドオピニオンは、不動産鑑定評価の専門家である不動産鑑定士が行ったものである。また、この意見書には、「取引の対象となった不動産の価値を判断するうえで、(株)赤熊不動産鑑定所が行った鑑定評価書等、提出された本件調査報告書は有用と認められる」とその理由が併せて記載されており、請求人の主張は適当ではない。

- (キ) 請求人は、「解体費の検討（赤熊）」は赤熊不動産鑑定所が作成したものであるとして埼玉県は日本不動産研究所関東支社に資料を提出し、塩原学園の予算に合わせるために解体費用のアリバイ作りに同社を利用したものである」と主張している。

県が、(株)赤熊不動産鑑定所の作成した不動産鑑定、意見書、調査報告書について、日本不動産研究所関東支社にセカンドオピニオンを依頼したのは、念のため価格を検証するためであり、請求人の主張は適当ではない。

- (ク) 請求人は、「3回目の入札では、校舎と体育館を除く建物を解体するという条件をつけて、(中略)解体費を控除した価格で予定価格を決定した。これは当初の学校施設に限定し、校舎等をそのまま使わせる目的から大幅に外れている」と主張している。

県は、「旧本庄北高等学校の処分方針について」（平成26年4月14日付け総務部長決裁）において、「これまでの入札の経緯を踏まえ、鑑定額から所要の減額を行うほか、学校の基本機能のみを残し、他の建物は解体費相当額を売却金額から減額することで応札意欲を高める（不動産鑑定士の意見に基づく）」ため、第3回目の入札では建物解体の条件を付けたものである。建物のうち、学校の基本機能である校舎と体育館を残しており、用途を学校教育施設に限定した当初の用途を逸脱していないと考えている。

- (ケ) 請求人は、「塩原学園も埼玉県も解体せずに使用することを認識していたことがうかがえる。その理由は変更契約で、塩原学園が残置されている建物の解体解除願を提出し、埼玉県はそれに応じた変更契約を行っていることが何よりの証拠である」と主張している。

県は、塩原学園との売買契約であり、信頼できる相手と考え、契約どおり建物解体条件が守られると考えていた。また、土地建物売買契約書において、真にやむを得ない事情が生じた場合、協議の上、期限等を変更することができる旨を規定していたので、建物を期限までに解体できないのであれば、事前に塩原学園から協議があると考えていた。

変更契約については、学校法人から提出された協議依頼書により、財務上の事情や既に平成28年4月に中学校が開校している事情を考慮して、当初契約書第11条の「期限等について、真にやむを得ない事情が生じた場合、甲乙協

議の上変更することができる」との規定を根拠に行ったものである。

- (コ) 請求人は、「旧本庄北高校の土地建物一部変更契約について、回議・合議書（資料17）が平成30年8月28日に起案されているが、決裁されたのは同年10月18日である。（中略）同日に一部変更契約が行われているが、この時点では変更契約書が取り交わされてはいないことが判明している」と主張している。

県と塩原学園においては、10月18日付けで土地建物売買契約の一部変更契約書を締結しており、知事と塩原学園理事長の記名押印、収入印紙が貼付消印されている土地建物売買契約書の一部変更契約書を管財課で保存している。

- (サ) 請求人は、「一部変更契約の決裁が滞ったのも平成30年8月20日付けの公認会計士松井会計事務所の「学校法人塩原学園の財務状況に関する意見書」（資料19）により、（中略）変更契約締結の決裁を行っても支払いが不可能であることを埼玉県は認識していたとみられる」と主張している。

県は、同年8月24日付けの塩原学園から県に提出された協議依頼書により財務状況が厳しいことは承知していたが、添付されていた公認会計士の意見書のとおり支払見込みはあると認識していた。

- (シ) 請求人は、「請求人に公文書が開示されたのはこの文書も含めて平成30年12月12日であり、開示の延長期間内に変更契約が行われたことは、事務処理の遅れや杜撰さを指摘されることを嫌ったものとしか考えられない」と主張している。

請求人が同年10月12日付けで請求した公文書は、「埼玉県立本庄北高等学校の売却に係る一切の文書」である。これに該当する対象文書は大量であり、県情報公開条例第15条第1項に定める15日間の期間内に開示・不開示の決定を行うことが事務処理上困難であるため、同年10月17日付けで公文書開示決定等期間延長通知書を請求人に送付した。

この後、同年12月12日に請求人に公文書開示決定通知書と公文書部分開示決定通知書を交付して情報開示を行ったものである。この延長期間に変更契約を行ったことは事実であるが、変更契約に向けた協議や事務処理は、同年3月から行っており、主張にあった情報公開の開示の延長については、事務処理の遅れや杜撰さを指摘されることを嫌ったものではない。

- (ス) 請求人は、「塩原学園の支払いについても平成30年11月19日までに期限を切ってはいるものの、（中略）新年度まで延滞金の支払いでつなごうとしていたことを埼玉県は容認していたことは明らかである。このように新聞に報道されるまでは督促の手続きも取らず、延滞金の納付も行われていなかった」と主張している。

県は、同年8月27日に塩原学園から提出された協議依頼書に添付されていた公認会計士の意見書のとおり支払見込みはあると考えていた。

同年11月19日の納入期限を経過しても塩原学園からは変更増額分が支払われていないことから、規則第201条に基づき、指定された納期限の翌日から起算して40日以内の同年12月25日に督促状を塩原学園に対して発行している。

なお、変更増額分55,418,386円については同年12月28日に、違約延滞金159,878円については平成31年1月17日に、それぞれ塩

原学園から支払われている。

(セ) 請求人は、「埼玉県の行政事務執行は違法性の高く、職員が作成したと考えられる解体費の控除で、埼玉県に3億4215万4795円の損害を与えたので頭書のとおり返還を求めよ」と主張している。

本件の旧本庄北高等学校は市街化調整区域にあり、古い建物18棟が残る42,942.37㎡の広大な土地であることから一般に売却困難な物件である。当該物件は、第1回目の入札から応札者があり、応札意欲が衰えないうちに売却するため、戦略的に予定価格や売却条件の見直しなどの事務手続きを行ったものである。

本件の入札の事務手続き、土地建物売買契約及び変更契約は、不動産鑑定士による鑑定評価に基づき適正な時価を算定し、法、条例、規則、要領などに基づき適正な事務手続きにより進められたものであり、県に損害は生じていない。

4 監査対象機関の説明

管財課から前記の陳述と合わせ、書類の提出を受け調査を行うとともに、管財課に対する監査を平成31年3月4日に実施し、以下の説明があった。

(1) 県有財産の売却に係る基本方針について

県では、平成24年に未利用財産の利活用に係る基本方針（平成24年5月29日県有資産マネジメント会議承認）を策定している。

この基本方針では、事業廃止や施設の統廃合による未利用資産については、公的利用を最優先として検討することを基本としている。

具体的には、

- ① まず、県の内部で将来も含めて利活用の見込みがあるか確認する。
- ② 次に地元市町村に利用希望を確認する。
- ③ 最終的に市町村等でも利活用の希望がない場合に民間等へ売却する。

県は、県有資産マネジメント検討委員会を経て、売却物件を慎重に選定し、適切な時期に公売等を実施している。

今回の旧本庄北高等学校の売却についても、民間売却の手続きに入る前に県の内部で利用確認を行い、希望がなかったため地元市町村の本庄市に確認を行った。

市としては利用する意向はないということだったので、民間売却の手続きに入ったという流れである。入札を行って初めて塩原学園が手を挙げたものである。

また、平成27年3月に策定した県有資産総合管理方針では、未利用資産の今後の方向性として「地元市町村等での公的利活用を優先しながら速やかに売却や交換等の処分を検討する。」ことが示されている。

(2) 平成26年8月8日付けの土地建物売買契約（以下「当初契約」という。）について

ア 旧本庄北高等学校の土地建物の売却理由

「旧本庄北高等学校の処分方針」（平成25年10月15日付け総務部長決裁）により学校教育施設に用途を限定して売却することが決定していた。

なお、平成25年3月に鑑定評価を依頼した財務課によると、「当該敷地は市街化調整区域であることから土地利用が限定されるため、現況利用の学校用地とし

て売却を検討する際の参考として不動産鑑定を実施した」とのことである。

イ 入札に係る競争性の確保

旧本庄北高等学校は市街化調整区域にあり、古い建物18棟が残る42,942.37㎡の広大な土地で、非常に売却困難な物件であるところ、第1回目の入札から応札者があり、応札意欲が衰えないうちに売払うため、戦略的に予定価格や売却条件の見直し等の事務手続きを行ったものである。

第1回目の入札から第2回目の入札までは、約3か月間あったこと、第2回目の入札では、参考価格は第1回目の入札時より5割減額していることから、塩原学園以外からの応札の可能性もあると考えていた。

第2回目の入札前には、入札価格を下げてでも落札ができない可能性も視野に置いて検討し、第2回目の入札が終わって、直ちに不動産鑑定士に次の鑑定を依頼した。

競争性を確保するために第3回目の入札に当たっては、公告日から入札書受付期間の末日まで、規則に基づき10日間以上設けており、競争性が確保できなかったとは考えていない。

ウ 予定価格の減額適用

(ア) 公共減額

公共減額については条例第4条の「公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を当該公共団体等に譲渡するとき」は、「これを譲与し、又は時価よりも低い価額で売り払うことができる」に基づいている。

条例に関する事務の取扱いについては、要領に規定しており、学校教育施設の場合、2割減額できる。

近年、学校教育施設に用途を指定し公共減額（2割減額）した売却事例は2件ある。（旧北川辺高等学校、旧幸手高等学校）

<公共減額の事例>

年度	財産名	土地面積 (㎡)	鑑定額 (千円)	予定価格 (千円)	減価率	相手方 契約額(千円)
H22	旧北川辺高等学校	35,831.00	703,842	366,700	20%	加須市(随意契約) 366,700
H26	旧幸手高等学校	50,159.43	631,049	504,839	20%	学校法人共済学園 (一般競争入札) 514,791

※旧北川辺高等学校は、学校設置に係る2割減額のほか、旧北川辺町が土地取得時にした費用負担相当額を減額している。

(イ) 再公売減価

第1回目の入札が不調になり、管財課は、株赤熊不動産鑑定所に意見書を求めた。意見書に基づき第1回目の予定価格の公共減額2割に加えて、再公売減価5割も行った上で、平成26年3月28日に第2回入札を実施した。

再公売減価については、「平成26年3月4日知事決裁の旧本庄北高等学校の処分方針について」の中に記載があり、平成26年3月3日付けの不動産鑑定士の意見書に基づき、減価したものである。

当該意見書に「旧県立本庄北高等学校は本庄駅から3,650m、本庄市内でも郊外部に位置し、一般的に市街化調整区域の不動産需要が弱い地域であり、公売の条件が学校建物付で、公売後の使用が文教施設に限定されていることから、買主は極端に限定される。よって、第1回目の公売が不成立となった。本件第2回目の公売に際しては、前述の売却困難性からさいたま地方裁判所の不動産競売と同様、一定率で参考価格を減価すべきである」とあり、これを妥当と判断し、再公売減価を採用したものである。

近年、再公売減価した売却事例は4件ある。(旧自治セミナーハウス跡地、旧桶川教職員住宅、北本高等学校旧予備駐車場、旧交通機動隊春日部分駐所跡地)

<再公売減価の事例>

財産名	土地面積 (㎡)	予定価格 (千円)	減価率	契約額 (千円)	相手方
旧自治セミナーハウス跡地	18,338.19	H27：59,800 H29：39,220	35%	—	—
旧桶川教職員住宅	2,037.39	H27：42,400 H28：29,690 H29：13,080	30% 55%	—	—
北本高等学校旧予備 駐車場	315.82	H27：2,710 H29：1,870	30%	2,387	三栄管理興業(株)
旧交通機動隊春日部 分駐所跡地	691.75	H27：43,710 H28：43,520 H29：38,810	5% 10%	38,810	アオイ土地建物 (株)

(ウ) 建物解体費用の控除

第2回目の入札も不調になったが、第1回目、第2回目と応札があったので、その意欲が衰えないうちにどういった条件であれば、この物件を購入してもらえるかを検討した。

(株)赤熊不動産鑑定所に調査報告書を求め、第2回目の予定価格に、これまでの公共減額2割と再公売減価5割に加えて、校舎と体育館を除く15棟の建物を解体する費用を控除して、平成26年5月8日に第3回目の入札を執行した。

建物の解体撤去を買受人に履行させることで、県による維持管理や解体撤去に伴う費用負担の削減を図ることができる。

通常、県で建物を解体撤去をする場合、次の課題がある。

- ① 建物解体では、建物解体設計、建物解体工事という手順となるが、そのための技術職員と予算の確保が必要なこと。
- ② 施設廃止から建物解体して売却するまでに最低でも2年以上必要であること。
- ③ 売却までの期間、除草、巡視等の維持管理費用が必要であること。

買受人に建物解体を行わせることで、これらの県の課題を解決することができる。

建物解体撤去を買受人に履行させる売却事例は、平成26年度に1件、平成28年度に2件、平成29年度に2件、平成30年度に1件ある。

<建物解体撤去を買受人に履行させた売却事例>

年度	財産名	延床面積 (㎡)	解体条件	用途	契約額 (千円)	相手方
H26	旧菖蒲高等学校	10,284.12	引渡し後 2年以内	運動公園	33,500	久喜市
H28	旧福岡高等学校	11,589.17	引渡し後 2年以内	運動公園	93,653	ふじみ野市
H28	旧川口中青木教 職員住宅	367.71	移転登記完了 後1年以内	戸建住宅	127,450	㈱飯田産業
H29	旧玉川高等学校	10,848.18	引渡し後 2年以内	雇用創出 事業	88,395	ときがわ町
H29	旧吉川教職員住 宅	598.49	移転登記完了 後1年以内	戸建住宅	68,150	㈱飯田産業
H30	旧鴻巣重量測定 所	42.50	移転登記完了 後1年以内	工場又は 駐車場	72,000	㈱梅沢製作所

(エ) 土地建物と建物解体費用の鑑定評価

不合理な土地の価格形成の排除や公共用地取得の損失補償の適正化を図るため、昭和38年に「不動産の鑑定評価に関する法律」が制定され、不動産鑑定士はこの法律において認められた国家資格で、不動産の鑑定評価を適正に行うものとして国が定めた資格者である。

そうした不動産鑑定士の鑑定評価は、一般的に妥当性があると考えている。

なお、不動産鑑定士による鑑定評価は、国で定めた統一基準である不動産鑑定評価基準に従って行うこととされているので、本件も同基準に基づいた鑑定評価である。

この不動産鑑定評価基準の中では、「建物を取り壊すことが最有効使用と認められる場合における(中略)鑑定評価額は、建物の解体による(中略)除去(中略)等に必要経費を控除した額を、当該敷地の最有効使用に基づく価格に加減して決定するものとする」と規定されている。このことから建物解体費を控除する鑑定評価は不動産鑑定業務の一部であると確認できる。

建物解体条件を付した未利用地の売払いに当たっては、全て不動産鑑定士による鑑定評価に基づき適正な価格を定めて入札を行っている。

エ 解体撤去履行前の所有権移転理由

本件においては当初契約書第2条第1項に、売買代金の支払いを完了したときに県から塩原学園に土地建物の所有権が移転するものと規定している。また、同契約書同条第2項に、所有権が移転したときに、現状のまま引渡しがあったものとする旨規定している。

このため、土地の所有権移転登記は代金納入後、速やかに行った。なお、契約日と売買代金の支払日は平成26年8月8日であった。

一方、不動産登記法では、県有建物の登記義務が免除されている。契約時、旧本庄北高等学校の建物は登記(表示登記、所有権保存登記)されていなかったことから建物の所有権移転登記は行っていない。

建物解体義務の履行と同時に建物の所有権移転登記をする取扱いは困難であった。

オ 契約保証金、違約金の規定

当初契約で、契約保証金、違約金を規定しなかった理由として、契約保証金は、一般競争入札参加要領第20ただし書きに基づき、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要がないと定めていることから規定しなかった。

また、契約解除の規定は置いたが、違約金は、学校法人との売買契約であり、信頼できる相手と考えて規定していなかった。

カ 建物解体の確認

当初契約に3年後の平成29年8月までに建物を解体撤去する条項を付したが、県として解体を確認していなかった。

管財課では、学校法人との売買契約であり、信頼できる相手と考えて契約の建物解体条件が守られると考えていた。当初契約には履行の届出を規定していなかった。

また、当初契約書第11条において、真にやむを得ない事情が生じた場合、協議の上、期限等を変更することができる旨を規定していたので、建物を期限までに解体できないのであれば、事前に協議があると考えていた。

当初契約締結日から建物解体期限までに解体状況について、学校とやり取りした記録は確認できない。

契約当時は、履行期限時に確認するつもりであったが、引継ぎがうまく行われず、忘れてしまったものである。

キ 公文書の管理

県のホームページで入札を公告するための決裁文書を1年保存文書として取り扱ってしまったため、現在、当該文書が保存されていない。

1年保存文書の取扱いとしてしまった理由は、入札参加要領等は11年以上の保存文書として別に決裁を得ており、その内容をホームページに記載する文書であったこと。通常、ホームページへ記載するための文書は1年保存としていたので同様と考えていた。本来であれば入札公告に相当する文書ということで永年保存しなければいけない文書と今は理解しているが、認識が甘かった。

なお、第1回目、第2回目、第3回目の入札についてホームページで公開した事実は、国立国会図書館のウェブアーカイブや財務課が保管する文書で確認している。

(3) 平成30年10月18日付けの当初契約の一部変更契約（以下「変更契約」という。）について

ア 変更契約締結理由

平成30年3月以降、塩原学園から平成26年8月8日に締結した当初契約の変更について協議があった。

協議の内容は、解体対象建物の解体期限の延長と塩原学園が残存を希望する6棟の建物の解体条件を解除することが主な内容であった。

県としては、塩原学園から提出された協議依頼書から、

- ① 解体すべき期間において想定外の支出が重なったことなど、同学園の財務上の事情を考慮したこと。
- ② 既に旧本庄北高等学校を利用して、平成28年4月に本庄第一中学校が開校していること。

などの事情を総合的に考慮して変更契約を行ったものである。

解体期限の延長については、当初契約書第11条の「(解体) 期限等について、真にやむを得ない事情が生じた場合、甲乙協議の上変更することができる」との規定を根拠に変更契約を行った。

イ 変更契約による増加額(55,418,386円)の積算

(株)赤熊不動産鑑定所に調査を依頼し、平成30年7月20日に調査結果を得て変更契約額の算定を行った。建物の解体条件を解除した6棟の建物解体費46,990,163円と食堂兼合宿棟(北高記念館)の建物価格6,390,102円を加算した53,380,265円に落札率(70,000,000円/67,425,611円)を乗じて算出している。

国家資格者である不動産鑑定士の調査報告書に基づく建物の評価額、建物の解体費の算定であるので妥当性があると判断した。

ウ 支払いの督促と延滞金

納入期限である平成30年11月19日を経過しても変更増加額が支払われていないため、規則第201条に基づき、同年12月25日に督促状兼領収書を発行した。

同年12月28日に納入を確認したが、納入期限である同年11月19日から39日延滞したため、159,878円の違約金が生じた。違約金は平成31年1月17日に納入されている。

(4) 県の財政上の損害について

請求人は、当初の鑑定価格467,573,181円と、当初の売却金額70,000,000円に変更契約の増額金額55,418,386円を加えた合計金額125,418,386円との差額342,154,795円が県の損害となっていると主張し、知事に返還を求めている。

本件の入札の事務手続き、当初契約及び変更契約は、不動産鑑定士による鑑定評価に基づき適正な時価を算定し、法、条例、規則、要領などに基づき適正な事務手続きにより進められたものであり、県に財政上の損害は発生していない。

5 事実関係

監査対象事項について、関係する法律、条例、規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

・平成25年 3月25日 第1回鑑定評価 464,674,221円
教育局財務課(株)赤熊不動産鑑定所
※平成25年3月1日時点での鑑定評価
土地 340,640,000円(42,580㎡)
建物 124,034,221円
合計 464,674,221円

・ 同 年10月10日 第2回鑑定評価 467,573,181円
管財課(株)赤熊不動産鑑定所
※入札に際して、価格の時点変更(H25.10.10時点)と

学校用地の面積補正

土地 343,538,960円 (42,942.37m²)
建物 124,034,221円
合計 467,573,181円

・ 同 年 1 2 月 2 0 日 第 1 回 条件付き一般競争入札(指定用途 学校教育施設)

公 告 日 平成25年10月22日
受付期間 平成25年11月18日～22日
開 札 日 平成25年12月20日
予定価格 374,058,544円
応札金額 50,000,000円

< 予定価格の積算 >

算定根拠 「旧本庄北高等学校の処分方針」
(H25.10.15付け総務部長決裁)公共減額2割

第2回不動産鑑定評価 467,573,181円
公共減額2割 ▲93,514,637円
予定価格 374,058,544円

・平成26年 3月28日 第2回条件付き一般競争入札(指定用途 学校教育施設)

公 告 日 平成26年 3月 7日
受付期間 平成26年 3月17日～20日
開 札 日 平成26年 3月28日
予定価格 187,029,272円
応札金額 70,000,000円

< 予定価格の積算 >

算定根拠 不動産鑑定士による意見書(株赤熊不動産
鑑定所)公共減額2割+再公売減価5割

第1回目入札予定価格 374,058,544円
(公共減額2割後)
再公売減価5割 ▲187,029,272円
予定価格 187,029,272円

・ 同 年 5 月 8 日 第 3 回 条件付き一般競争入札(指定用途 学校教育施設)

公 告 日 平成26年 4月15日
受付期間 平成26年 4月21日～25日
開 札 日 平成26年 5月 8日
予定価格 67,425,611円
応札金額 70,000,000円

< 予定価格の積算 >

算定根拠 不動産鑑定士調査報告書(株赤熊不動産鑑
定所)公共減額2割+再公売減価5割+校舎
と体育館を除く15棟の建物解体費用の控除

土地（校舎&体育館+経年修正）

	339,244,723円
建物（H26.3.1時点）	77,661,948円
合計	416,906,671円
公共減額2割+再公売	
減価5割後	166,762,668円
校舎+体育館以外の解体費	▲99,337,057円
予定価格	67,425,611円

- ・平成26年 5月12日 土地建物売買予約契約 70,000,000円
- ・ 同 年 8月 8日 土地建物売買契約 70,000,000円
- ・平成27年 8月 8日 契約後1年経過
- ・平成28年 4月 1日 本庄第一中学校開校
- ・平成29年 8月11日 15棟の建物解体期限
- ・平成30年 2月21日 4棟のみの建物解体が判明(2/16)し、学園を事情聴取
- ・ 同 年 3月 7日 現地調査
- ・ 同 年 7月 5日 学園と協議
- ・ 同 年 8月24日 学園から協議依頼書
- ・ 同 年 8月28日 変更契約起案（H30.10.18決裁）
- ・ 同 年10月12日 請求人が公文書開示請求（H30.12.12公文書開示）
- ・ 同 年10月18日 土地建物売買契約書の一部変更契約
（6棟の解体条件を解除、9棟の解体期限変更 H31.8.31）
55,418,386円
- ・ 同 年11月19日 変更増加額の支払期限
- ・ 同 年12月25日 学園へ督促状交付
- ・ 同 年12月28日 変更増加額納入
- ・平成31年 1月15日 違約金延滞利息納入通知送付
- ・ 同 年 1月17日 違約金納入

第4 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

1 監査対象事項についての判断

請求人は、「当初の鑑定価格467,573,181円と、当初の売却金額70,000,000円に変更契約の増額金額55,418,386円を加えた合計金額125,418,386円との差額342,154,795円が県の損害となっている」と主張し、知事に返還を求めている。

本住民監査請求は、財務会計上の行為として当初契約及び変更契約の締結と当初契約に基づく財産の処分が対象となっているので、それぞれについて判断を行った。

(1) 当初契約について

請求人は、「土地建物の売却について3回の一般競争入札を実施しているが、第2

回目、第3回目の入札は入札公告から入札申込み期間を極端に短くし、第1回目に情報を得ている塩原学園以外に参加できないように仕向けた違法・不当な入札により、同学園に70,000,000円で売却した。これにより不当に安く財産の処分を行い、県に損害を与えた」と主張している。

当初契約の締結及び契約に基づく財産の処分という財務会計上の行為が、住民監査請求の要件に該当するかについては、以下のように判断した。

法第242条第2項では、「住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない」と規定されている。

本契約の締結及び契約に基づく財産の処分は、平成27年8月8日で1年を経過しており、また請求人が1年を経過して本監査請求をしたことについて正当な理由があるとも認められない。

よって、平成26年8月8日付けの当初契約に係る請求は、法第242条の住民監査請求として不適法であるので、これを却下するものとする。

なお、請求人は、当該建物の解体不履行も問題としているので付言する。当初契約における建物の解体条件は、同契約に基づき平成26年8月8日に塩原学園に所有権が移転している建物について、同学園が解体撤去の義務を負うものであって、県に対する金銭給付を目的とする債権とは言えない。

したがって、この点からも、住民監査請求の対象とはなり得ないものであるので念のため申し添える。

(2) 変更契約について

請求人は、「当初契約で3年以内の解体条件を付したが、同学園は契約条件を履行せず、建物の一部を残存させる申入れを県に行い、55,418,386円を増額する変更契約を締結した。

しかし、平成30年11月19日の支払期限を過ぎた12月末に元金が支払われたのみで、延滞利息は12月末現在支払われていない」と主張している。

執行部からは、「旧本庄北高等学校については、未利用財産の利活用に係る基本方針、県有資産総合管理方針に基づき、未利用資産を速やかに処分するため、一連の売却処分の手続きが進められた。

変更契約で解体条件を解除した建物（物置、渡り廊下、自転車置き場、便所、食堂兼合宿棟）について、当初契約ではその解体費用を控除しているため、変更契約ではその解体費用と建物として残存価値のある食堂兼合宿棟の建物価格を増額したものである。これらの土地建物の価格や解体費用については、不動産に関する幅広い知見と専門性を有する不動産鑑定士の鑑定評価、調査報告書及び意見書に基づき、適正な価格を算定したものである。

また、変更契約の増加額の支払いについては、支払い期限までに納入されなかったため、必要な督促を行い、平成30年12月28日に納入され、支払い遅延による違約金も平成31年1月17日に納入されている」との説明があった。

土地建物の不動産鑑定価格467,573,181円は文教施設（学校等）の用途に限定して売却処分し、再利用することを前提とした評価であることを不動産鑑定評価書により確認した。

これらを踏まえて、次のように判断した。

前述のとおり、平成26年8月の当初契約に関する部分の監査請求については、却下することとしたため、変更契約が違法・不当であり、県に財産的損害を与えたのかについて検討した。

住民監査請求においては、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである」とされている。(平成6年9月8日最高裁判所判決)

本変更契約は、建物解体条件を解除した6棟の建物解体費46,990,163円と食堂兼合宿棟(北高記念館)の建物価格6,390,102円を加算した53,380,265円に落札率(70,000,000円/67,425,611円)を乗じて算出した合計金額55,418,386円を増額したものである。

当初契約では、建物解体撤去期限等について、県と塩原学園との協議の上、変更できるものとされている。変更契約は、平成30年8月24日付けで塩原学園から売買契約条件の変更についての協議依頼書が県に提出され、協議の上、両者の合意により締結したものである。

この変更契約による増加額は、適正な鑑定によって算出され、同学園による支払いも完了していることが、執行機関に対する監査により確認されている。

したがって、財務会計上の行為として違法・不当とは認められず、また県の財政上の損害も認められない。

2 結論

以上のとおり、平成26年8月8日付けの当初契約の締結については、監査請求期間の1年を経過しているため、却下するものとする。

平成30年10月18日付けの変更契約の締結については、違法、不当な事務執行とはいえ、また県に財政上の損害も発生していないため、請求人の主張は理由のないものと判断し、棄却する。

3 監査結果の報告に添える意見

監査結果に添えて、次のとおり執行機関に対する意見を付す。

公文書は行政の執行に係る基本的な記録であり、適正な財務執行を確保するために極めて重要である。また、県民への説明責任を果たす上で必要不可欠なものである。

ホームページへの入札公告は、契約手続きの一環で財務会計上の行為であり、その決裁文書は埼玉県文書管理規則により保存期間11年以上に区分されているが、誤って1年で廃棄されていた。この点については、強く反省を促したい。

については、公文書の適正な管理を一層徹底するべきであると意見する。

資料1 未利用財産の利活用に係る基本方針（平成24年5月29日県有資産マネジメント会議承認）

資料2 県有資産総合管理方針 平成27年3月策定（抜粋）

資料3 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

資料4 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事務取扱要領

未利用財産の利活用に係る基本方針

平成 24 年 5 月 29 日県有資産マネジメント会議承認

未利用財産（廃道・廃河川敷を除く）の利活用（処分を含む）に当たっては、広く全庁の意見を確認した上で、以下のとおり対応するものとする。

1 検討手順

未利用財産の利活用に係る検討手順は以下のとおりとする。

未利用財産は、事業廃止の見込みが明らかとなった段階で把握し、検討状況等をマネジメント会議・検討委員会に報告する。

【第Ⅰ段階】 所管部局内における利活用の有無を把握する。所管部局内での利活用の予定がある場合は、財産所属換えの手続きを行う。

【第Ⅱ段階】 当該部局内での利活用の予定がない場合には、庁内他部局に利活用の希望を照会し、庁内での利活用の有無を把握する。庁内での利活用の予定がある場合は、財産所管換えの手続きを行う。

【第Ⅲ段階】 庁内での利活用の予定がない場合には、所在市町村に利活用の希望を照会し、所在市町村での利活用を検討する。所在市町村で利活用が見込める場合は、市町村への売却等の手続きを行う。

【第Ⅳ段階】 市町村での利活用が見込めない場合は、マネジメント検討委員会及びマネジメント会議での協議結果を踏まえた上で、保全するかどうかを決定する。

【第Ⅴ段階】 保全することが適当と認められる場合は、保全することとする。これに該当しない場合は、公共事業代替地として登録を行うとともに、民間への売却手続きを進める（入札公告後は、代替地登録は取り下げる）。

2 留意事項

(1) 保全するかどうかの決定に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ・地域のまちづくりに配慮が必要なもの
- ・県南地域における大規模な土地で、今後他の用途での利活用が見込まれるもの
- ・その他県として特に保全することが必要と認められるもの

(2) 民間売却に当たっては、地域住民に対し丁寧な説明を行い、十分な理解を得た上で実施するなど、慎重に行う。

県有資産総合管理方針 平成27年3月策定（抜粋）

第1 はじめに

1 策定の目的

県は戦後の人口増加とそれに伴う様々な行政需要に対応するため、高度経済成長期を中心に公共施設や道路などの社会資本（インフラ）を大量に整備してきた。

一方で我が国では本格的な少子高齢化社会を迎え人口の減少が始まった。本県においては未だ人口は微増しているものの、今後は急速な高齢化と人口減少が避けられない。

少子高齢化・人口減少は経済活動を縮小、停滞させる要因となり、県の財政にも大きな影響を与える可能性がある。

将来の財政状況が見通せない中で、過去大量に整備してきた公共施設等の老朽化が進んでいる。今後、そうした施設が更新時期を迎えると老朽化対策に多大な費用が必要となり県財政を大きく圧迫することとなる。施設の老朽化問題への対応を怠れば新たな社会資本の整備ができなくなるばかりか、既存施設の維持管理すら困難になり、行政サービスの提供に支障を来すおそれがある。

右肩上がりの経済発展が望めない成熟社会にあっても、県は多様化する県民のニーズに柔軟に対応し、質の高いサービスを持続的に提供する責務がある。そのためには県有資産をより一層効果的・効率的に活用していくことが欠かせない。

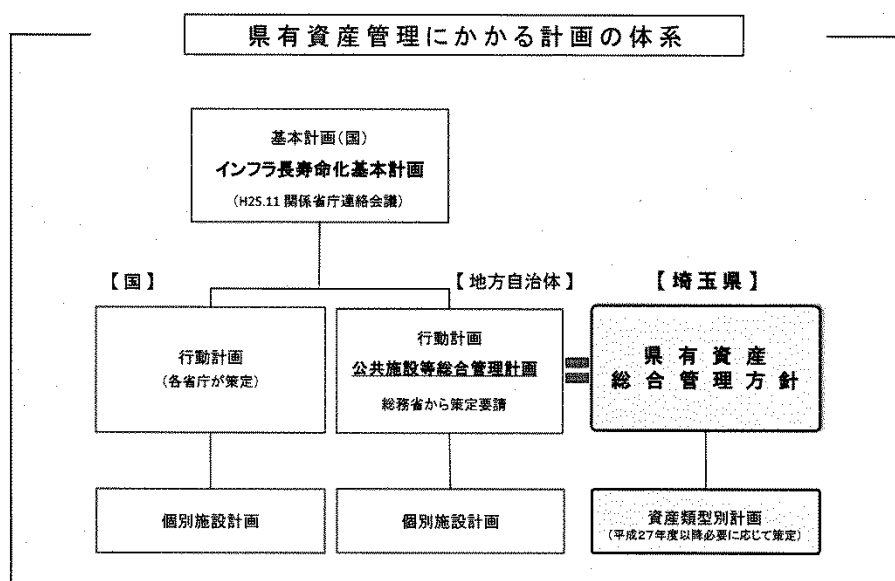
こうした観点から、県有資産に関する課題を整理し、今後の県有資産の管理や利活用に関する基本的な考え方や方向性を明らかにすることを目的にこの方針を策定するものである。

2 方針の位置付け

この方針は、県有資産の総合的かつ計画的な管理や利活用に関する基本的な方針について定めるものである。

今後、各資産類型別のより詳細な取組方策を定めた計画（資産類型別計画）を策定する場合は、この方針との整合を図るものとする。

なお、この方針は、平成26年4月22日付け「総財務第74号」で総務省から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」に相当するものである。



* 既に資産類型ごとの維持管理更新等に関する計画を策定済みの場合は、当該計画を資産類型別計画とすることができる。ただし、県有資産総合管理方針との整合に留意し、必要に応じて見直しを図るものとする。

3 対象とする県有資産

(1) 対象とする資産

庁舎や学校などの建物や道路などのインフラ施設、上水道・下水道・病院などの公営企業が管理する施設など、県が所有し管理する全ての不動産（土地、建築物、その他工作物）を対象とする。

なお、公用・公共の用に供していないいわゆる未利用資産についても対象とする。

(2) 対象資産の分類

県有資産の種類			主な施設	
県有資産	公共施設等	一般施設	行政利用施設	本庁舎、地方庁舎、職員住宅など
			県民利用施設	埼玉会館、さいたまスーパーアリーナなど
			県営住宅	県営住宅
			県立学校	県立高校など
			教育施設等	武道館、近代美術館など
			警察施設	警察署、警察公舎など
		インフラ施設	道路	県道、橋梁(きょうりょう)、トンネルなど
			河川・ダム	堤防、排水機場、ダムなど
			砂防	砂防ダム、地すべり防止施設など
			公園	都市公園、農林公園、県民健康福祉村
			交通安全施設(警察管理分)	信号機、大型標識など
		公営企業施設	県立病院	県立病院
	水道用水		浄水場、管路など	
	工業用水		浄水場、管路など	
	その他企業局施設		庁舎、ゴルフ場など	
	流域下水道		処理場、ポンプ場、管渠(かんきょ)など	
未利用資産			廃止等により使用していない施設など	

* 用語の定義

県有資産 … 県（行政委員会及び公営企業を含む。）が所有する不動産（土地、建築物、その他工作物）及びその従物をいう。

公共施設等 … 県有資産のうち公用又は公共の用に供し、又は供することと決定したもの（行政財産）及び行政財産以外の財産（普通財産）のうち県が所有する建築物とその従物をいう。

未利用資産 … 県有資産のうち公共施設等以外の特定の用に供されていないものをいう。

4 対象期間

この方針は、県有資産にかかる維持管理更新費用などを可能な限り長期的な視点で見据えつつ、今後おおむね10年程度の基本的な取組方策を示すものとする。

3 県有資産のスリム化

(1) 未利用資産等の処分

- 未利用資産の売却や交換等による処分については、公的活用を優先としながら積極的に取り組むことにより、資産保有に要するコストの縮減と歳入の確保を図る。
- 用地を取得したものの長期にわたり本来の目的として使用されていない行政財産については、行政需要の変化など環境の変化を踏まえて将来の利活用方針を早急に決定するとともに、利活用方針を決定することが困難な場合については売却等の処分の検討を進める。

(2) 施設アセスメントの実施

- 一般施設については、施設の特性に応じて耐震性や劣化状況などの建物性能や利用者数などの利用状況等を評価する施設アセスメントを実施し、施設を総合的に評価できるようにする。
- 施設アセスメントの結果に基づき施設の将来的な管理方針を決定する。また、施設アセスメントの結果、評価が低いと判断された施設は転用や集約化を検討する。

(3) 施設の転用・複合化の推進

- 一般施設の新設や建替えが必要な場合は、まず既存施設の転用や複合化で対応できないか検討し、施設総量の抑制に努める。

(4) 民間企業等との連携

- 所有にこだわることなく賃貸なども活用し、施設需要に柔軟に対応する。
- 施設の更新の際には民間企業との合築やリース方式の導入を検討し、イニシャルコスト^{※5}や将来負担の低減を図る。

(5) 不要建物の撤去

- 行政ニーズの変化や老朽化等により今後の利活用の見込みがない建物については、治安・防災上の観点から適切な安全対策をとるとともに、迅速な解体撤去に努める。

※5【イニシャルコスト】

・施設の設計や建設工事にかかる費用。初期費用。

4 未利用資産

【課題】

- ファシリティマネジメントを推進することにより、処分すべき未利用資産の増加が見込まれる。
- 県有資産の周辺住民等から、処分後も公的利活用等を求められることが多い。
- 市街化調整区域に立地しており跡地利用の用途が限定されていたり、入札を実施しても古い建物等が残っているため買取り希望がなかったりなど、売却が困難な未利用資産が少なくない。
- 未利用資産の処分や利活用が進まない場合、その後の維持管理コストの負担が増加する。

【今後の方向性】

- 将来的にも県で利活用する見込みがない県有資産は、地元市町村等での公的利活用を優先しながら速やかに売却や交換等の処分を検討する。
- 速やかに売却や交換等の処分を行うことが困難な資産は、原則として有償貸付を検討し、有償で貸付が困難な場合は、管理経費を削減できる無償貸付等を検討する。この場合、建物の建築を目的とする土地の貸付は、原則として定期借地制度を活用する。
- 現在、建物の建築を目的として貸し付けている土地については、適正な借地管理（契約期間の確認、適正利用の確認、賃借料の見直し等）を行うとともに、将来的に公的利活用を行う可能性の少ない貸付地は、借地権者等への売却を検討する。

資料3

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

昭和39年3月31日
条例第16号
最終改正 平成元年3月29日

(この条例の趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

(行政財産の無償貸付等)

第2条 行政財産である土地を貸し付け、又はこれに地上権を設定する場合は、無償若しくは時価よりも低い価額で貸し付け、又は地上権を設定することができる。

(普通財産の交換)

第3条 普通財産のうち不動産及びその従物は、次の各号の一に該当するときは、これを他人の所有する不動産及びその従物と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の6分の1をこえるときは、この限りでない。

- 一 県において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。
 - 二 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体若しくは土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業を行なう者（以下「公共団体等」という。）において、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）の用に供するため県の普通財産を必要とするとき。
- 2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その差額を補足させることを要しない。

(普通財産の譲与又は減額売払い)

第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で売り払うことができる。

- 一 公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を当該公共団体等に譲渡するとき。
- 二 公共団体等において設置又は管理の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の範囲内において当該公共団体等に譲渡するとき。
- 三 公用又は公共用に供する財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
- 四 公用又は公共用に供する財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第5条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- 一 公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- 二 普通財産の貸付けを受けている者が、地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供しがたいと認められるとき。
- 三 前二号のほか、公益上必要があると認められるとき。

(物品の交換)

第6条 物品のうち知事が定める自動車、建設機械及び動物は、当該自動車、建設機械及び動物に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認められるときは、これを他人の所有する自動車、建設機械及び動物と交換することができる。

2 第3条第2項本文の規定は、前項の交換について準用する。

(物品の譲与又は減額売払い)

第7条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で売り払うことができる。

- 一 公益上の必要に基づき、公共団体等又は私人に物品を譲渡するとき。
- 二 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第8条 物品は、公益上必要があると認められるときは、公共団体等又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県財産及び営造物に関する条例（昭和36年埼玉県条例第7号）は、廃止する。

附 則（昭和49年12月25日条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月29日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事務取扱要領

昭和50年5月28日 通達管財第2号
総務部長 通達
最終改正 平成30年12月10日 通達管財第756号

第1 趣 旨

この要領は、別に定めるものを除くほか、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年埼玉県条例第16号。以下「条例」という。）に基づく財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

第2 普通財産の交換差額

- 1 条例第3条第1項の規定により、普通財産を交換する場合において、第3に掲げる場合に該当し、特に必要があると認めるときは、その差額を補足させることを要しないものとする。
- 2 条例第3条第1項の規定により、普通財産を交換する場合において、第4に掲げる場合に該当し、特に必要があると認めるときは、それぞれ、第4各号に掲げる場合を限度として、その差額を減額するものとする。

第3 普通財産の譲与の範囲

条例第4条の規定により、普通財産を譲与することができるのは、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第4条第1号に該当する場合のうち、次に掲げるときとする。
 - ア 譲与しようとする普通財産について、公共団体等において、この要領実施の際に既に道路又は水路の用に供しているとき。
 - イ 水防法（昭和24年法律第193号）第2条に規定する水防管理団体が、水害の予防の用に供するために必要とするとき。
 - ウ 県営土地改良事業によって生じた土地改良施設について、公共団体等において、公共用又は公益事業の用に供するために必要とするとき。
 - エ 県の建築行為等に伴い、他の地方公共団体が定める条例等の規定により、当該地方公共団体へ道路後退用地の帰属を必要とするとき。
- (2) 条例第4条第2号、第3号又は第4号に該当する場合のうち、次に掲げるときとする。
 - ア 譲与しようとする日が、費用負担又は寄附の日から20年を経過していないとき及び費用負担又は寄附の際に譲与の特約があったとき。
 - イ 公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合で、譲与しようとする日が、費用負担又は寄附の日から20年を経過したとき。
当該普通財産の譲与割合 5割以内

第4 普通財産の減額売払いの範囲

条例第4条の規定により、普通財産を時価よりも低い価格で売り払うことができるのは、同条第1号に該当する場合のうち、次に掲げるときとし、その減額の割合の限度は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公共団体等において、道路又は水路の用に供するために必要があるとき。
4割
- (2) 公共団体等において、次に掲げる施設の用に供するために必要があるとき。

2割

- ア 医療施設
- イ 火葬場、ごみ処理施設、し尿処理施設
- ウ 緑地、公園、溜池、無料駐車場
- エ 庁舎
- オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業の用に供する施設
- カ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する職業訓練の施設
- キ 下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する下水道
- ク 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に規定する公営住宅
- ケ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
- コ 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する公民館及びこれに類する施設
- サ 図書館法（昭和25年法律第118号）に規定する図書館
- シ 博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する博物館
- ス その他公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する施設で、総務部長が認めるもの

第5 普通財産の譲与又は減額売払いの際に付する条件等

- 1 条例第4条の規定により、普通財産を処分するときは、次に掲げるとおり、処分後の当該普通財産の指定用途、指定用途に供しなければならない期日（以下「指定期日」という。）及び指定用途に供すべき期間（以下「指定期間」という。）を定め、指定期間が終了するまでは、引渡後の財産の状況把握に務めるものとする。
 - (1) 指定期日は、普通財産の引渡し後2年以内において定めるものとする。
 - (2) 指定期間は、譲与の場合にあっては10年、減額売払いの場合にあっては5年とする。ただし、建物及び工作物については、その残存耐用年数とする。
 - (3) 引渡後の財産の状況把握は、処分財産の分類、形態等に応じ、少なくとも年に1度行うものとする。
- 2 条例第4条の規定により、普通財産である不動産を処分するときは、次に掲げるときを除き、買戻しの特約を付しその旨を登記するものとする。

この場合において、買戻しの特約期間は、指定期日までの期間と指定期間の合計の期間とし、10年を限度とする。

 - (1) 無償譲渡するとき。
 - (2) 現に指定用途に供されており、引き続き当該用途に供されていくことが客観的に明らかなきとき。

第6 財産の無償貸付の範囲

- 1 条例第2条の規定により、行政財産を無償で貸し付けることができるのは、地方職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合に対して貸し付けるときとする。
- 2 条例第5条の規定により、普通財産を無償で貸し付けることができるのは、同条第1号に該当する場合であって、次に掲げるとき又は同条第2号に該当するときとする。この場合において、国有資産等所在市町村交付金を交付する必要があるときは、これに相当する額（建物の貸付け（貸付目的が住宅で、かつ貸付期間が1月以上の場合を除く。）及び1月未満の土地の貸付けにあっては、国有資産等所在市町村交付金相当額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）を当該普通財産の借受者に負担させるものとする。
 - (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧の用に供するために必要とするとき。

- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する土地改良事業の用に供するために必要とするとき。
- (3) 地方職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合がその事務の用に供するために必要とするとき。
- (4) その他県の事務又は事業と密接な関連を有する公共団体等の事務又は事業で、総務部長が認めたものの用に供するために必要とするとき。

第7 財産の減額貸付の範囲

- 1 条例第2条の規定により、行政財産を時価よりも低い価格で貸し付けることができる場合及びその減額する場合は、その都度、総務部長が定めるものとする。
- 2 条例第5条の規定により、普通財産を時価よりも低い価格で貸し付けることができるのは、前記第4各号に該当するときとし、その減額の割合の限度は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、平成9年4月1日以前から貸し付けているものについては、当分の間、その減額の割合の限度を従前のおりとするることができる。

第8 取扱いの特例

この要領によりがたい特別な事情があるときは、知事の承認を得て、これと異なる取扱いをすることができる。

第9 実施期日等

- 1 この要領は、昭和50年6月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際、現に貸し付けている普通財産については、契約期間内に限り、なお従前の例による。

雑 報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成30年11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質肥料	川合肥料株式会社 日高工場	日高コンポ432	TN、TP、TK、Cd、As				
乾燥菌体肥料	小岩井乳業株式会社 東京工場	KIW2018	TN、TP、Cd				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－カリウム全量、Cd－カドミウム、As－ひ素

雑 報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成30年12月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果									備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCa (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
堆肥	有限会社エー・アイ	牛ふん堆肥	4.2	1.5	1.9	1.4	17	87	8	48.9		
		馬ふん堆肥エクセレント	3.0	0.4	1.1	0.4	5	24	9	56.8		
	千成産業株式会社	千成リサイクル堆肥	4.0	2.1	1.0	2.9	34	313	10	19.7		
	有限会社斎藤産業	牛ふん堆肥	4.2	1.5	1.9	1.4	17	87	8	48.9		
		馬ふんたい肥	3.0	0.4	1.1	0.4	5	24	9	56.8		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

正 誤

埼玉県条例第八号（平成三十年三月三十日第二千九百八十九号）中訂正

ページ 行

一 八行目及び九行目を削る。